

# 令和元年度エコツアーリズム推進 プラットフォーム業務委託

## 報告書

令和2年3月

沖縄県

(事業受託者：株式会社オリエンタルコンサルタンツ)



## - 目 次 -

第1章 業務概要	1
1.1 業務目的	1
1.2 業務概要	1
1.3 業務の流れ	2
第2章 サスティナブル・ツーリズム、エコツーリズムの取組・制度等に 係る情報収集	3
2.1 基本的な考え方	3
2.2 具体的な調査内容	4
2.3 参照すべき先行地域事例についての情報収集	21
2.4 県内民間企業による取組実績の情報収集	33
第3章 令和元年度 沖縄県のサスティナブル・ツーリズムのあり方検討会 の開催	34
3.1 実施の前提	34
3.2 検討会・報告会の開催	35
3.3 検討会の成果	52
第4章 人材育成（「サスティナブル・ツーリズム シンポジウム2020」の 開催）	58
4.1 開催概要	58
4.2 広報活動	59
4.3 開催結果	64
4.4 参加者アンケート	80
第5章 まとめと今後の課題	87

### 参考資料



## 第1章 業務概要

### 1.1 業務目的

本業務は、自然環境等の保全に配慮し、地域活性化に資する持続可能な観光形態であるエコツーリズムを推進するため、人材育成や普及啓発活動等に取組み、本県の自然・文化特性に適合した沖縄型エコツーリズムブランドの形成を図るものである。

県全域を対象としたエコツーリズム推進を目的として、平成15年度にエコツーリズム推進計画を策定し、その実行の一部を担う組織として、平成18年に『NPO法人沖縄エコツーリズム推進協議会（以下、「協議会」という。）』を設立しているが、サステナブル・ツーリズムの推進等、その求められる内容も変化していることから、今後県として推進すべき持続可能な観光及びサステナブル・ツーリズム、エコツーリズムを推進する団体に求める役割を明確にしていくものである。

### 1.2 業務概要

#### (1) サステナブル・ツーリズム、エコツーリズムの取組・制度等に係る情報収集

持続可能な観光を実現するために実施している国内外のサステナブル・ツーリズム、エコツーリズムの取組・制度等に係る情報収集を行った。

収集した情報を整理し、持続可能な観光のために、今後県として、どのような事業を推進していくべきか、サステナブル・ツーリズム、エコツーリズムを推進する団体に求められる役割とは何かの2つのテーマで検討が行えるよう資料を収集・整理した。

#### (2) 令和元年度 沖縄県のサステナブル・ツーリズムのあり方検討会の開催

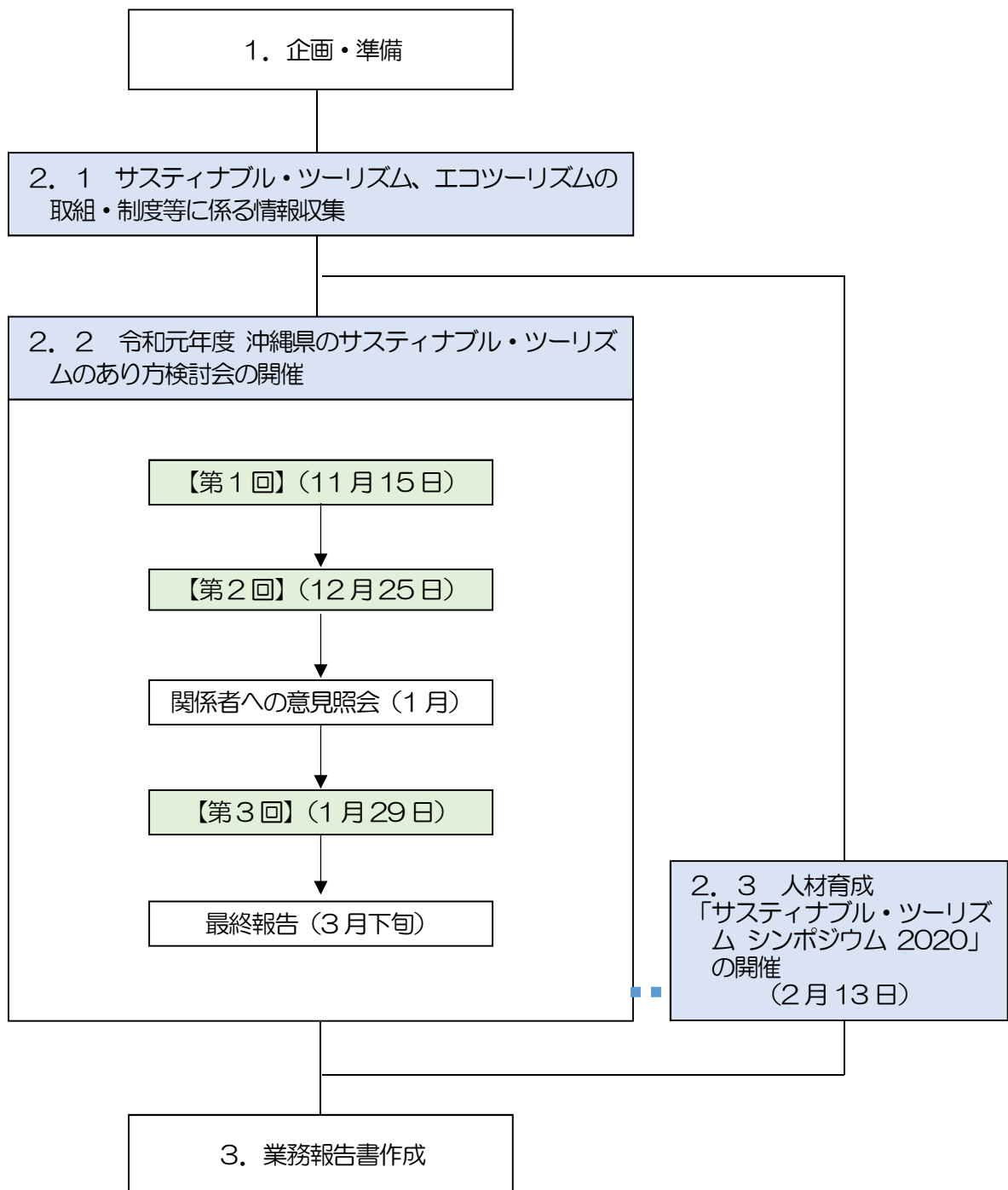
- ① 「地域・経済・環境・観光客」の視点を持ったエコツーリズム及び体験型観光に関する有識者及び観光関連事業者を中心に、持続可能な観光及びエコツーリズムを推進する団体に求められる役割を明確化するためのあり方を検討した。
- ② 上記検討に際し、関連事業者や有識者等で検討会を組成し、業界内横断で連携を図った。
- ③ 検討結果について、2月のサステナブル・ツーリズム シンポジウム2020で報告を行った。

#### (3) 人材育成（「サステナブル・ツーリズム シンポジウム2020」の開催）

サステナブル・ツーリズム、エコツーリズムに係る最新の動向等をテーマとしたシンポジウムを沖縄本島内にて開催した。

### 1.3 業務の流れ

本業務の検討手順は以下のとおり。



図表1 本業務の検討手順

## 第2章 サステナブル・ツーリズム、エコツーリズムの取組・制度等に係る情報収集

### 2.1 基本的な考え方

「令和元年度 沖縄県のサステナブル・ツーリズムのあり方検討会」（以下、あり方検討会）におけるあるべき議論の場の設定と、論点の明確化を図るために情報収集分析を実施した。

#### <あり方検討会での論点>

- (ア) 持続可能な観光のために、今後県として、どのような事業を推進していくべきか。  
(今後の県の事業展開に結びつくような具体的な提案)
- (イ) 上記内容を踏まえ、サステナブル・ツーリズム、エコツーリズムを推進する団体に求められる役割とは何か？（具体的な提案）

上記（ア）・（イ）については、次期の観光目標や設定、関連動向を踏まえつつも、過年度成果によるロードマップを踏まえた現実的な取組の推進が求められることから、以下の3つの視点より調査を実施した。具体的には、「(1) サステナブル・ツーリズムの実践に向けた要件」、「(2) 参照すべき先行事例」、「(3) 県内の関係主体による取組」の観点から情報を収集した。

#### <参考：当面の取組のロードマップ>

H30	H31	H32	H33
・あり方の検討	・実施に向けた調整 ・行動計画策定（5カ年） ・調査事業等受託事業の可能性のサウンディング	・新体制スタート	（・観光税の施行）
	・体制の確立 ・体制の移行期間		

出典：平成30年度 エコツーリズムプラットフォーム事業 業務委託報告書（沖縄県）

## 2.2 具体的な調査内容

持続可能な観光地経営を目指すにあたって、適切な指標管理に向けた要件や事業・施策への展開方法について情報収集を実施した。

### (1) 全国及び沖縄県の動向

現行の沖縄観光成果指標の策定経緯や、日本版の持続可能指標の策定に向けた最新の動向について、情報収集および課題整理を行った。

図表 2 ヒアリング先一覧

ヒアリング先	担当者	日時	手法
観光庁 外客受入担当参事官室	・大野一 係長 ・中村陽介 主査	令和元年 9 月 31 日 (火) 15:00~16:00	訪問
公益財団法人 日本交通公社 観光地域研究部	・中島 泰 上席主任研究員	令和元年 9 月 30 日 (月) 9:30~10:45	訪問



## 1) 観光庁

観光庁へのヒアリング結果を以下に示す。

日 時：令和元年9月31日（火）15：00～16：00  
出席者：観光庁外客受入担当参事官室 大野一 係長、中村陽介 主査  
オリエンタルコンサルタンツ 小川、吉田

### ①沖縄県に対する認識

- 沖縄県では、県独自で「沖縄観光成果指標」を有しており、指標を活用した観光地管理の観点からは、先進地であるとの認識を持っている。
- 観光庁としても取組の詳細や県内の現状について関心がある。
- 特に、危機管理については他県よりも意識が高いと認識しているので、その点についても全国の観光地域に対してのお手本となっていただければという思いがある。

### ②持続可能観光指標の検討動向

- 観光庁では、本年度、日本版の持続可能観光指標（仮称）の開発について検討を行っている。
- 本指標は、UNWTOからも認められている国際的な基準であるGSTC-Dに準拠することとしており、アワードなど取組を促進させる仕組みはGD等認証団体との連携を視野に検討している。
- 今年度の予定として、10月に第2回目の検討委員会があり、日本版指標の案を提示する予定である。その後、第4回まで検討委員会を開催し、日本版指標の中身等について議論していく。
- また、現時点の見通しであるが、令和2年1月に、任意の地方自治体において仮指標の試験導入を実施、3月に「日本版持続可能な観光指標（仮称）」のモデル実施地区の公募を開始する予定である。
- 日本版指標が完成、公表されれば、沖縄県にも是非活用いただき、国際基準に則った観光地域作りをより進めていただければと思う。

## 2) 公益財団法人 日本交通公社

公益財団法人日本交通公社へのヒアリング結果を以下に示す。

日 時：令和元年9月30日(月) 9:30~10:45

出席者：公益財団法人 日本交通公社 観光地域研究部 中島泰 上席主任研究員  
オリエンタルコンサルタンツ 小川、森田

### ①成果指標・観光地の健康診断について

- ・観光地の健康診断の導入を考えると、GSTCが類似のモデルとなるが、観光庁が本年度の検討で、モデル地域を設けて来年度以降に、DMOを使いつつ地域に落とし込みを行う、GSTCをモデルとした取組を行っている。
- ・県として導入を検討するならば、指標の導入もさることながら、首長が代わっても継続的に活用されるような、持続可能な運用の仕組みづくり(ex.行政システムに組み込む、インセンティブの付与、人材育成、財源確保)を作り上げる必要がある。
- ・沖縄県の成果指標は、計測している指標に対して、目標水準の設定がされておらず、十分に使われていないという課題につながっている。

### ②検討会における議論の論点について

#### a. 全般

- ・議論する内容が多岐に及ぶことから論点の優先順位付けや絞り込みが必要ではないか。

#### b. 沖縄県が果たすべき役割

- ・地域ごとのローカルルールや取組が進むなかで、実態を把握しつつ進める必要がある。  
※県内の地域ごとのルールについて詳細に把握した寺崎部長の論文(寺崎竜雄・土屋俊幸(2019)「沖縄県における持続可能な観光のためのローカルルールの実態」、『林業経済研究』別冊 Vol.65, No.1, pp.81-91.)を受領

#### c. 沖縄県が目指すサステナブルな観光地のあり方

- ・ハワイの指標体系や、他地域の事例などを事前に整理しておき、参加者に基本事項として理解してもらうことは一案ではないか。

#### d. 推進団体の果たすべき役割

- ・新組織の実施に向けた体制は、会議のなかだけで、結論を出すことが難しく思える。これまでの経緯もあり、委員のなかでも認識のレベルが異なるため、認識合わせが必要。
- ・組織を具体的に動かすことを重視すると、個別に関係者にネゴする必要がある。国外事例などを参考に、求める組織像をある程度具体化し、共有しなければ議論が進まないのではないか。

### ③推進団体のあり方について

- ・今回立ち上げる団体は、エコツーリズムおよびサステナブル・ツーリズムを推進する組織であり、公共的なミッションを背負っていると思われる。
- ・民間事業者による業界団体とは役割が異なり、1つの組織で両方を兼ねることは難しいと考える。  
⇒ 行政資本の民間主体でサステナブル・ツーリズムを推進している団体として、カナダのウィスラー発祥で他地域のコンサルティングをする役割を担っている「サステナビリティ・センター」の事例が参考になる。

## (2) 資料収集の結果

海外で有効に運用されていると評価されているGSTC (Global Sustainable Tourism Council : グローバルサステイナブル・ツーリズム協議会) による認証制度や、GSTC 国際認証の認証機関のひとつであるGD (Green Destinations : グリーンデスティネーションズ) による指標の、沖縄における適用の可能性を検討するため、公開資料より GSTC および GD の概要を整理した。

### 1) GSTC

GSTC (Global Sustainable Tourism Council : グローバルサステイナブル・ツーリズム協議会) は、持続可能な観光の国際基準を策定するため 2008 年に発足、持続可能な観光の共同理解を深めることを目的に活動している。2008 年に宿泊施設およびツアーオペレーター向けの持続可能な観光の国際基準「GSTC-I」を、2013 年には観光地向けの持続可能な観光の国際基準「GSTC-D」を策定し、管理、普及活動を行っている。<sup>1)</sup> “持続可能な観光地” の形成に向けて、GSTC が目指す将来像と将来像を実現するための目標、目標の達成度をはかる指標の体系、指標の運用体制を整理する。

#### 【目指す将来像】

GSTC が目指す将来像として、GSTC が掲げるビジョンおよび 3 つの使命を以下に示す。

<p>◆ビジョン<sup>2)</sup></p> <p>観光業が、環境的・社会的影響の観点において、その活動から悪影響を排除しつつ、社会的・文化的・経済的利益を得るための手段としての可能性を満たす。</p> <p>◆3 つの使命<sup>3)</sup></p> <p>①持続可能な観光に対する国際社会の意識を高め、持続可能な観光の実行手法に関する理解を深める</p> <p>②持続可能な観光の国際基準の普及を促進する</p> <p>③持続可能な観光の需要を高める</p>
---

#### 【目標の達成度をはかる指標の体系】 GSTC-D Version2 (観光地向けの持続可能な観光の国際基準)<sup>4)</sup>

※2019年12月に改訂された「GSTC-D」では、「国連持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」の課題への対応が明記され、よりサステイナビリティへのコミットメントを求める内容となった。

基準 (大項目)	基準 (中項目)	基準 (小項目)	関連するCDGs
A : 持続可能なマネジメント	A(a) マネジメントの組織と枠組	A1 デスティネーション・マネジメントの責任	目標 16・目標 17
		A2 デスティネーション・マネジメント戦略と実行計画	目標 17
		A3 モニタリングと結果の公開	目標 12
	A(b) ステークホルダーの参画	A4 事業者連携とサステイナビリティ・スタンダード	目標 12・目標 17
		A5 住民参加と意見聴取	目標 11・目標 17
		A6 旅行者の参加と意見聴取	目標 11・目標 12
		A7 プロモーションと情報	目標 11・目標 12
	A(c) 負荷と変化の管理	A8 旅行者の数と活動の管理	目標 11・目標 12
		A9 計画に関する規制と開発管理	目標 9・目標 11
		A10 気候変動への適応	目標 11・目標 13
		A11 危機管理	目標 11・目標 16

基準（大項目）	基準（中項目）	基準（小項目）	関連するCDGs
B：社会経済のサステナビリティ	B(a) 地域経済への貢献	B1 観光の経済効果の測定	目標 1・目標 8・目標 9
		B2 働きがいのある人間らしい仕事（ディーセント・ワーク）と雇用機会	目標 4・目標 5・目標 8
		B3 地域事業者の支援と公正な取引	目標 2・目標 3 目標 8・目標 12
	B(b) 社会的幸福と負荷	B4 コミュニティへの支援	目標 10
		B5 搾取や差別の防止	目標 16
		B6 地権と使用権利	目標 11
		B7 安全と治安	-
		B8 多様な受入環境整備	目標 3・目標 10
C：文化的サステナビリティ	C(a) 文化遺産の保護	C1 文化資産の保護	目標 11
		C2 工芸品	目標 11
		C3 無形遺産	目標 11・目標 12
		C4 地域住民のアクセス権	目標 11
		C5 知的財産	目標 16
	C(b) 文化的場所への訪問	C6 文化遺産での旅行者の管理	目標 11・目標 12
		C7 観光資源の解説	目標 4・目標 11
D：環境のサステナビリティ	D(a) 自然遺産の保全	D1 脆弱な環境の保護	目標 14・目標 15
		D2 自然遺産地での旅行者の管理	目標 14・目標 15
		D3 野生生物との関わり	目標 14・目標 15
		D4 種の搾取と動物福祉	目標 14・目標 15
	D(b) 資源のマネジメント	D5 省エネルギー	目標 7
		D6 水資源の管理	目標 6
		D7 水質	目標 3・目標 6
	D(c) 廃棄物と排出量の管理	D8 廃水	目標 3・目標 14
		D9 廃棄物	目標 12・目標 14 目標 15
		D10 温室効果ガスの排出と気候変動の緩和	目標 13
		D11 環境負荷の小さい交通	目標 9・目標 13
		D12 光害と騒音	目標 3・目標 11

※指標の詳細は次頁以降を参照。

[参考] 国連持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (SDGs)



出典：外務省HPより

【指標の運用体制】<sup>5)</sup>

GSTC が策定した国際基準を用いた認定制度では、GSTC が認定する第三者機関が、国際基準にもとづき、持続可能な観光を実施している観光地および観光産業を認証する体制を取っている。現在 GSTC が認定している観光地向けの認証機関は、オーストラリアの Earth Check、オランダの Green Destinations、イタリアの Vireo Srl の3 団体のみである。

【目標の達成度をはかる指標（詳細）】 GSTC-D Version2（観光地向けの持続可能な観光の国際基準）<sup>4)</sup>

基準		指標
A(a) マネジメントの組織と枠組	A1 デスティネーション・マネジメントの責任	a. グループの組織構成と責任について明記した文書がある。 b. 現在並びに長期の財源を明記した資金計画と予算がある。 c. 他組織との連携や協働に関する記録がある。 d. 正規雇用・契約雇用の職員（スタッフ）が職務に適切な経験を持つことを示す人事記録がある。 e. 運営や契約締結に際し、持続可能性や透明性の原則への理解と遵守を示すガイドライン及び手順がある。
	A2 デスティネーション・マネジメント戦略と実行計画	a. 現行のデスティネーション戦略と活動を示す、公的文書がある。 b. 戦略と計画は明確に示され、オンラインで公開されている。 c. 計画策定においては、ステークホルダーが参画する協議の機会やミーティングの記録がある。 d. 戦略と実行計画に、持続可能性原則への言及、観光資産、課題やリスクの評価に関する項目がある。 e. 戦略及び実行計画に、SDGs の達成を含むより広範囲な持続可能な開発指針について具体的な言及がある。あるいは、逆に、持続可能な開発指針に戦略及び実行計画が具体的に書かれている。
	A3 モニタリングと結果の公開	a. 社会経済、文化、環境指標や目標が定量的に設定されている。 b. これらの指標に沿って目標が測定がされ、少なくとも毎年その結果が記録、公表されている。 c. 実行内容と結果の定期的な計測と報告に関し、公的文書がある。 d. 計測システムそのものの見直し、定期的に行われている。
A(b) ステークホルダーの参画	A4 事業者連携とサステナビリティ・スタンダード	a. 観光関連事業者に、持続可能性に関する課題について定期的に情報提供している（メディア、ミーティング、直接連絡を取るなど）記録がある。 b. 観光関連事業者向けの、持続可能性に関する助言や支援があり、それが推進されている。 c. サステナビリティ・スタンダード（GSTC 認定/認証か否かも含めて）に関する認証を得ている事業者の数と割合は公開されており、またそれを増やす目標を定めている。 d. 認証制度の推進に関する記録がある。 e. 観光関連の認証取得事業者及び更新事業者のリストがある。
	A5 住民参加と意見聴取	a. デスティネーションにおいて持続可能な計画やマネジメントへの住民の参加を促進し、実施している記録がある。 b. 参加の形式と度合に関する情報がある。 c. 観光に関する課題に対して、住民調査やその他の意見聴取の仕組みがある。 d. 住民意見への対応策に関する記録がある。 e. 住民に提供される観光に関する情報、教育、トレーニングなどの取組がある。
	A6 旅行者の参加と意見聴取	a. 旅行者調査やその他の意見聴取の取組が実施され、結果は公開されている。 b. 調査や意見聴取には、持続可能性に関する旅行者の反応が含まれている。 c. 旅行者調査や意見聴取の結果をふまえて取られた対応策の記録がある。 d. 持続可能性の課題やそれらへの対応策を示す、旅行者向けの情報がある。

基準		指標
	A7 プロモーションと情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 適切な内容かつ最新の情報に基づく販売促進の素材・資料がある。</li> <li>b. デスティネーションの販売促進や情報発信について、正確さや適切さをチェックする仕組みがある。</li> <li>c. 広報活動向けの情報内容とその伝達について、地域住民や環境・文化団体と協議した記録がある。</li> </ul>
A(c) 負荷と変化の管理	A8 旅行者の数と活動の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. デスティネーション・マネジメント戦略と実行計画では、季節性や旅行者の分散に対処している。</li> <li>b. 最も旅行者数が多い場所を含め、旅行者数の通年の変動が調査・把握されている。</li> <li>c. 旅行者数と観光活動の影響は、調査活動及びコミュニティやステークホルダーからの意見聴取によって明らかにされている。</li> <li>d. 旅行者の移動と影響を管理するための対策が取られている。</li> <li>e. マーケティング戦略とターゲット層の選定は、旅行者の訪問傾向、観光活動の影響やデスティネーションの事情や必要性を考慮している。</li> </ul>
	A9 計画に関する規制と開発管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 開発を管理するための特定の方針、規制、ガイドラインがあり、日付と表題が明記された文書となっている。</li> <li>b. 環境、経済、社会文化的な影響を網羅した影響評価要件が明記されており、デスティネーションにおける長期課題に対応するために十分な規模のものである。</li> <li>c. 不動産賃貸や観光利用の運営に関する特定の規制があり、その適用や遵守について文書がある。</li> <li>d. 方針、規程、ガイドラインの開発プロセスに住民が参画している記録がある。</li> <li>e. 先住民や少数民族が住む地域において、観光開発の提案及び実施時に、彼らとの協議に基づいた合意文書が作成されている。</li> <li>f. 観光開発の計画、また実行段階において、方針、規程、ガイドラインの周知と遵守についての広報記録がある。</li> </ul>
	A10 気候変動への適応	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. デスティネーション・マネジメント戦略や実行計画は気候変動の課題に対応している。</li> <li>b. 観光開発や事業活動に関する規程、ガイドライン、ゾーニングは、気候変動の影響を考慮している。</li> <li>c. 現状と将来的なリスクを含む気候変動のリスク評価が行われ、公表されている。</li> <li>d. 気候変動への適応による地域のエコシステム（生態系）への影響と貢献を検討する記録がある。</li> <li>e. 気候変動に関して公開された情報がある。</li> </ul>
	A11 危機管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. デスティネーションにおける観光に特化したリスク軽減、危機管理や緊急対応計画は文書化されている。</li> <li>b. 計画では、地域に適した自然災害、テロリズム、健康、資源枯渇やその他の広範囲のリスクが認識されている。</li> <li>c. 緊急時やその後の活用に関する情報伝達の手続きについて、明らかにされている。</li> <li>d. リスクや危機管理に関して、地域内での情報伝達やトレーニングに関する取組がある。</li> </ul>
B(a) 地域経済への貢献	B1 観光の経済効果の測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 経済データ収集のプログラムがある。</li> <li>b. デスティネーションにおける観光による直接・間接的な経済貢献についての年次報告書がある。</li> <li>c. 域内の経済効果を網羅したデータ（旅行者数、旅行者消費額、雇用、投資、経済利益の分配など）がある。</li> </ul>
	B2 働きがいのある人間らしい仕事（ディーセント・ワーク）と雇用機会	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 適切な技能研修が地域で受けられる。</li> <li>b. 観光事業者は書面でディーセント・ワークと雇用機会の提供に対する具体的な取り組みを示している。</li> <li>c. 女性、青年、少数民族、障がい者を含む、地域住民対象の研修や雇用機会が推進されている。</li> <li>d. 労働組合の関与など、労働条件を確認し、または、それに対する不満や問題に対応する体制がある。</li> </ul>

基準		指標
	B3 地域事業者の支援と公正な取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. デスティネーションにおいて、観光関連の中小企業を対象とする助言、融資やその他の支援体制がある。</li> <li>b. 地域の観光関連の中小企業向けの市場参入支援がある。</li> <li>c. 地域の観光事業者による特産物や地域のサービスの利用を推奨する取組がある。</li> <li>d. 地域の農家、工芸職人、食品生産者が観光バリューチェーンに参入するための支援施策がある。</li> <li>e. デスティネーションにおいて、地元産の商品や工芸品などが分かりやすく販売促進されている。</li> </ul>
B(b) 社会的幸福と負荷	B4 コミュニティへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 地域コミュニティや地域の観光事業者による持続可能性への積極的な活動が推奨、支援されている。</li> <li>b. 旅行者に対して、地域コミュニティの持続可能性を高める活動への参画の機会が現存し、それを支援、促進する仕組みがある。</li> <li>c. ボランティア活動や地域コミュニティへの関与は侵害や搾取にならない。</li> </ul>
	B5 搾取や差別の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. デスティネーションにおいて人権、搾取、差別やハラスメントに関する特定の法律を参照している（法令名、施行日）。</li> <li>b. 上記の法律やその優れた事例（観光事業者や旅行者を対象としたものも含む）の周知徹底の記録がある。</li> <li>c. 人身売買、強制労働、児童労働を含む人権に関するリスクや影響の調査が定期的に行われている。</li> <li>d. デスティネーションや主要な観光関係者は、「旅行・観光における子どもの性的搾取防止のための行動規範」に署名している。</li> </ul>
	B6 地権と使用権利	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 地権と買収、資源の使用またはアクセス権に関して特定の法律を参照している（法令名、施行日）。</li> <li>b. 上記の法令に地域共同体または先住民の権利、移転のための公開協議の機会について記述がある。</li> <li>c. 観光開発や活動に関する上記の法律の執行記録がある。</li> <li>d. 公開協議、合意、補償に関する記録がある。</li> </ul>
	B7 安全と治安	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 治安や健康サービスが十分に確立し、機能している。</li> <li>b. 治安や医療サービスにおいて、旅行者のニーズに対応している。</li> <li>c. 観光施設は、安全及び衛生基準に関して検査を受けている。</li> </ul>
	B8 多様な受入環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 旅行者設備、場所、施設、サービスへのアクセシビリティに関する規制や基準が設けられている。</li> <li>b. 公共施設における受入環境の整備基準が統一して守られている。</li> <li>c. 旅行者が利用できる場所や設備の規模あるいは割合に関するデータがある。</li> <li>d. 移動に関して様々なニーズを持つ人に対して利用環境を改善する取組に関する記録がある。</li> <li>e. デスティネーション全体において、広報活動を含むのアクセシビリティに関する情報が提供されている。</li> <li>f. 主要な場所での旅行者向け情報を含む、利用環境の詳細情報がある。</li> </ul>
C(a) 文化遺産の保護	C1 文化資産の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 脆弱性の評価と表示を含む、文化資産のリストがある。</li> <li>b. 資産の修復及び保全の組織的な取組がある。</li> <li>c. 観光事業からの収益を利用した文化資産の保護を支援するための仕組みがある。</li> </ul>
	C2 工芸品	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. デスティネーションにおいて歴史的な工芸品に対する関連法を参照している（法令名、施行日）。</li> <li>b. 関連法に関する観光事業者と旅行者への周知徹底の記録がある。</li> <li>c. 関連法施行の公的記録がある。</li> </ul>
	C3 無形遺産	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 無形文化遺産が特定され、リスト化している。</li> <li>b. 無形文化遺産での祭事（イベント、独自性のある産物など）や旅行者体験の推奨例がある。</li> <li>c. 無形文化遺産をベースとした旅行者の体験の開発・提供における、地域及び先住民コミュニティの参画に関する公的文書がある。</li> </ul>

基準		指標
		d. 無形文化遺産体験の提供における旅行者と地域社会からの意見聴取がある。
	C4 地域住民のアクセス権	a. 地域コミュニティのための自然・文化的場所の利用は定期的に計測されている。 b. 地域住民によるアクセスや利用に関して地域コミュニティとの協議・協働を示す公的文書や記録がある。 c. 地域コミュニティのアクセスの確保または修復に関する特定の活動がある。
	C5 知的財産	a. デスティネーションにおいて知的財産に関わる法律が参照されている（法令名、施行日）。 b. 観光に関わるステークホルダーとの知的財産権に対する協議の機会がある。 c. 旅行者向けの文化体験の開発に当たり知的財産権が保護されていることを示す公的記録がある。
C(b) 文化的場所への訪問	C6 文化遺産での旅行者の管理	a. 文化遺産における旅行者の動きと負荷をモニタリングしている。その結果はデスティネーション内で共有されている。 b. 文化遺産及びその周辺で、観光を起因とする負荷に対する対策の公的文書・記録がある。 c. 特に配慮を必要とする場所及び文化的行事における旅行者のふるまいに関する行動規範が存在し、それが配布され、行動規範の遵守が定期的にモニタリングしている。 d. 文化遺産での旅行者の管理において、ツアーオペレーターやガイド向けに運営基準がある。ないしはその他の基準がある。 e. ガイド向けの研修を提供している
	C7 観光資源の解説	a. 有益な解説情報が、旅行者がデスティネーションに到着する前、あるいは滞在中に提供されている。 b. 解説情報は十分に調査され、学識経験者や専門家のチェックなどで正確性が確認されている。 c. 解説情報はその土地の特徴と脆弱性や壊れやすさを特定できている。 d. 関連する解説情報の作成において受入れコミュニティと協議したことを示す公的記録がある。 e. 解説情報は適切な言語での提供が可能である。
D(a) 自然遺産の保全	D1 脆弱な環境の保護	a. 種別と保全状態、及び脆弱性を表示した自然遺産と資産のリストがある。 b. 生物多様性及び自然資産保全の取組がある。 c. 外来生物種の撲滅及び管理する取組がある。 d. 観光を起因とする生物多様性と自然遺産に対する負荷を特定、監視、緩和する活動がある。 e. 観光事業からの収益を利用した自然資産の保全を支援する仕組みがある。 f. 外来生物種の拡散を軽減するための旅行者や事業者との協議の機会がある。
	D2 自然遺産地での旅行者の管理	a. 旅行者の移動と自然遺産への負荷をモニタリングしている。その結果はデスティネーション内で共有されている。 b. 自然遺産及びその周辺で観光を起因とする負荷を管理、緩和する活動の記録がある。 c. 特に配慮を必要とする場所における旅行者のふるまいに関する行動規範が存在し、配布されるとともに、行動規範の遵守が定期的にモニタリングされている。 d. 文化的場所での旅行者の管理において、ツアーオペレーターやガイド向けに運営基準がある。ないしはその他の基準がある。 e. 観光に伴う環境リスクを特定するための地域の保全組織との協働があり、環境リスクを減じる対策がある。 f. ガイド向けの研修を提供している。
	D3 野生生物との関わり	a. 適用される野生生物の取り扱いに関する国際法、国内法、条例を参照している（法令名、施行日）。 b. 海洋生物種及び陸上生物種のための野生生物観察の国際基準を支持している。 c. 国際基準を反映した観察を含む野生生物の取り扱いに関する行動規範を定めている。 d. 観光事業者に対する規制遵守と行動規範をチェックする体制がある。 e. 野生生物と関わりがある地域において、野生生物の生命の尊厳と最大限の生活の質を守るため、野生生物の福祉を監視し、障害を最小化する活動がある。 f. 接触や餌付けなど、危険な野生動物の取り扱いに関する旅行者への情報提供がある。



基準		指標
	D4 種の採取と動物福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 適用する動物福祉と種の保存に関する特定の国際法、国内法、条例、規制及びガイドラインを参照している（法令名、施行日）。</li> <li>b. 観光事業者とガイドに対して、法律、規制及びガイドラインを周知している。</li> <li>c. 飼育と取り扱いを含む、捕獲された野生生物と家畜の状況を検査する体制がある。</li> <li>d. 捕獲された野生生物に対する責任者の資格の認可と確認体制がある。</li> <li>e. 観光セクターにおいて「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）」の促進及び遵守を高める活動がある。</li> <li>f. 旅行者に絶滅危惧種の取引を回避するための情報を提供している。e.g. 国際自然保護連合（IUCN）あるいはCITESによって周知されている絶滅危惧の野生生物から作られた土産品の購入など。</li> <li>g. あらゆる狩猟活動に対して、科学的根拠に基づき、適切に管理され、厳格な保全手続を求める法律を施行している。</li> </ul>
D(b) 資源のマネジメント	D5 省エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 省エネルギーの目標が公表され、促進されている。</li> <li>b. 断熱への促進支援など、エネルギー効率を高める取組がある。</li> <li>c. 再生可能エネルギー及びその総供給あるいは消費における割合に関連した投資がある。</li> <li>d. 事業者によるエネルギーの使用量のモニタリングや削減に対する支援、及びインセンティブがある。</li> </ul>
	D6 水資源の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 事業者による水使用のモニタリングや削減に対するガイダンス及び支援を提供している。</li> <li>b. 水資源のリスクに対して定期的に調査する体制がある。</li> <li>c. 水資源のリスクが高いと判定された地域で、水資源管理の目標を公表、遵守を奨励している。</li> <li>d. 観光目的での水使用が、地域社会や生態系に与える影響について、モニタリング、管理する体制がある。観光事業者により、水資源管理の目標値が確定され、水源地と水量の監視と管理がなされている。</li> <li>e. 水資源のリスクと使用量を最小限にする旅行者向けの情報が提供されている。</li> </ul>
	D7 水質	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 水質管理の体制がある。a. 水質に問題があれば、早急に対応策を講じる体制がある。</li> <li>b. 水質に関するデータ及び報告書がある。</li> <li>c. （海水浴場を含む）認可や許可施設において、遊泳や浴場の水質をモニタリングしている。</li> <li>d. 水質改善の対策に関する報告書がある。</li> <li>e. 使い捨て容器の飲用水の利用から転換を促す地域の水質に関する旅行者向けの情報がある。</li> </ul>
D(c) 廃棄物と排出量の管理	D8 廃水	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 廃水の取り扱いに関して書面によるガイドラインと規制がある。</li> <li>b. 事業者がガイドラインの遵守を促す体制がある。</li> <li>c. 放出された廃水は監視・検査されている。</li> <li>d. 観光セクターが使用するための持続可能な地域水処理システムが提供されており、それは地域で実践され、適切に稼働している。</li> </ul>
	D9 廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 廃棄物監視体制があり、結果と目標は公開されている。</li> <li>b. 食品廃棄物を含む廃棄物管理において、観光事業者との共同キャンペーン、助言、支援が行われている。</li> <li>c. 特にプラスチックなどの使い捨て物品の利用削減や廃止のキャンペーンが行われている。</li> <li>d. 公共のオフィスや施設などで廃棄物管理が実施されている。</li> <li>e. 生ごみ、紙、金属、ガラス、プラスチックなど、少なくとも4つの資源ごみの回収・リサイクルシステムが提供されている。</li> <li>f. 残余排出ごみについて持続可能な処分システムを提供している</li> <li>g. 旅行者に対するものも含む、ポイ捨てごみの撲滅と、公共空間を清潔に保つキャンペーンを行なっている。</li> <li>h. 分別ごみの処分のために適切なごみ箱を提供している。</li> </ul>

基準		指標
	D10 温室効果ガスの排出と気候変動の緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 特定の日付による、排出削減比率の目標が公表されている。</li> <li>b. モニタリングや緩和対策が含まれた気候変動に関する年次報告書が毎年発行されている。</li> <li>c. 旅行事業者と連携し、GHG 排出削減・軽減に向けた支援キャンペーンなどを行っている。</li> <li>d. 公共セクターの事業を起因とする GHG 排出削減対策を行っている。</li> <li>e. 現存の規制に準ずるオフセット計画について、事業者と旅行者向けに情報を提供している。</li> </ul>
	D11 環境負荷の小さい交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 公共交通及び低炭素自動車を含む、より持続可能な交通インフラへの投資を行なっている。</li> <li>b. 旅行者向けに域外からの移動及び域内移動において代替交通の選択を促す情報提供を行なっている。</li> <li>c. 代替交通の旅行者利用データがある。</li> <li>d. サイクリングや徒歩の機会の改善や推進活動がある。</li> <li>e. 短距離及びより持続可能な交通手段の選択で移動が可能な旅行市場からの誘客を優先している。</li> <li>f. 公共セクターと観光事業者は自身の運営において、環境負荷の小さい交通を優先している。</li> </ul>
	D12 光害と騒音	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 観光事業者へ光害と騒音についてのガイドラインを提供し、取組を促進している。</li> <li>b. 観光に関連する騒音と光害の潜在的な原因を特定しと定期的に計測を行なっている。</li> <li>c. 騒音と光害について、住民が通報し、それに対応する仕組みがある。</li> </ul>

※指標は、目標を達成するために提案されているもので、全指標で基準を満たす必要があるという訳ではない。

- 
- 1) 国土交通省国土交通政策研究所（2018）『持続可能な観光政策のあり方に関する調査研究』
  - 2) GSTC Strategic Plan 2019 (<https://www.gstccouncil.org/wp-content/uploads/2019-GSTC-Strategic-Plan.pdf>)
  - 3) Randy Durband（2015）「観光とツーリズムにおける持続可能な基準」『持続可能な観光・ツーリズム国際認証 熊野フォーラム記録集』 pp.16-19.
  - 4) 観光庁（2020）「第4回 持続可能な観光指標に関する検討会：資料7 日本版持続可能な観光指標（仮称）（事務局案）」
  - 5) GSTC HP (<https://www.gstccouncil.org/certification/become-certified-destination/>)

## 2) GD

GD (Green Destinations : グリーンデスティネーションズ) は、オランダに拠点を置く、GSTC 国際認証の認定機関のひとつである。GD は GSTC の認証を受けた Green Destinations Standard (GDS) という基準を開発し、管理運営を行っている。<sup>6)</sup> “持続可能な観光地” の形成に向けて、GD が目指す将来像、目標の達成度をはかる指標の体系、指標の運用体制を整理する。

### 【目指す将来像】<sup>7)</sup>

GD が目指す将来像として、GD が掲げる基本的価値を以下に示す。

Genuine and authentic (真正性) : 地域の文化的・伝統的祭典を支える
Responsible (責任) : 搾取と人権侵害から人々を守り、障害者のアクセシビリティを向上させる
Economically sustainable (経済の持続可能性) : 休暇期間における地域経済を促進し、地域社会の雇用を充実させる
Environmentally sustainable (環境の持続可能性) : 公衆の健康と安全、そして健全な環境管理を確実にする
Nature & scenery (自然景観) : 景観・生息地・野生生物を保護し、観光に活用されている動物を尊重する

### 【目標の達成度をはかる指標の体系】<sup>8)</sup>

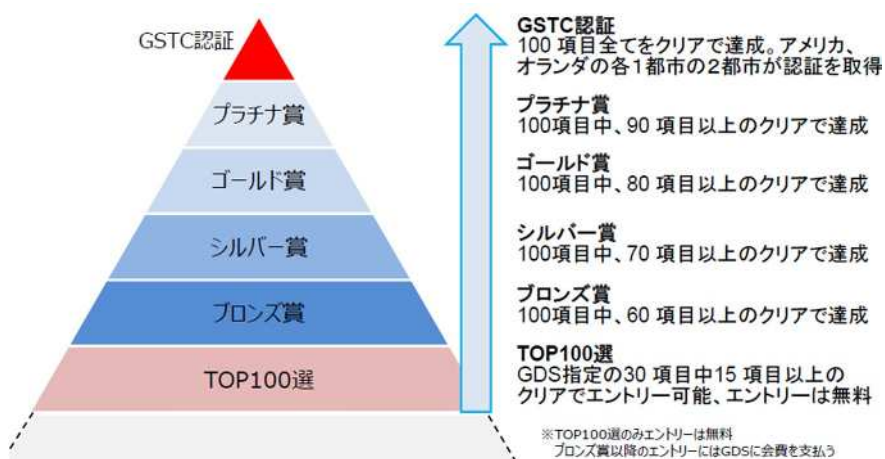
テーマ (大項目)	テーマ (小項目)
(1) デスティネーションマネジメント (観光地の管理) : 適切な観光地計画と環境管理を実施している。	責任と組織 : 観光地の持続可能な開発と管理は、適切な組織体制によって支えられている。
	計画と開発 : 地域の観光事業は入念に計画されている。
	モニタリングと報告 : 持続可能性に関わる項目と改善状況についてモニタリングし、報告している。
	法令、倫理の順守 : 法令や倫理を順守している。
(2) 自然と景観 : 地域とその周辺の自然および景観の価値、野生生物を著しく損なうことがないよう配慮している。	自然と保全 : 自然への意識が高められ、効果的に保全されている。
	自然体験 : 観光は自然や野生生物を敬い、その保護を支援する。
	風景と景観 : 広大な風景や美観を守り、劣化を避ける。
(3) 環境と気候変動 : 健やかで美しい自然環境を著しく損なうことがないよう十分な配慮をしている。	土地利用と汚染 : 持続可能な土地利用と公害対策に取り組んでいる。
	水の管理 : 水質、水管理、水利用に適切に取り組んでいる。
	持続可能なモビリティ : 交通手段による人、環境、気候への影響を考慮し、適切に取り組んでいる。
	廃棄物処理とリサイクル : 廃棄物の分別回収、リサイクル、リユースに適切に取り組んでいる。
	エネルギーと気候変動 : 再生可能エネルギーの推進と温室効果ガスの削減に取り組んでいる。
気候変動への対応 : 気候変動に十分に配慮している。	
(4) 文化と伝統 : 地域とその周辺の特色や風土、文化遺産などを著しく損なうことがないよう十分な配慮をしている。	文化遺産 : 文化的な特色のある場所、風景、文化遺産の構造物や工芸品は、適切に保護されている。
	人と伝統 : 生活文化と伝統を敬い、保護を支援している。
(5) 社会福祉 : 地域住民にも旅行者にも十分な配慮をしている。	人権の尊重 : 地域住民と旅行者は、市民権の侵害と不正から守られている。
	コミュニティの参加 : 観光地管理と運営に、地域コミュニティとステークホルダーが参加している。
	地域経済 : 観光の地域経済への貢献を最適化している。
	社会的な影響の管理 : 観光が与える影響を適切に管理している。
	健康と安全 : 住民と旅行者に、健康的で安心、安全な環境が約束されている。
(6) ビジネスとホスピタリティ : 持続可能性におけるビジネス部門の参画、適切な観光地の情報とマーケティングを保証している。	ビジネスの関与 : 観光部門は、観光地の持続可能性に責任をもつ。
	情報とマーケティング : 観光地の広報と旅行者への正確で配慮のある情報提供。
	ホスピタリティと満足度 : 望ましい観光地であり、旅行者の声に耳を傾けている。

【指標の運用体制】<sup>9)</sup>

GD では、指標を用いた認証制度を実施している。認証の流れとしては、まず観光地がGD の指標を用い地域をセルフアセスメント（自己評価）し、その結果をGD へ提出する。GD においてセルフチェックの結果が審査され、全ての項目を満たしていることが認められれば認証となる。

また、GD では認証制度に加え表彰制度を実施している。GD が指定するGDS の「重要な基準 30 項目」のうち、15 以上のセルフアセスメントを行うことでエントリーすることができる。全 100 項目のうち、30～50%を満たしていることが認められると「持続可能な観光地 100 選」として表彰され、60%以上でブロンズ賞、70%以上でシルバー賞、80%以上でゴールド賞、90%以上でプラチナ賞となる。この表彰制度は、100 項目全ての指標を満たさなければならない認証までのステップとして、認証を目指す観光地をサポートするための制度である。

※GD の認証取得に向けた、日本国内の取組事例（釜石市）については、p29-30 を参照。



図表 3 認証までのステップ<sup>10)</sup>

【目標の達成度をはかる指標（詳細）】<sup>8)</sup>

テーマ		指標
(1) デスティネーション マネジメント	責任と組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サステナビリティ・コーディネーター：持続可能な観光運営を、適切に実施し報告する責任と権限が与えられた担当者がある。</li> <li>・運営体制：観光地の規模と利用状況に応じ、適切な資金提供を受けている組織または運営体制が、持続可能な観光の開発と管理を調整し推進する責任をもっている。</li> <li>・ビジョン：観光地がステークホルダーと協議して策定したビジョンは、持続可能性に関する原則を含み、一般に公開している。</li> <li>・コーディネーターやチームの研修：持続可能な観光地開発と管理に携わる担当者やチームは、持続可能性について適切な研修を受けている。</li> <li>・観光分野における連携：DMO などの体制は、持続可能な観光地管理において、民間部門および公共部門と連携している。</li> </ul>
	計画と開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光資源のリストアップ：自然や文化に関する観光資源のリストは一般に公開されており、また定期的に更新されている。</li> <li>・ベースライン・アセスメント（BA：必須項目の現状評価）：自然、景観、環境、気候、文化、伝統、地域コミュニティに観光が与える影響について分析するベースライン・アセスメント（BA）を実施している。また、旅行者の属性について把握している。</li> <li>・観光政策：観光政策や観光戦略は複数年計画として立てられ、常に更新され一般に公開されている。これらの政策や戦略は、環境、美観、社会、文化、経済、品質、健康と安全などの事項に対応している。</li> </ul>

テーマ	指標	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・透明性とルールの順守：観光地計画をよりよいものにするために、ステークホルダーとの綿密で開かれた協議が行われ、その過程を公開している。計画策定のルールと決定内容は、公開され順守されている。</li> <li>・行動計画：目標、実施内容、手段、責任、実施スケジュールを含む持続可能な行動計画に沿って、観光事業に取り組んでいる。</li> <li>・ステークホルダーの関与：行動計画の実施においては、ステークホルダーをパートナーとし、着実かつ継続的に持続可能性を実現している。</li> <li>・ビジターマネジメント：BAに基づいて、自然、文化、社会的な観光資源に与える影響に配慮し、旅行者の適切な管理を行っている。</li> <li>・財政戦略：財政戦略および計画を通して、長期にわたる財政的な実行力と独立性を強化することを目指している。</li> </ul>
	モニタリングと報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標：観光地の持続性に関わる、環境、経済、社会、文化、観光事業、人権を含む指標と実施状況をモニタリングし、公開している。また、モニタリング方法については定期的に見直しを行っている。</li> <li>・見直しと評価：政策や行動計画の目的や目標は、手引書を活用して定期的に見直し更新している。</li> <li>・是正の措置：評価を行い、計画の当初の目的と現状に差異がある場合は、原因を究明して効果的な是正措置をとっている。</li> <li>・コミュニケーション：観光地の持続可能性に関する政策、行動、結果について、ステークホルダーは定期的に報告を受けている。</li> <li>・記録：観光地の持続可能性の管理システムが適正であることを示すために記録の体制を築き、継続的に記録や文書を作成している。</li> <li>・運営の報告：サステナビリティ・コーディネーターは、少なくとも年に1回、実施した政策や事業、目的達成の状況について、所管する最上位機関に報告し、改善と次のステップへの提言をまとめている。</li> <li>・情報公開：持続可能性の重要な取組の結果を、少なくとも2年に1回公表し、観光地の公式ウェブサイト上で公開している。</li> </ul>
	法令、倫理の順守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法的要件の把握：観光地の開発と管理に関連のある、国際、国内、地域の法的要件についての情報をリスト化し、更新している。この法的要件には、健康、安全、労働、環境の項目が含まれる。</li> <li>・法令の順守：観光地の開発に関わる活動は、適用されるすべての法令や規制を順守している。</li> <li>・倫理規定：経営者と従業員に対して倫理規定を設けている。</li> <li>・不正：汚職、収賄を禁止するガイドラインがあり、順守されている。観光地やサプライヤーがこれらのガイドラインに違反する場合は、厳正に対処する。不正の報告をした従業員は守られる。</li> <li>・違反：法令や倫理規定の違反により制裁措置が課された場合は、その原因と是正措置についての説明責任がある。</li> <li>・公正な競争：商取引において、公正な競争を促す法律ののっとり、品質、価格、そして持続可能性の観点から契約が交わされている。</li> </ul>
(2) 自然と景観	自然と保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然保護：自然環境、生息地、生物種、生態系（海洋、水域を含む）の保全に効果的に取り組んでいる。自然環境の悪化を抑制し、必要に応じて対応し、回復または補償の措置を行っている。</li> <li>・自然資源の保護：自然資源の保護は適切に計画され、実施されている。持続可能でない利用は避けている。</li> <li>・外来種：外来種の持ち込みや拡散について適切な対策がとられ、予防されている。</li> <li>・野生生物の保護：野生生物の保護と持続可能性のために、国際条約、国内や地域の規制に基づき、植物の採取、動物の捕獲、展示および販売は適切に制限されている。</li> <li>・環境がおよぼす自然への影響のモニタリング：BAに基づいて、観光が生態系、自然環境、生物種、生息地に与える影響をモニタリングしている。</li> </ul>
	自然体験：	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然体験：観光は、自然や野生生物を敬い、その保護を支援している。自然や野生生物に関わる体験は、本物であり節度を伴うものでなければならない。</li> <li>・動物に対する倫理：観光における動物の扱いにおいて、不必要な苦痛、病気、致死のリスクを減らすための適切な管理ができています。</li> </ul>
	風景と景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風景と景観：自然と田舎の美しい景観が保護され、その土地らしさが維持されている。景観の悪化や、都市の無秩序な拡大から効果的に守られている。</li> </ul>

テーマ	指標	
(3) 環境と気候変動	土地利用と汚染	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境リスク：BAに基づいて、環境リスクへの適切な対策がとられている。</li> <li>・大気汚染：BAに基づいて、大気汚染の影響とリスクへの適切な対策がとられている。観光が要因の大気汚染について、適切にコントロールされている。</li> <li>・騒音：BAに基づいて、騒音のリスクや悪影響は規制され、最小限に抑えられている。観光事業者や旅行者に対し、騒音を最小限に抑えるよう注意を促している。</li> <li>・光害：BAに基づいて、光害が野生生物に与えるリスクや悪影響および旅行者の満足度への影響について、適切な対策がとられている。</li> <li>・土地利用と計画：土地利用と沿岸域の計画は、環境、経済、社会のアセスメントに基づいて進められている。これは開発やインフラ整備の計画、設計、建設、取り壊しのそれぞれの段階で、影響を最小限に抑えるためのものである。</li> </ul>
	水の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水源の管理：観光事業者による水利用が地域住民の水利用を妨げることがないよう、水源とその利用を適切に管理し、モニタリングしている。</li> <li>・水質検査：飲用、またレクリエーションに利用する水の水質は適切にモニタリングされており、検査結果が公表されている。</li> <li>・水質への対応：水質に問題がある場合、適切な対処をする仕組みがある。</li> <li>・排水処理：適切な排水処理の計画があり、人々や環境への影響が最小化されるよう関連の規制条例などが整備されている。この計画には、浄化槽の配置、保守管理、廃水の水質検査なども含まれる。</li> </ul>
	持続可能なモビリティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフトモビリティ（地球にやさしい移動手段）：観光客が多いゾーンでは、(BAに基づいて) 環境への影響を考慮し、環境分野の高い交通手段を最小限に抑え、徒歩や自転車の利用を促進するソフトモビリティ戦略がある。</li> <li>・公共交通：公共交通が適切に整備され、またその利活用が推奨されている。</li> <li>・旅行と気候変動：旅行者の移動に伴うCO2排出量を測定し、最小化するための戦略がある。</li> <li>・カーボンオフセット：旅行者のCO2排出量を検討し、適切なカーボンオフセットの手段を講じている。</li> </ul>
	廃棄物処理とリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固形廃棄物の減量：廃棄物は適切にモニターされ、減量化、分別、リサイクルを進めている。とくにプラスチック廃棄物の減量化に重点をおき、量的目標を設定している。</li> <li>・廃棄物の分別：自治体が回収する廃棄物と産業廃棄物をそれぞれ分別できる施設が備えられている。再利用や再生ができない廃棄物については、安全かつ持続可能性に配慮して処理している。</li> </ul>
	エネルギーと気候変動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー消費量のモニタリング：観光地において省エネ化が進められている。住民と観光客に対し、安全性やサービスの質を落とさない範囲でエネルギー消費量の削減を推奨している。</li> <li>・化石燃料への依存度の低減：化石燃料への依存度を低減し、再生可能エネルギー技術を振興する適切な対策をとっている。</li> </ul>
	気候変動への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動の危機対応：BAに基づき、気候変動への適応に十分な配慮をしている。気候変動によるリスクを認識し、開発、立地、デザインおよび施設の運営を含む対策を講じ、気候変動への対応力を高めている。</li> <li>・気候変動の青報：気候変動について、住民、観光事業者、旅行者に適切に青報を伝える仕組みがある。</li> </ul>
(4) 文化と伝統	文化遺産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化遺産の保護：文化遺産の保護と、文化的資源（たとえば建造物とその敷地、特徴的あるいは伝統的な建築物、都市設計、独自の文化が感じられる場所、都市景観、考古学的な遺跡など）の本物の魅力や美しさを表す見せ方は、国際的に認識されている標準に基づいて適切に管理され、対策が講じられている。</li> <li>・工芸品や化石の保護：歴史的、考古学的な工芸品の販売、取引、展示、贈与は、適切に規制され対策が講じられている。</li> <li>・観光の文化への影響の管理：文化的に価値のある場所、歴史的な建造物、文化的に重要な景観、土地利用、その土地らしさが感じられる場所においては、観光が悪影響をおよぼさないよう配慮している。破損や、破壊、価値を損なう行為は規制され、対策が講じられている。</li> </ul>
	人と伝統	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無形遺産：無形文化遺産や地域の生活文化を敬い、適切に保護している。</li> <li>・本物への敬意：地域の生活文化、伝統を敬い保護し地域の行事を支援するとともに、観光はそれらを阻害しない。こうした文化や伝統を観光で見学する場合は、誠意と敬意を払っている。伝統行事を再現する場合には、真正性を重視する。</li> </ul>
(5) 社会福祉	人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有権：所有権と水利権は適正に登録され、先住民や地域住民の権利にしがたい保護されている。規則は守られ、周知されている。</li> <li>・移住：地域住民の移住は、事前に十分な説明が行われ、同意を得た上で、相応な補償がある場合にのみ実施されている。</li> </ul>

テーマ	指標
	<ul style="list-style-type: none"> <li>•先住民の権利：自然および文化的価値のある場所への、先住民や地域住民のアクセスおよび訪れる権利は、持続可能性に反しないかぎり法的に守られている。</li> <li>•先住民の知的財産：先住民と地域住民やそのコミュニティの知的財産権は、法的に適切に守られている。</li> <li>•人権保護：法令にのっとり、商業的、性的、その他あらゆるハラスメントからすべての人を適切に守っている。とくに子供、若者、高齢者、障害者、女性、マイノリティに配慮している。</li> <li>•法の情報公開：不当な搾取、嫌がらせに対して、法的に実行力のある保護策を公に議論し、広く周知させている。</li> <li>•人権の監視：普遍的な人権を尊重し、その保護のために適切な対策を講じている。</li> </ul>
コミュニティの参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>•計画団体からの地域住民の参加：全体計画の指針やガイドラインの策定の過程と、観光地管理と運営のプロセスにおいて、常に一般のステークホルダーに周知し参加をうながしている。</li> <li>•地域住民の観光への理解：地域住民は、観光開発による機会の創出、課題、持続可能性についての議論に、定期的に参加している。</li> <li>•ステークホルダーの役割：事業者、旅行者、市民には、コミュニティと持続可能な開発に、有償無償にかかわらず率先して参加する機会が与えられている。</li> <li>•地域住民の満足度：観光開発と観光地管理に対する住民の満足度について、定期的なフィードバックがあり、その結果は適宜報告し公開している。</li> <li>•地域社会の地位向上：地域資源の運営において、地域コミュニティとの協働を積極的にはかり、観光地の内外で地域の世話役が育成されることを目指している。</li> </ul>
地域経済	<ul style="list-style-type: none"> <li>•民間部門の貢献：民間部門が地域経済に貢献できるよう対策を講じている。とくに地元の中小企業に対し、配慮と支援を行っている。</li> <li>•地域の特産品や特色あるサービスの奨励：フェアトレードの方針に基づき、観光のバリューチェーンに地元の職人、生産者、サービス提供者を加えることを支援している。地域の自然や文化、地域性、地域経済に貢献する特産品と持続可能な商品を奨励している。この中には食品、飲料、工芸品、芸能、農産品なども含まれる。</li> <li>•経済効果のモニタリング：観光の地域経済への貢献度は、旅行者 1 人あたりの支出額、宿泊室ごとの売上、雇用、投資のデータを反映した年次報告書にまとめ、公表している。</li> <li>•社会経済の開発：地域コミュニティにおける社会経済的な開発を促進している。</li> </ul>
社会的な影響の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>•社会に与える影響の最適化：旅行者が、地域住民や他の旅行者に与える影響について適切にモニタリングし、旅行者の地域経済への貢献を最大化させる手段を講じている。</li> <li>•不動産開発：不動産開発が地域社会に与える影響について適切にモニタリングしており、地域経済への貢献を最大化させる手段を講じている。</li> <li>•季節性：季節による観光動態の変動について調査し、必要に応じて年間を通じた集客プログラムなどの対策をとっている。地域経済のニーズ、地域コミュニティ、文化、環境などを考慮している。</li> </ul>
健康と安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>•健康と安全のための対策：犯罪、違法行為、健康被害、あらゆる危険に適切な対応ができるよう、情報提供を行っている。</li> <li>•健康と安全のモニタリング：犯罪、違法行為、健康被害、あらゆる危険に適切にモニタリングし、情報を公開している。</li> <li>•危機と緊急時対策：BA に基づいて、危機または緊急時対策に関する適切で最新の計画を備えており、自然災害や人為的な災害について対策を講じている。この計画は公表され、予算が確保されている。スタッフ、旅行者、地域住民に対して訓練や研修を実施している。</li> </ul>
(6) ビジネスとホスピタリティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>•持続可能性の基準：GSTC の観光産業向け指標に準拠した国際的に認知されている持続可能性の基準を、観光地やビジネス部門が推進している。</li> <li>•認証を受けた事業者の公表：持続可能性が認証あるいは証明された観光事業者のリストを常にアップデートし、公開している。</li> <li>•水の消費：事業者は、節水に努め水の使用量を公開することが奨励されている。</li> <li>•廃水の処理：事業者は、廃水の効果的な処理と再利用について、有効な解決策の模索と実施の支援を受けている。また、国と地域の法令を遵守している。</li> <li>•廃棄物の処理：事業者は、廃棄物の削減、再利用、リサイクルが奨励されている。</li> <li>•エネルギーと温室効果ガス：事業者は、運営のすべてにわたりエネルギー消費量と温室効果ガス排出量の適切な調査を行い、緩和、最小化し、公表することが奨励されている。</li> </ul>

テーマ	指標
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平等で公正な雇用：観光部門において、雇用に関する安全性、公正な賃金、公正な取引、平等な雇用と研修の機会を推進している。観光分野に関連する規則を順守している。</li> <li>• ツアーガイドの行動規範：ツアーガイドは、適切な行動規範を習得するためのトレーニングを受けている。また、ツアーによる影響を考慮して、規範に沿って行動している。</li> <li>• 観光商品の開発：競争力と経済的な持続性を担保する、実効性ある観光商品の開発戦略をもっている。</li> </ul>
情報とマーケティング	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 配慮ある広報：観光地のプロモーションは事実にも忠実なものであり、住民にも旅行者にも配慮されたものである。</li> <li>• 正確な広報：観光地のプロモーションは、商品、サービス、持続可能性において情報が正確である。</li> <li>• 配慮が必要な観光地における旅行者の行動：配慮が必要な観光地への悪影響を最小限にとどめ、旅行者のさらわしい行動を促すためのガイドラインが作成されており、入手可能である。ガイドラインの作成には、地元のステークホルダーが関わっている。</li> <li>• 持続可能性に関する情報：観光地の持続可能性に関する課題について、旅行者に適切な情報が提供されている。その情報には自然、環境、文化的、社会的な内容が含まれており、それに対する旅行者のふるまいについても触れられている。</li> <li>• 解説情報：自然や文化的な場所での解説情報は正確であり、異なる文化的価値観に敬意が払われている。この情報は地域との協働によって作成され、多言語で伝えられている。</li> <li>• GDとしてのマーケティング：GDとしてプロモーションを行うとともに、地域の芸術、文化の活性化のためにも活用している。</li> </ul>
ホスピタリティと満足度	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 旅行者のモニタリング：旅行者特徴や嗜好がモニタリングされ、公開されている。</li> <li>• 旅行者の満足度：旅行者の満足度が体系的に測定されており、観光地やサービスの改善、向上に役立てられている。</li> <li>• 観光地の持続可能性についてのアンケート：アンケートには持続可能性に関する項目が含まれている。</li> <li>• アクセス：アクセスにおいて、その場所や特性を損なわない範囲で、可能なかぎりユニバーサルデザインを導入している。</li> </ul>

- 6) 久保竜太 (2019) 「日本で初、世界の「持続可能な観光地 100 選」に選ばれてー岩手県釜石市」『平成 30 年度地球環境基金助成事業 100 年先を見すえた観光地域づくりのために記録集&資料集 東京フォーラム』 pp.30-35.
- 7) Green Destinations Standard (<http://greendestinations.org/wp-content/uploads/2017/11/Green-Destinations-Standard-1.4.2.pdf>)
- 8) 岩手県釜石市 (2018) 「グリーン・デスティネーションズ・スタンダード日本語参考訳」
- 9) Green Destinations Certification Procedure ([https://greendestinations.eu/index\\_new.php?menu=certificationprocedure\\_greendestinations&lang=en](https://greendestinations.eu/index_new.php?menu=certificationprocedure_greendestinations&lang=en))
- 10) 観光庁 (2020) 「第4回 持続可能な観光指標に関する検討会：資料4 国際基準に準拠した観光指標」



### 2.3 参照すべき先行地域事例についての情報収集

観光地における指標を活用した地域管理や地域における推進体制の面から先行する取組について情報収集を実施した。

図表 4 収集した先行事例一覧

No.	対象地域	内容
1	ハワイ	<ul style="list-style-type: none"><li>・目指す将来</li><li>・目標の達成をはかる指標</li><li>・組織体制</li></ul>
2	ウィスラー地区（カナダ）	<ul style="list-style-type: none"><li>・目指す将来</li><li>・目標の達成をはかる指標</li><li>・指標の運用体制</li></ul>
3	鎌倉市	<ul style="list-style-type: none"><li>・目指す将来</li><li>・目標の達成をはかる指標</li><li>・計画の推進体制</li></ul>
4	京都市	<ul style="list-style-type: none"><li>・目指す将来</li><li>・目標の達成をはかる指標</li></ul>
5	釜石市	<ul style="list-style-type: none"><li>・目指す将来</li><li>・目標の達成をはかる指標</li><li>・計画の推進体制</li><li>・釜石市における持続可能な観光地形成に向けた取組の流れ</li><li>・釜石市における持続可能性の評価手順</li></ul>

## (1) ハワイ/HTA

HTA (Hawaii Tourism Authority : ハワイ州政府観光局) は、1999年に設立されたハワイ州のDMOであり、「経済目標・文化的価値・自然保護・地域住民の要望・観光業界のニーズに合った持続可能な方法で、ハワイの観光業を戦略的に管理すること」を使命としている。<sup>11)</sup>『HTA5カ年戦略計画 2016』より、“持続可能な観光地”の形成に向けて、HTAが目指す将来像と将来像を実現するための目標、目標の達成度をはかる指標、組織体制を整理する。

### 【目指す将来像】<sup>12)</sup>

ビジョン	ビジョン達成のための目標
(1) 目的としての完全性の向上	1. 観光業に対する地域支援の強化 2. 地域管理の向上
(2) 安定した経済利益の確保	1. 継続的な来訪に関するマーケティングの重点化 2. 高額消費者の誘客や消費機会の促進による来訪者消費額の増加
(3) ハワイの価値を高めること	1. ハワイ島への航空アクセスの維持および向上 2. 競争力維持のためハワイブランドを保持すること 3. 宿泊施設とインフラ施設に対する旅行者の期待を満たすこと
(4) HTA に対する評価の向上	1. 観光産業を率いるための組織力の継続的な向上 2. HTA のマーケティング努力に対する透明性と責任の確保

### 【目標の達成度をはかる指標】<sup>12)</sup>

目標	指標
(1) - 1 (1) - 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>「観光業がもたらす利益は、観光業が引き起こす課題よりも大きい」と認識している住民の割合</li> <li>「観光業がハワイの活性化に貢献している」と感じている住民の割合</li> <li>「HTA が伝統的なハワイの文化や言語の保護に役立っている」と感じている住民の割合</li> <li>「ハワイの自然資源や公園、文化的遺跡が適切に管理されている」と感じている来訪者の割合</li> </ul>
(2) - 1 (2) - 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅行消費による GDP</li> <li>他地域と比較した、ハワイの会議場としての格付け</li> <li>MCI 向け宿泊施設の予約数の増加</li> <li>閑散期における日中人口の平均値の増加</li> <li>消費活動を伴う訪問者の増加</li> </ul>
(3) - 1 (3) - 2 (3) - 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハワイへの旅行を検討する潜在的旅行者の割合</li> <li>「ハワイには独自の体験やアクティビティが豊富にある」と感じている来訪者の割合</li> <li>「ハワイでは他地域と異なる体験ができる」と感じている来訪者の割合</li> <li>「ハワイは安全で安心な場所である」と感じている来訪者の割合</li> <li>航空機の座席の増加数</li> <li>「ハワイには宿泊施設が豊富にある」と感じている来訪者の割合</li> <li>来訪者の満足度調査 (例えば「ハワイを他人に勧めたいか」など)</li> </ul>
(4) - 1 (4) - 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>HTA の観光産業におけるリーダーとしての認知度</li> <li>法令に従った契約の割合</li> <li>HTA の戦略計画の達成に関する進捗報告</li> <li>住民による HTA の認知度</li> <li>HTA に対する肯定的な評価</li> <li>HTA プログラムへの企業参加</li> </ul>

【組織体制】<sup>11)</sup>

HTA の組織体制は、ハワイ州知事により任命された 12 人の理事から構成される理事会が最上位に位置し、その下に CEO、一般職員が配置されている。12 人の理事には、州知事が任命した州議会の下院議員のうち上院で可決された 3 名、州知事が任命した州議会の上院議員のうち下院で可決された 3 名が含まれる。また、マウイ、カウアイ、ハワイから各 1 名、そしてハワイ文化に精通している人が必ず含まれている必要がある。CEO の雇用は理事会により行われ、一般職員は CEO が決定する。HTA では、理事会において、地域住民、ステークホルダー、観光業界関係者からの聞き取りに基づき戦略計画が策定、マーケティング計画と予算を決定する。理事会での決定に従い、実質的な運営を行うのは一般職員である。

---

11) 沖縄観光推進ロードマップ シンポジウム 木村氏講演内容より

12) Hawai'i Tourism Authority Five-Year Strategic Plan 2016.

## (2) カナダ/ウィスラー地区

『ウィスラー2020 (Whistler2020)』(H18年改訂)、および『公式地域計画 (Official Community Plan)』(H30年7月策定)より、“持続可能な観光地”の形成に向けて、ウィスラー地区が目指す将来像、将来像への達成度をはかる指標、指標の運営体制を整理する。

### 【目指す将来像】<sup>13)</sup>

<p>ウィスラー：地域が繁栄し、自然が保護され、来訪者が刺激を受ける場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リゾートコミュニティは、山岳文化と私たちを取り巻く自然により成長します。</li> <li>・私たちは土地、森林、湖、川、そしてそれらが支える全てのものを保護します。</li> <li>・私たちは豊かな観光経済とのバランスの取れた質の高い生活を楽しみます。</li> <li>・私たちは革新と更新の機会を探します。</li> <li>・私たちは、歴史の価値とリゾートコミュニティの基礎を認識します。</li> <li>・私たちは歴代世代を尊敬し、将来世代を尊重します。</li> <li>・私たちはLil'wat Nation およびSquamish Nation と共に前進し、過去と和解します。</li> <li>・私たちは人間関係を大切にし、パートナーおよびコミュニティメンバーとして協働します。</li> </ul>
---

### 【目標の達成度をはかる指標】<sup>14)</sup>

「Whistler2020」における評価指標は、コミュニティパフォーマンス指標と企業計画パフォーマンスレポートをから構成されている。コミュニティパフォーマンス指標は、住民や観光客の目線から設定された指標、企業計画パフォーマンスレポートは観光産業側の目線から設定された指標である。いずれも、地域の暮らし、経済、環境といった3つのボトムラインの指標が設定されている。

区分	項目	指標
コミュニティパフォーマンス指標 (住民や観光客の目線から設定された指標)	コミュニティ生活の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰属意識</li> <li>・居住者の住宅取得能力</li> <li>・居住者の満足度</li> <li>・不法な事件</li> <li>・レクリエーションの機会に対する満足度</li> <li>・地元の人材</li> <li>・学習機会への利用に対する満足度</li> <li>・個人の健康状態</li> </ul>
	リゾート体験の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問総数</li> <li>・訪問者の満足度</li> <li>・ウィスラーの雰囲気(訪問者の満足度)</li> </ul>
	環境保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティのエネルギー使用量</li> <li>・埋立廃棄物</li> <li>・総水使用量</li> <li>・温室効果ガス排出量</li> <li>・開発によるフットプリント(土地専有面積)</li> </ul>
	経済的活力の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総宿泊日数</li> <li>・総収入</li> <li>・中間課税所得</li> <li>・総労働人口</li> <li>・年間稼働率</li> </ul>
	成功のためのパートナーシップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定への意見反映</li> <li>・意思決定への信頼</li> <li>・有権者投票率</li> </ul>

区分	項目	指標
<b>企業計画パフォーマンスレポート</b> <small>(観光産業側の目線から設定された指標)</small>	地域経済とリゾートコミュニティ体験	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園とトレイル</li> <li>村のメンテナンスサービス</li> <li>村の雰囲気</li> <li>ウィスラーの雰囲気 (訪問者の満足度)</li> <li>フェスティバル、イベント、アニメーションの影響 (訪問者)</li> </ul>
	顧客サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウィスラー公共交通サービス</li> <li>警察・消防救助</li> <li>市の情報へのアクセス</li> <li>開発要件及び許可</li> <li>総合的リゾート計画</li> <li>ウェブサイト訪問数</li> </ul>
	信頼と関与	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見反映の機会</li> <li>信頼水準</li> <li>関与レベル</li> </ul>
	環境管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道光熱使用量及び燃料消費量</li> <li>廃水の品質</li> <li>温室効果ガスの排出</li> <li>廃棄物・リサイクルシステム</li> </ul>
	インフラストラクチャ、施設及びプログラム管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>メドーパークスポーツセンター</li> <li>廃水費用</li> <li>飲料水費用</li> <li>水道水の煮沸勧告日数</li> <li>道路維持管理及び除雪</li> <li>イベント及びフェスティバルの影響</li> </ul>
	企業財務健全性	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算差異</li> <li>資本準備金</li> <li>補助金及び外部資金</li> <li>再調達資本支出</li> <li>費用対効果</li> </ul>

#### 【指標の運用体制】

「ウィスラー2020」の策定支援と、策定後の進捗管理を担う組織として設立された「サステナビリティ・センター (Whistler Centre for Sustainability)」が、各種統計からデータを収集・整理、また住民の意識などについては独自のアンケート調査を実施し、各指標の現況数値を把握、評価結果をホームページで公開している。

13) Official Community Plan ([https://www.whistler.ca/sites/default/files/ocp-schedules/ocp\\_third\\_reading\\_bylaw\\_final.pdf](https://www.whistler.ca/sites/default/files/ocp-schedules/ocp_third_reading_bylaw_final.pdf))

14) 観光庁 (2019) 「持続可能な観光指標について」

### (3) 鎌倉市<sup>15)</sup>

『第3期鎌倉市観光基本計画』(H28年3月策定、計画期間はH28年~H37年の10年間)より、鎌倉市が目指す観光地としての将来像と目標、目標の達成度をはかる指標、計画の推進体制を整理する。

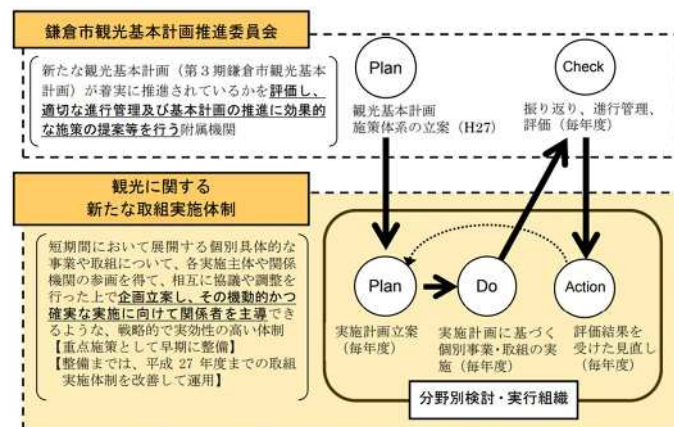
#### 【目指す将来像】

◆基本理念	鎌倉の持つ様々な魅力や価値が世界に誇る貴重な財産であることを認識し、観光に携わるあらゆる主体が連携・協力して、誰もが「住んでよかった、訪れてよかった」と思える成熟した観光都市を目指します。
◆目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 歴史、文化、自然、景観といった様々な遺産を保存・継承しつつ、知られざる鎌倉の魅力や価値を掘り起し、新たな観光資源として発展・向上させます。</li> <li>(2) 成熟した観光都市としての鎌倉に市民が誇りや郷土愛を感じつつ、安心して穏やかに暮らせるまちをつくります。</li> <li>(3) 誰もが安全で快適につつがなく鎌倉で学び楽しめるように、観光客を受け入れます。</li> <li>(4) 観光の振興を地域の活性化につなげます。</li> </ol>

#### 【目標の達成度をはかる指標】

指標		対象となる目標
1	宿泊客数	(1), (3), (4)
2	ホームページアクセス件数	(1), (3)
3	滞在時間	(1), (3), (4)
4	平均立寄り地点数	(1), (3), (4)
5	延べ観光客数	(1), (3), (4)
6	市民の満足度	(2)
7	市民の理解度	(2)
8	観光客の満足度	(1), (3)
9	校外学習の児童・生徒の満足度	(1), (3)
10	再来訪意向率	(1), (3), (4)
11	観光消費額	(3), (4)
12	一人当たり観光消費額【宿泊客】	(3), (4)
13	一人当たり観光消費額【日帰り客】	(3), (4)
14	観光の担い手の満足度	(3), (4)

#### 【計画の推進体制】



15) 鎌倉市 (2016) 『第3期鎌倉市観光基本計画』

#### (4) 京都市<sup>16)</sup>

『京都観光振興計画 2020』(H26年10月策定、計画期間は2014年~2020年の7年間)より、京都市が目指す観光地としての将来像と目標、目標の達成度をはかる指標、計画の推進体制を整理する。

##### 【目指す将来像】

- 観光客を魅了するやさしさあふれるまちづくりを進め、市民にとっても「京都に住んでいてよかった」と実感できるまちを実現する
- 観光が産業・文化と融合し、京都の経済をけん引することにより、京都のブランド価値を向上させ、安定した雇用の創出など観光による経済効果を京都市全体に還元し、市民生活の向上に寄与
- 観光立国の実現を「京都の観光」がリードする

##### 【計画の目標】

- 京都を再び訪れたいという「再来訪意向」、親しい友人に京都観光を勧めたいと思う「紹介意向」について、毎年着実に評価を向上させ、より100%に近づける。とりわけ、「大変そう思う」の回答割合について、日本人、外国人とも80%以上を目指す。
- 「京都のおもてなし度」について、新たに日本人・外国人にお聞きし、毎年着実に評価を向上させ、より100%に近づける。とりわけ、「大変そう思う」の回答割合について、日本人、外国人とも80%以上を目指す。
- 外国人宿泊客数年間300万人を目指す。
- 観光に関連する京都の観光消費額年間1兆円を目指す。

---

16) 京都市(2014)『京都観光振興計画 2020』

## (5) 釜石市

『釜石市観光振興ビジョン』（H29年4月策定、計画期間はH29年～H38年の10年間）より、“持続可能な観光地”の形成に向けて、釜石市が目指す将来像、将来像への達成度をはかる指標、計画の推進体制を整理する。

### 【目指す将来像】<sup>17)</sup>

観光を通じた震災復興の実現
(1) 市民が観光を通じて釜石市に住まう誇りを取り戻す。
(2) 人と人とのつながりを生み出し移住者の増加を目指す。
(3) 上記を支援する滞在交流型観光システムを創る。

釜石市では、東日本大震災からの復興の手段として観光産業の発展に取り組むことを目指している。「地域の宝」改めて見つめ直し、市民の間で共有、釜石市外へそれを伝えていく、新しい「滞在交流型観光システム」として「釜石オープン・フィールド・ミュージアム構想」の導入が提示されている。また、持続可能な都市の形成を目指し、施策のひとつとしてサステナブル・ツーリズムの活用と国際基準の導入が掲げられている。

〈オープン・フィールド・ミュージアム構想〉
◆基本理念
くらし：市民が釜石の生活文化を再認識し広く体験機会を提供
まなび：市民が地域を学び、住まう誇り・宝を発掘し学ぶ機会を提供
つながり：地域をつなぐルート、人のつながりにより来訪者を拡大
◆基本方針
1. 釜石市民同士の域内交流の拡大
2. マーケティングデータ分析に基づく観光事業推進
3. 宿泊を伴う滞在交流型観光の創出
4. ラグビーワールドカップ 2019 <sup>TM</sup> 日本大会後の国際交流・多様性の受け入れ促進

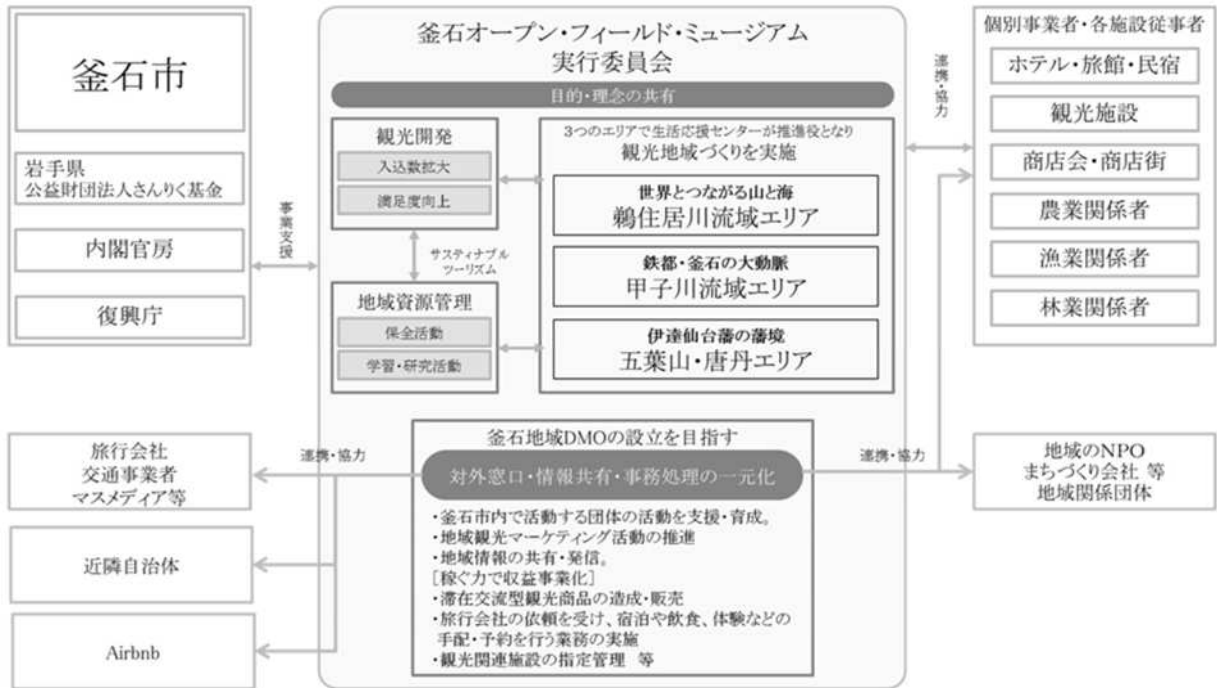
### 【将来像への達成度をはかる指標】<sup>17)</sup>

テーマ	具体的な取組	指標
観光地域づくり	住民の誇りの醸成	誇りを持つ市民の割合（人数）
		人を呼び込もうとする市民の割合（人数）
	観光目的の宿泊増	ホテル・旅館・民泊 延べ宿泊者数（人泊）
	滞在交流型観光の促進	体験プログラム数（グリーン・ツーリズム）
		体験プログラム参加者数
次世代への継承	教育旅行誘致数（学校数）	
	企業研修数（企業数）	
観光による産業育成	地産地消の促進	地元調達率（地場産品利用率）
	収益性の確保	客単価（地域消費額）
	持続可能都市の形成	正規雇用割合（人数）
給与水準向上（業種別 年収対前年比率）		



【計画の推進体制】<sup>17)</sup>

釜石オープン・フィールド・ミュージアム構想の推進にあたり、行政と市民、事業者、NPO等の団体をつなぎ、強力な牽引力と多岐にわたる組織や民間事業者との連携等を行う新組織（釜石市地域DMO）の設立を目指すことが提示されている。



図表 5 釜石市地域 DMO の設立組織イメージ

【釜石市における持続可能な観光地形成に向けた取組の流れ】<sup>18)</sup>

2017年	<ul style="list-style-type: none"> <li>釜石市が策定した釜石市観光振興ビジョンにおいて、施策の柱の1つとして「サステナブル・ツーリズムの活用と国際基準の導入」を掲げる。</li> <li>⇒ 日本で第1号となるGSTC観光地認証の取得を目指す。</li> </ul>
2018年	<ul style="list-style-type: none"> <li>GDの観光地認証のプログラムを採用</li> <li>GD研修@韓国に釜石市から3名が参加し、評価作業の技能獲得を図る</li> <li>「世界の持続可能な観光地100選2018」に日本で初めて選出される</li> <li>⇒ グローバル・リーダーズ・ネットワークへ参画</li> </ul>
2019年	<ul style="list-style-type: none"> <li>「(株)DMCかまいし」を中心に評価チームを立ち上げ、GDから提供されるオンラインシステムを活用した本格的な評価作業を開始</li> <li>「世界の持続可能な観光地100選2019」に選出される</li> <li>「グリーンステイネーションアワード」ブロンズ賞を受賞</li> <li>観光地持続可能性報告書の作成</li> <li>⇒ 観光地づくりに関わる様々なステークホルダーとのコミュニケーションツールとして、観光地の品質を高めるための推奨施策の提案材料として活用することを目的に発行</li> <li>⇒ 主に、「評価方法の概要」「品質指標」「観光影響分析」「持続可能性の評価指標」「推奨施策」から構成されている。</li> </ul>

【釜石市における持続可能性の評価手順】<sup>19)</sup>

Step1 品質指標	地域住民と観光客にとって望ましい地域の品質項目の現在値を測定
Step2 自己評価	地域資源を抽出し、観光が及ぼす「リスクと機会」を持続可能性の観点から分析（観光影響分析/100項目の持続可能性評価）：
Step3 外部評価	GDによる審査および達成度判定

⇒ 評価項目ごとの自己評価と外部評価をふまえた持続可能性の達成度の判定と評価結果に基づく推奨施策を検討

---

17) 釜石市（2017）『釜石市観光振興ビジョン』

18) 株式会社かまいしDMC（2019）「岩手県釜石市持続可能な観光指標の取組概要」

19) 株式会社かまいしDMC（2019）「岩手県釜石市令和元年度観光持続可能性報告書速報版 version0.5」

[参考①] HTA と GD の指標比較

経済 地域資源（自然・文化） 地域社会 管理体制 地球環境

HTA(Hawaii Tourism Authority)		
ビジョン	目的	指標
(1) 目的としての完全性の向上	1. 観光業に対する地域支援の強化 2. 地域管理の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>「観光業がもたらす利益は、観光業が引き起こす課題よりも大きい」と認識している住民の割合</li> <li>「観光業がハワイの活性化に貢献している」と感じている住民の割合</li> <li>「HTA が伝統的なハワイの文化や言語の保護に役立っている」と感じている住民の割合</li> <li>「ハワイの自然資源や公園、文化的遺跡が適切に管理されている」と感じている来訪者の割合</li> </ul>
(2) 安定した経済利益の確保	1. 継続的な来訪に関するマーケティングの重点化 2. 高額消費者の誘客や消費機会の促進による来訪者消費額の増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅行消費による GDP</li> <li>他地域と比較した、ハワイの会議場としての格付け</li> <li>MCI 向け宿泊施設の予約数の増加</li> <li>閑散期における日中人口の平均値の増加</li> <li>消費活動を伴う訪問者の増加</li> </ul>
(3) ハワイの価値を高めること	1. ハワイ島への航空アクセスの維持および向上 2. 競争力維持のためハワイブランドを保持すること 3. 宿泊施設とインフラ施設に対する旅行者の期待を満たすこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハワイへの旅行を検討する潜在的旅行者の割合</li> <li>「ハワイには独自の体験やアクティビティが豊富にある」と感じている来訪者の割合</li> <li>「ハワイでは他地域と異なる体験ができる」と感じている来訪者の割合</li> <li>「ハワイは安全で安心な場所である」と感じている来訪者の割合</li> <li>航空機の座席の増加数</li> <li>「ハワイには宿泊施設が豊富にある」と感じている来訪者の割合</li> <li>来訪者の満足度調査（例えば「ハワイを他人に勧めたいか」など）</li> </ul>
(4) HTA に対する評価の向上	1. 観光産業を率いるための組織力の継続的な向上 2. HTA のマーケティング努力に対する透明性と責任の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>HTA の観光産業におけるリーダーとしての認知度</li> <li>法令に従った契約の割合</li> <li>HTA の戦略計画の達成に関する進捗報告</li> <li>住民による HTA の認知度</li> <li>HTA に対する肯定的な評価</li> <li>HTA プログラムへの企業参加</li> </ul>

GD(Green destinations)		
テーマ	サブテーマ	指標
(1) デスティネーションマネジメント(観光地の管理): 適切な観光地計画と環境管理を実施している	責任と組織: 観光地の持続可能な開発と管理は、適切な組織体制によって支えられている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>サステナビリティコーディネーター</li> <li>運営体制</li> <li>ビジョン</li> </ul>
	計画と開発: 地域の観光事業は入念に計画されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光資源のリストアップ</li> <li>ベースライン・アセスメント (BA)</li> <li>観光政策</li> <li>行動計画</li> </ul>
	モニタリングと報告: 持続可能性に関わる項目と改善状況についてモニタリングし、報告している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>指標</li> <li>見直しと評価</li> <li>是正の措置</li> <li>コミュニケーション</li> </ul>
	法令、倫理の順守: 法令や倫理を順守している	<ul style="list-style-type: none"> <li>法的要件の把握</li> <li>法令の順守</li> <li>不正</li> </ul>
(2) 自然と景観: 地域とその周辺の自然および景観の価値、野生生物を著しく損なうことがないよう配慮している	自然と保全: 自然への意識が高められ、効果的に保全されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>野生生物の保護</li> <li>環境がおよぼす自然への影響のモニタリング</li> <li>外来種</li> </ul>
	自然体験: 観光は自然や野生生物を敬い、その保護を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然体験</li> <li>動物に対する倫理</li> </ul>
	風景と景観: 広大な風景や美観を守り、劣化を避ける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>風景と景観</li> </ul>
(3) 環境と気候変動: 健やかで美しい自然環境を著しく損なうことがないよう十分な配慮をしている	土地利用と汚染: 持続可能な土地利用と公害対策に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境リスク</li> <li>大気汚染</li> <li>騒音</li> </ul>
	水の管理: 水質、水管理、水利用に適切に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質への対応</li> <li>排水処理</li> </ul>
	持続可能なモビリティ: 交通手段による人、環境、気候への影響を考慮し、適切に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅行と気候変動</li> <li>カーボンオフセット</li> </ul>
	廃棄物処理とリサイクル: 廃棄物の分別回収、リサイクル、リユースに適切に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>光害</li> <li>土地利用と沿岸域の計画</li> </ul>
	エネルギーと気候変動: 再生可能エネルギーの推進と温室効果ガスの削減に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質への対応</li> <li>排水処理</li> <li>旅行と気候変動</li> <li>カーボンオフセット</li> </ul>
	気候変動への対応: 気候変動に十分に配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境リスク</li> <li>大気汚染</li> <li>騒音</li> </ul>
(4) 文化と伝統: 地域とその周辺の特色や風土、文化遺産などを著しく損なうことがないよう十分な配慮をしている	文化遺産: 文化的な特色のある場所、風景、文化遺産の建造物や工芸品は、適切に保護されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光の文化への影響の管理</li> </ul>
	人と伝統: 生活文化と伝統を敬い、保護を支援している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化遺産の保護</li> <li>工芸品や化石の保護</li> </ul>
(5) 社会福祉: 地域住民にも旅行者にも十分な配慮をしている	人権の尊重: 地域住民と旅行者は、市民権の侵害と不正から守られている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権保護</li> <li>法の情報公開</li> <li>人権の監視</li> </ul>
	コミュニティの参加: 観光地管理と運営に、地域コミュニティとステークホルダーが参加している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民の満足度</li> <li>地域社会の地位向上</li> </ul>
	地域経済: 観光の地域経済への貢献を最適化している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の特産品や特色あるサービスの奨励経済効果のモニタリング</li> </ul>
	社会的な影響の管理: 観光が与える影響を適切に管理している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>季節性</li> </ul>
(6) ビジネスとホスピタリティ: 持続可能性におけるビジネス部門の参画、適切な観光地の情報とマーケティングを保証している	健康と安全: 住民と旅行者に、健康的で安心、安全な環境が約束されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康と緊急時対策</li> </ul>
	ビジネスの関与: 観光部門は、観光地の持続可能性に責任をもつ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギーと温室効果ガス</li> <li>平等で公正な雇用</li> <li>ツアーガイドの行動規範</li> <li>観光商品の開発</li> </ul>
	情報とマーケティング: 観光地の広報と旅行者への正確で配慮のある情報提供。	<ul style="list-style-type: none"> <li>解説情報</li> <li>GD としてのマーケティング</li> <li>配慮が必要な観光地における旅行者の行動</li> </ul>
ホスピタリティと満足度: 望ましい観光地であり、旅行者の声を傾けている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅行者のモニタリング</li> <li>観光地の持続可能性についてのアンケート</li> <li>アクセス</li> </ul>	

【各指標の特徴】

HTA ⇒ ・地域経済の活性化、管理組織（HTA）に対する評価に関する項目が多い

・地域住民や観光客からの評価に基づく項目が多い

GD ⇒ ・地球環境、経済、地域資源、コミュニティ、管理体制に関する項目が幅広く取り入れられている

・地球環境の保護に関する項目が多く含まれている

[参考②] 沖縄県の観光成果指標

経済
  地域資源（自然・文化）
  地域社会
  管理体制
  地球環境

沖縄観光成果指標	
指標	個別指標
経済指標	航空旅客提供座席数
	宿泊施設（収容人数）
	二次交通（レンタカー・一般貸切旅客自動車車両数）
	観光収入
	観光客の消費単価
	観光客の滞在日数
	宿泊者数（人泊数）
	客数（MICE 参加者）
	客数（主要観光施設入場者）
	季節変動（入域観光客数）
	経済波及効果
	雇用者数（宿泊業・飲食サービス業）
	観光客指標
外国人観光客数	
バリアフリー対応	
外客対応（通訳案内士等登録者数）	
接遇対応（沖縄観光タクシー乗務員資格認定者数）	
旅行全体の満足度（国内客）	
旅行全体の満足度（外国人客）	
リピーター率	
県民指標	県民所得
	渋滞（昼間 12 時間平均旅行速度）
	観光客比率（定住人口換算）
	県民旅行の実施度（宿泊旅行回数）
	住みやすさ（定住の意向）
	観光施策の重要度に対する意識
環境指標	最終エネルギー消費量
	温室効果ガス排出量（二酸化炭素排出量）
	環境認証（エコアクション 21 認証事業者数）
	ビーチ（主要水浴場の水質（期間中））
	エコツーリズム（保全利用協定の認定状況）
	保全エリア（自然環境保全地域の指定状況）
	景観（景観行政団体）
	世界遺産の訪問者数
	文化財（国・県・市町村指定文化財件数）
	文化・スポーツイベントの集客
マネジメント指標	県観光予算
	市町村観光予算
	市町村観光計画の有無
	市町村観光協会の有無

## 2.4 県内民間企業による取組実績の情報収集

県内の民間企業によるサステナブル・ツーリズムを視野においた取組について情報収集を行った。現在県内では、サステナブル・ツーリズムを中心的なテーマとして活動している団体は存在していないものの、これに関連する取組として、世界自然遺産登録の推進をテーマとした「世界自然遺産推進共同企業体」の活動が一例として挙げられる。同団体では、世界自然遺産登録に向けた普及活動や、希少種の保護などの調査研究、行政機関への協力等を通じた地域貢献や地域振興を取組テーマとして掲げている。

また、広域 DMO の指定を受けている「一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー」については、マーケティング機能、マネジメント機能を有することから、サステナブル・ツーリズムを牽引する役割との親和性が高いと考えられるが、今時点における組織体制では、新たな役割を担うことが難しいことが確認されている。

### <参考：「世界自然遺産推進共同企業体」について>

#### 1. 概要

世界自然遺産推進共同企業体は、世界自然遺産を盛り上げるための企業体であり、普及活動や希少種および自然環境の保護、密猟・密輸などさまざまな課題の解決や、調査研究や行政への協力に対して、参加企業が最大限の協力をする。

希少種および自然環境の活用を通じた地域貢献・地域振興にも取組み、2020年夏の世界自然遺産登録をはじめ、環境保全と地域振興の循環モデルの確立をめざす。

#### 2. 世界自然遺産推進共同企業体で取り組む活動内容

- (1) 希少種および自然環境の保護
- (2) 世界自然遺産に関する普及活動、調査・研究など
- (3) 密猟・密輸防止対策
- (4) 行政への協力
- (5) 希少種および自然環境の活用を通じた地域貢献・地域振興
- (6) SDGs の推進による社会の持続的発展への貢献
- (7) その他共同企業体の目的達成のために必要な活動

#### 3. 発足日：2019年5月21日（火）

#### 4. 発起企業（事務局）

- ・日本トランスオーシャン航空株式会社
- ・日本郵便株式会社沖縄支社
- ・株式会社NTTドコモ
- ・NPO 法人どうぶつたちの病院沖縄

#### 5. 参加企業

- ・県内主要企業 31 社が参加

#### 6. 後援

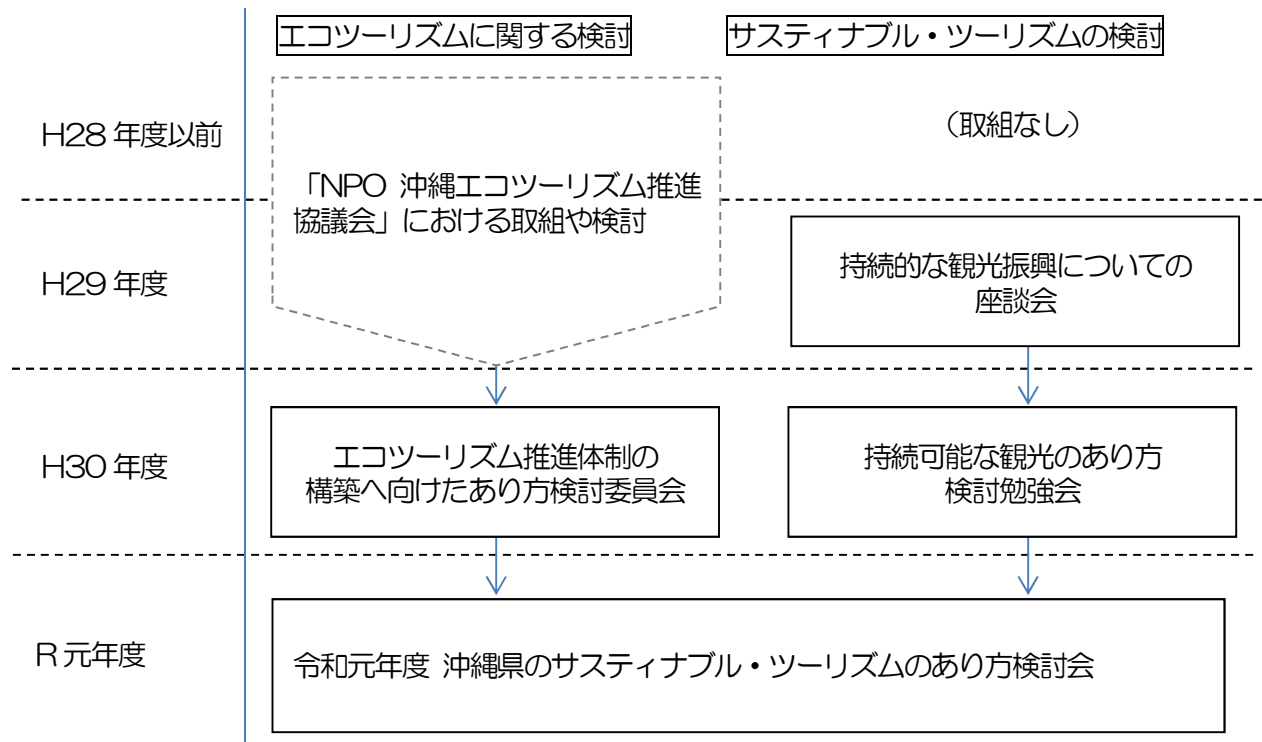
- ・環境省沖縄奄美自然環境事務所
- ・沖縄県
- ・内閣府沖縄総合事務局
- ・国頭村
- ・大宜味村
- ・東村
- ・竹富町
- ・琉球大学

### 第3章 令和元年度 沖縄県のサステイナブル・ツーリズムのあり方検討会の開催

#### 3.1 実施の前提

昨年度までの検討では、推進団体の在り方については、これまでのエコツーリズムの取組を踏まえ、昨今求められる要請に適應しうる組織体制を行うとともに、持続可能な観光については、主には関連主体が感じている課題や対応についての事項を中心として意見交換等の取組を行ってきた。

<関連する取組のこれまでの流れ>



### 3.2 検討会・報告会の開催

#### (1) 推進体制のあり方検討

##### 1) 基本的な考え方

昨年度までの検討では、「エコツーリズム」、「サステナブル・ツーリズム」双方の視点から現場において起きている変化や求められるニーズについて着目し、それぞれのテーマで検討を行ってきた。

本年度は沖縄県を取り巻く環境や、沖縄県の観光政策を取り巻く環境を鑑み、中期的に達成すべき事項を意識し、両者を統合的に捉え検討を行った。

〈あり方検討会での論点（業務仕様書より）〉

(ア) 持続可能な観光のために、今後県として、どのような事業を推進していくべきか。

(今後の県の事業展開に結びつくような具体的な提案)

(イ) 上記内容を踏まえ、サステナブル・ツーリズム、エコツーリズムを推進する団体に求められる役割とは何か？（具体的な提案）

##### 2) 実施概要

検討会の実施概要及び検討の流れ、検討メンバーを以下に示す。

図表 6 検討会の開催概要

日 程	第1回：令和元年度 11月15日（金）15:00～17:00 第2回：令和元年度 12月25日（水）15:00～17:00 第3回：令和2年度 1月29日（水）14:00～16:00 ※第2回、第3回検討会終了後に意見照会を実施
回 数	検討会3回、意見照会2回
討議事項	ア) 持続可能な観光のために、今後県として、どのような事業を推進していくべきか。（今後の県の事業展開に結びつくような具体的な提案） イ) 上記内容を踏まえ、サステナブル・ツーリズム、エコツーリズムを推進する団体に求められる役割とは何か？（具体的な提案）
会場・開催方法	沖縄県庁1階 第1・2会議室

図表 7 検討の流れ

スケジュール	討議事項
第1回 (11月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄がめざすべき・目指しうる持続可能な観光地の姿 (論点ア)</li> <li>・沖縄県の担うべき役割 (論点ア)</li> </ul>
第2回 (12月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄県の取組内容の方向性 (論点ア)</li> <li>・推進団体に求められる役割 (論点イ)</li> </ul>
第1回意見照会 (1月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者への意見照会 (論点ア、イ)</li> </ul>
第3回 (1月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が取り組むべき施策について (論点ア)</li> <li>・推進団体の体制について (論点イ)</li> <li>・推進団体の5か年計画について (論点イ)</li> </ul>
第2回意見照会 (2月末～3月上旬)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者への最終確認 (論点ア、イ)</li> </ul>

図表 8 検討委員

区分	氏名	所属・役職
協議会	花井 正光	会長／元琉球大学観光産業科学部教授
	白石 武博	那覇商工会議所観光サービス部会 副部会長
OCVB	米谷 保彦	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー受入推進課 課長
	與座 嘉博	一般社団法人日本旅行業協会沖縄支部 沖縄支部長
専門家	小林 政文	沖縄体験観光協会 会長／日本エコツーリズムセンター世話人
	加蘭 明宏	沖縄体験ニライカナイ 代表
	大城 敏	パドリングガイド漕店 代表
	大迫 英一	一般財団法人沖縄マリナーセーフティビューロー(OMSB) 事務局長
	中島 泰	公益財団法人 日本交通公社観光地域研究部 上席主任研究員
	岩浅 有記	環境省沖縄奄美自然環境事務所 野生生物企画官



## (2) 検討会の実施結果

### 1) 第1回検討会

第1回検討会の実施概要および結果を以下に示す。参考に会議資料及び議事録を参考資料 1-1 に添付する。

図表 9 第1回検討会 概要

開催日時	令和元年11月15日(金) 15:00~17:00
開催場所	沖縄県庁1階 第1・2会議室
出席者	花井 正光：(特非) 沖縄エコツーリズム推進協議会 会長 白石 武博：那覇商工会議所観光サービス部会 副部会長 與座 嘉博：(一社) 日本旅行業協会沖縄支部 沖縄支部長 小林 政文：(一社) 沖縄体験観光協会 会長/日本エコツーリズムセンター 世話人 加蘭 明宏：沖縄体験二ライカナイ 代表 大迫 英一：(一財) 沖縄マリンレジャーセイフティビューロー 事務局長 中島 泰：(公財) 日本交通公社観光地域研究部 上席主任研究員 三宅 亮：沖縄総合事務局運輸部企画室 室長 岩浅 有記：環境省沖縄奄美自然環境事務所 野生生物企画官
議事次第	1. 開会 2. 挨拶 3. 検討会の設置要綱の説明・委員紹介 4. 議題 (1) 沖縄県におけるこれまでのエコツーリズムの取組み (2) 本検討会の趣旨とこれまでの検討経緯(平成30年度の検討内容を踏まえて) (3) 沖縄が目指すべき持続可能な観光地の姿について 5. 次回日程について 6. 閉会
会議の様子	

〈第1回検討会の主な指摘、意見〉

- 検討会の位置づけ・アウトプット（何に反映されるのか）を明確にする必要がある。
- 沖縄県観光振興基本計画へ反映されるのであれば、本検討会の内容を最終的に県へ提言する必要がある。
- 対応として指標導入の必要性に触れるにあたり、沖縄観光の現状と課題を踏まえた整理が必要。
- マーケットに訴求できる国際水準の仕組みとする必要がある。
- 指標を活用したモニタリング、改善のための施策を無視できない仕組みが必要である。
- 目指すべき持続可能な観光について、県の考えを住民や事業者に広めていく機関が必要である。

〈主な意見（詳細）〉

①検討会の位置づけ・進め方等について

①-1 本検討会の検討範囲
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本検討会における意見の位置づけを明確にしてほしい。（三宅委員）</li> <li>・本検討会における議論と、観光振興計画との関連性を確認したい。（白石委員）</li> <li>・次期観光振興基本計画の中にサステナブル・ツーリズムの視点をどのように入れていくかが大きなテーマとなる。（中島委員）</li> </ul>
①-2 本検討会の論点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄県におけるサステナブル・ツーリズムのあり方」と「エコツーリズム推進協議会の今後のあり方」という2つの議論があり、論点が不明確である。（中島委員）</li> </ul>
①-3 本検討会のアウトプットイメージの明確化
<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコツーリズムとサステナブル・ツーリズムの言葉の違いを整理し、本検討会のアウトプットを明確化した上で議論を進めるべきである。（白石委員）</li> <li>・検討のゴールがわかりづらい。（與座委員）</li> </ul>
①-4 国内の動向
<ul style="list-style-type: none"> <li>・サステナブル・ツーリズムに係る国内の動向について情報を共有していきたい。（三宅委員）</li> </ul>

②地域社会について

②-1 地域社会との合意形成
<ul style="list-style-type: none"> <li>・目指すべき持続可能な観光地の姿については、県の考えを住民や事業者に伝えるための機関が必要。（小林委員）</li> <li>・サステナブル・ツーリズム実現のためには、地域の観光業に対する理解に関する指標が不可欠である。（與座委員）</li> </ul>
②-2 事業者の参画促進
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者に対し、彼らがエコツーリズムの参画者であるということを認識させることが重要である。（小林委員）</li> </ul>

③経済について

③-1 地域経済の活性化
<ul style="list-style-type: none"> <li>・マーケットに対してサステナブル・ツーリズムの意義を説得できる仕組みをつくり、経済を循環させるために、どのようにサステナブルに取り組んでいくかが大切である。（白石委員）</li> </ul>

#### ④ マネジメントについて

##### ④-1 目標設定

- 恩納村では、2021年までのサステイナブル・ツーリズムの実施計画を策定し、取組を進めている。県としても早く目標を設定し、恩納村が独自の取組とならないようにしてほしい。(加蘭委員)
- エコツーリズムと異なり、サステイナブル・ツーリズムはプログラムではなく、考え方、目標づくりを進めていかななくてはならない。(白石委員)

##### ④-2 指標とモニタリング

- 指標について議論するためには、沖縄観光が抱える現状の課題、その課題を引き起こしている要因を詳細に分析するべきである。(三宅委員)
- 指標の中に条例を遵守する事業者の割合を示すことで、事故の減少、安全性の向上につながるのではないかと。(白石委員)
- 従来のような定量指標とするのではなく、しっかりとした目標を定め、適切なモニタリングを行い、課題を見つけながら修正していくといった仕組みが必要である。また、指標をもとに県内の各団体が支援をする仕組みを本検討会で深めていく必要がある。国で検討している日本版の指標も含めて検討していくことが求められている。(白石委員)
- 指標によるモニタリング強化だけでは、サステイナブル・ツーリズムは実現しない。改善施策や指標を無視することができない仕組みづくりが必要であり、その点についても本検討会の中で議論をしていきたい。(中島委員)
- モニタリングについて、現状の点検をする際の基準等、具体的な検討材料がほしい。(岩浅委員)
- 自然環境との軋轢が生じると同時に、県内の生活基盤との軋轢が生じている沖縄観光産業の現状はサステイナブルに反する。自然環境や文化だけを守れば良いという話ではなく、指標を見える化し、しっかりとしたモニタリングを実施していただきたい。(白石委員)

##### ④-3 認定制度


- 持続可能な観光について民間のローカル認証を作り、取り組んでいくことも必要である。(加蘭委員)
- マリンレジャーは沖縄観光の中核。認証制度より見える化、目標や指標に対するモニタリングは、各業界で毎年実施していく必要がある。(大迫委員)

## 2) 第2回検討会

第1回検討会にて、本検討会は「次期沖縄県観光振興基本計画」への反映を目的とし、最終的に県へ提言書を提出することとした。そのため、第2回検討会からは、県へ提出する提言書の内容について、検討を行った。

第2回検討会の実施概要および結果を以下に示す。参考に会議資料及び議事録を参考資料 1-2 に添付する。

図表 10 第2回検討会 概要

開催日時	令和元年12月25日(水) 15:00~17:00
開催場所	沖縄県庁1階 第1・2会議室
出席者	花井 正光：(特非) 沖縄エコツーリズム推進協議会 会長 白石 武博：那覇商工会議所観光サービス部会 副部会長 米谷 保彦：(一財) 沖縄観光コンベンションビューロー受入推進課 課長 與座 嘉博：(一社) 日本旅行業協会沖縄支部 沖縄支部長 島袋 裕也：(一社) 沖縄体験観光協会 事務局長 / (有) やんばる自然塾 副代表 加蘭 明宏：沖縄体験ニライカナイ 代表 大城 敏：パドリングガイド漕店 代表 大迫 英一：(一財) 沖縄マリンレジャーセイフティビューロー 事務局長 中島 泰：(公財) 日本交通公社観光地域研究部 上席主任研究員 岩浅 有記：環境省沖縄奄美自然環境事務所 野生生物企画官
議事次第	1. 開会 2. 前回の議事の振り返りと今後の検討方針 3. 議題 (1) 第5次沖縄観光振興基本計画の目標と取組み (2) サステナブル・ツーリズムの視点からのあるべき姿 (次期中沖縄観光振興基本計画への提言) 4. 今後のスケジュールについて 5. 閉会
会議の様子	

〈第2回検討会の主な指摘、意見〉

- 本検討会のアウトプットとなる提言書は、項目を絞りシンプルな内容とするべきである。
- 提言書は、沖縄県が日本の観光を牽引し、国際水準の取組を行うという視点が必要であり、SDGs や気候変動といったキーワードは不可欠。
- 入域観光客数や観光収入といった現状の数値目標を達成しても、県民の幸福度に結びついておらず、持続性の軸となる指標設定が必要。
- 提言案の、「住んでよし、訪れてよし、受け入れてよし、循環してよし」というスローガンは良い。
- 提言案の、観光目的税の徴収の目的がDMOの運営という考え方に抵抗がある。

〈主な意見（詳細）〉

①沖縄県におけるサステナブル・ツーリズムのあり方

①-1 現状の課題認識
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入域観光客の増加が地域生活や産業に悪影響を与えることを防ぐために必要なことは、地域観光との連携強化ではなく規制なのではないか。(米谷委員)</li> <li>・観光客増加による地域住民の不満は、相互交流ではなく、観光客による経済効果を地域に還元することで解消するべきである。(白石委員)</li> <li>・観光客の増加が、観光従事者の生活水準の向上に直結する訳ではないという経営上の課題を認識するべきである。(米谷委員)</li> </ul>
①-2 サステナブル・ツーリズムの視点からの提言について
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域差がある問題への提言は、地域によって必要な対応が異なるため、具体化せず考え方の大枠を示すべきである。(白石委員)</li> <li>・地域ごとに取組むべきことと、県が全体のマネジメントとして取組むべきことを分けて示した方がよい。(花井委員)</li> <li>・よりシンプルな提言書にした方が委員の発言が反映されやすいのではないか。(與座委員)</li> <li>・入域観光客の増加により生じる諸問題に対する提言は、各地に適応可能な事柄であるため、最初に示すべきである。(白石委員)</li> <li>・沖縄県が日本を率いて国際社会に追いつくという視点を持ち、地球温暖化やSDGsの達成等の国際的な課題の解決に向けて貢献すべきであると言及を入れるべきである。(白石委員)</li> <li>・沖縄全体としてレスポンス・ツーリズムを求めるべきである。(米谷委員)</li> </ul>
①-3 次期沖縄観光振興基本計画の策定に向けて
<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5次沖縄観光振興基本計画に記載されている「持続可能な観光リゾート地形成のための主な取組」のうち「県民の視点に関する取組」は、実際には持続可能な観光地形成に結びついていないことが多く、根本的な見直しが必要である。(米谷委員)</li> <li>・次期計画の策定に向けて、県としての全体的な考え方を定めるマクロ的な視点での議論と、各地域の特性を考慮した上で持続可能な観光を実現するための方法を考えるミクロ的な視点での議論をしなければならない。(白石委員)</li> <li>・次期計画の策定にあたっては、日本人の視点ではなく、ターゲットとするマーケットの視点に合わせた指標作りが必要である。観光を国際競争に耐え得る産業にするためには、国際的視点での議論が必要である。(白石委員)</li> <li>・次期沖縄観光振興計画の目標として、「量（入域観光客数）から質（満足度向上）への転換」が挙げられているが、「量から量と質への転換」とすべきではないか。(岩浅委員)</li> </ul>

## ②経済について

<b>②-1 マーケットの正確な把握</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>• マーケットの状況を正確に把握しなければ、効果的な指標は定められないため、現在県が実施している統計調査などの集計方法を改める必要がある。(白石委員)</li><li>• 近年、体験学習への参加者は減少傾向にあると感じているが、その要因を捉えるためには正確なデータが必要であるため、県が主導して精度の高い集計を行っていただきたい。(加蘭委員)</li></ul>
<b>②-2 ターゲットの設定</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>• 外国人観光客の誘致も重要であるが、将来的なリピートにつながる国内の若年層の誘致に力を入れるべきである。(加蘭委員)</li><li>• 消費単価が低く、地域資源を破壊する観光客を切り捨てる考え方もサステイナブル・ツーリズムの実現には必要な場合がある。(白石委員)</li></ul>

## ③マネジメントについて

<b>③-1 指標</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>• 入域観光客数や観光収入額等の数値的なKPIを達成しても、県民の幸福に資する観光地形成には結びついていないという現状を、提言書のスタートとするべきである。(白石委員)</li><li>• 観光庁にて検討されている指標は、全てが沖縄県に適用できるわけではなく、沖縄県の状況に合った独自の指標を設定する必要がある場合あると考えられる。(花井委員長)</li><li>• 個人の価値観に左右される満足度の測り方ではなく、サステイナブル・ツーリズムの視点からの満足度を測る指標の作り込みが必要である。(米谷委員)</li><li>• 数値目標達成に向けた主な取組のスローガンは「住んでよし、訪れてよし、受入れてよし、循環してよし」が良いのではないかと。(岩浅委員)</li></ul>
<b>③-2 サステイナブル・ツーリズム推進団体の財源</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>• 観光目的税の徴収目的をDMOの運営とするのは、徴収の趣旨に合わないのではないかと。(大迫委員)</li><li>• 県の立場からDMOの運営のために観光目的税の徴収を推奨するべきではない。持続可能な観光の実現のため、モニタリング等の「観光管理」を聴取目的とすべきである。(白石委員)</li></ul>
<b>③-3 行政の役割</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>• 入域観光客の増加により生じる諸問題への対応として、受入を制限する場合、行政が主体となってルール作りや条例化を検討することも視野に入れるべきである。(岩浅委員)</li></ul>

### 3) 第1回意見照会

第1回意見照会の実施概要および結果を以下に示す。

図表 11 第1回意見照会 概要

実施日時	令和2年度1月17日(金)～1月23日(水) 17:00
実施方法	「沖縄における持続可能な観光の実現に向けた意見について(提言書案)」を提示し、 加筆修正点等について書面による意見提出を依頼 ※白石委員には対面式のヒアリングにより意見を照会
対象者	花井 正光：NPO 法人沖縄エコツーリズム推進協議会 会長 元琉球大学観光産業科学部 教授 白石 武博：那覇商工会議所観光サービス部会 副部会長 米谷 保彦：(一財) 沖縄観光コンベンションビューロー受入推進課 課長 與座 嘉博：(一社) 日本旅行業協会沖縄支部 沖縄支部長 小林 政文：(一社) 沖縄体験観光協会 会長/日本エコツーリズムセンター 世話人 加蘭 明宏：沖縄体験ニライカナイ 代表 大城 敏：パドリングガイド漕店 代表 大迫 英一：(一財) 沖縄マリンレジャーセイフティビューロー(OMSB) 事務局長 中島 泰：(公財) 日本交通公社観光地域研究部 上席主任研究員 三宅 亮：沖縄総合事務局運輸部企画室 室長 岩浅 有記：環境省沖縄奄美自然環境事務所 野生生物企画官

## 〈第1回意見照会の主な指摘、意見〉

- 短期的なオーバーツーリズムへの対応と、中期的な観光地としての競争力向上のための視点という両面で考える必要がある。
- 「観光客の満足度」、「地域住民の満足度」、「観光産業の活性化」、「観光資源（自然・文化）の保全・継承」の4つの視点については、同等の価値があるが、記載する順番が、観光地のスタンスを表すため、留意が必要。
- 入込客数といった量的な拡大のみではなく、観光収入をどのように増加させるかという議論が必要。
- 施策の検証のみでなく、結果を関係者に共有し、次の施策につなげるプロセスを明確に位置づけることが重要である。
- 動向の把握やモニタリングや分析、戦略の構築、政策提言といったタスクに応えるためには、高度な専門人材を擁する専門機関の創設が必要。
- 局所的な動きでは県としての取組が進まないため、全部署統一的な考えとして合意されるべきである。

## 〈主な意見（詳細）〉

### ①提言書（案）全体について

#### ①-1 提言の前提

- ・持続可能な観光を目指した転換期にあり、国際的に質の高い観光地として国内外の課題に向き合えなければ、国際市場では選ばれないという危機感を共有したうえで提言であるという認識を共有するため、冒頭で国内外の動向、沖縄県の観光政策・施策の沿革とその成果について言及すべきである。（花井委員長）
- ・沖縄観光がサステナブル・ツーリズムに取り組む理由としては、現在発生しつつある渋滞やごみ問題などの課題を短期的に解消しつつ、中長期的にも沖縄観光がターゲットとする市場を獲得するために国際競争力を高めていくことの両面を挙げるべきである。（中島委員）

#### ①-2 全体のスタンス

- ・「観光客の満足度」、「地域住民の満足度」、「観光産業の活性化」及び「観光資源（自然・文化）の保全・継承」のバランスが重要であり、この4つの視点がいずれも同等の価値であると考えているが、どの視点から順に書くかによってその観光地のスタンスが現れるため、検討が必要である。観光に限らず、持続可能な発展に関する昨今の議論では「環境（資源）」があってこそ「社会（住民、観光客）」、社会があってこそ「経済」という言い方をすることがある。また、ハワイでは、地域住民の視点を重要視する姿勢を打ち出している。（中島委員）



## ②経済について

### ②-1 マーケットの設定

- これまで沖縄県は、サースや9.11 など外的な事象により大きなダメージを受けてきた。適切な市場の選択とダメージを受けづらい体制を構築していく必要がある。(白石委員)
- ターゲットを設定する際に経済的利益の効率性や持続性を考慮することは重要だが、短期的に経済的利益を最大にする訪問者を連れてくるのが正解という間違った取られ方をされないよう配慮が必要。また、「質への転換」について、具体的な内容がイメージし難い。(中島委員)

## ③マネジメントについて

### ③-1 指標とモニタリング

- 量的指標の拡大自体は問題ではなく、産業界としてそれを追求することは自然だが、経済指標のみに囚われてしまうことは問題である。また、経済指標を考える際に、より上位の経済効果(あるいは観光収入)を上げるためにはどうするか、といった議論がなされないことも問題である。(中島委員)
- 定量的な指標を設定し、これを活用して、住民、観光客、観光業界それぞれが、良い状況になるような、仕組みを作ることが重要である。このような仕組みを運用することを通じて沖縄が世界に誇れる観光地域になることが必要だと考える。
- 指標については、CO2の削減量や、フードマイレージ、プラスチックの削減量などもアイデアとして考えられる。(白石委員)
- 指標のモニタリング結果は地域内の関係者で共有すべき情報である。マーケットに発信すべきは、地球規模と地域内の環境面に対する観光地としてのスタンスと、そのために自分たちが取り組んでいること、そして地域に訪れる観光客に求めることである。(中島委員)
- 施策の検証をするだけでなく、検証した上で、検証結果を広く関係者で共有し、次の施策につなげる(順応的管理)が重要である。そのためには、政策決定プロセスの中に指標による施策の検証と次の施策に向けた意思決定を明確に位置付けることが必要である。多様なステークホルダーについてもこのプロセスの中に位置づけられる。なお、手法の見直しは恒常的ではなく、定期的でよいと考える。(中島委員)

### ③-2 推進体制

- 沖縄の持続可能な観光を追求する上で欠かせない、指標開発やモニタリング、分析の実施、マーケット向け発信情報の高度化に加え、国内外動向の迅速かつ的確な把握、戦略の構築と政策・施策の提言といった一連のタスクに応えるには、高度の専門性に長けた人材を擁する専門機関の創設が不可欠である。(花井委員長)
- 持続可能な事務局機能を含む推進体制を構築すべきである。(加蘭委員)
- 観光業以外の参画と協力が必要である。特に行政の中でも観光部署だけでなく、建築・開発、労働、交通、農林水産、医療福祉、環境、文化、治安維持など全ての部署が同じ視点で動かないと軋みが生じると思われる。(米谷委員)

### ③-3 受入環境の整備


- オーバーツーリズムに陥らせない対応が求められる。受入インフラをどのように先行的に強化するか、どのように規制をかけるか、といった検討が必要になる。(白石委員)

#### 4) 第3回検討会

これまで検討を重ねてきた県への提言書案について、第3回検討会で最終確認を行った。

第3回検討会の実施概要および結果を以下に示す。参考に会議資料及び議事録を参考資料 1-3 に添付する。

図表 12 第3回検討会 概要

開催日時	令和2年1月29日(水) 14:00~16:00
開催場所	沖縄県庁1階 第1・2会議室
出席者	花井 正光：(特非) 沖縄エコツーリズム推進協議会 会長 白石 武博：那覇商工会議所観光サービス部会 副部会長 米谷 保彦：(一財) 沖縄観光コンベンションビューロー受入推進課 課長 小島 博子：(一社) 日本旅行業協会沖縄支部 沖縄副支部長 小林 政文：(一社) 沖縄体験観光協会 会長/日本エコツーリズムセンター 世話人 加蘭 明宏：沖縄体験ニライカナイ 代表 大城 敏：パドリングガイド漕店 代表 大迫 英一：(一財) 沖縄マリンレジャーセイフティビューロー 事務局長 中島 泰：(公財) 日本交通公社観光地域研究部 上席主任研究員 岩浅 有記：環境省沖縄奄美自然環境事務所 野生生物企画官
議事次第	1. 開会 2. 議題 沖縄における持続可能な観光に向けた提言について 3. その他 (1) シンポジウムの開催について (2) 今後のスケジュール 4. 閉会
会議の様子	

### 〈第3回検討会の主な指摘、意見〉

- 提言書とは別に、検討会で共有された課題意識や、民間も含めた推進体制構築の必要性などについて記録として残すべき。
- 実効性を高めるために、提言書に推進組織については明確に記載するべきである。推進組織の重要性や必要性を強く示すべきである。また、他部署や機関等との連携も重要である。
- 持続可能な観光地形成のためには、観光客と住民のゾーニングについて考える必要がある。
- 提言書に、キャリングキャパシティを踏まえた地域計画の策定の必要性についても追加した方がよい。
- 観光目的税の徴収目的の観点からも、沖縄県として持続可能な観光（サステナブル・ツーリズム）を推進する必要がある旨を提言書に明示しても良いのではないかと。

### 〈主な意見（詳細）〉

#### ①検討会のアウトプット、提言書（案）の内容について

##### ①-1 第6次観光振興基本計画の策定に向けて

- ・次期観光振興基本計画にSDGsや国際水準のサステナブル・ツーリズムの考え方をしっかりと落とし込むことを強く提言するべきである。本検討会での提言のうち、次期沖縄県観光振興基本計画に確実に反映して欲しい部分を明示する必要があると感じている。（白石委員）
- ・短期的なオーバーツーリズムへの対策と、中長期的な観光地としての競争力向上のためにサステナブル・ツーリズムの視点をどのように取り入れるかについては別問題として取扱う必要がある。この点については、提言書に反映されている。（中島委員）

##### ①-2 本検討会のアウトプット

- ・今年度の検討会において課題認識や考え方の共有をしたこと、次年度以降は民間も含め推進体制を確実に構築していくことに合意したことを提言書とは別に、アウトプットとして残すべきではないか。（小林委員）
- ・最終的には提言書だけでなく、提言書の策定に関して行われた議論の内容を別途記録として残すことは一般的なことであるため事務局で対応していただきたい。（花井委員長）

##### ①-3 提言書（案）の記述について

- ・提言書の前段部分に記載のある「温暖化対策」という単語は、より広義で的確な意味を持つ「気候変動対策」としたほうが良い。
- ・提言書の前段部分に記載のある「環境に配慮した意識の高まり」という表現は古い。現在は、意識が高まっているレベルではなく、人類の存亡に係るレベルでの課題認識だと思われる。
- ・提言書全体を通して「環境に配慮した～」という言葉が繰り返されているが、「持続可能な～」としたほうがよい。環境だけでなく、社会や経済に関する考慮を含むSDGsの考え方を反映できる。（岩浅委員）
- ・提言書「2-(1)」に記載のある「観光資源（自然・文化）の保全・継承」については、観光資源だけを保全継承すれば良いと捉えられてしまうことを防ぐため、「観光」を外した方がよい。（米谷委員）

## ②マネジメントについて

<b>②-1 推進体制</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・サステイナブル・ツーリズムを推進する組織について、より明確な記載を追加すべきである。提案書の内容をいつ誰が行うのかを明示しなければ、実行には結びつかない。サステイナブル・ツーリズムを推進する活動は、現場単位で局所的に広がっているのが現状である。統一的な推進体制が整えば、スムーズに浸透していくと考えられるため、推進体制の重要性や必要性を強く示すべきである。(小林委員)</li><li>・安定的に財源を確保することができない組織体制では、継続的な運営は難しい。推進組織は重要であるが、推進組織の力が弱ければ意味がない。(米谷委員)</li></ul>
<b>②-2 全部署連携の必要性</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・施策の立案には様々な部署が関連するため、全部署の認識が統一されていなければ軋みが生じるのではないかと。沖縄県ではあらゆる政策においてSDGsやサステイナブル・ツーリズムの考え方を念頭にするということが上位計画で明示することができれば、全部署が同じ視点で動くことができるのではないかと。(米谷委員)</li><li>・他部署との連携について記述を加えるべきである。釜石市では、「サステイナブル・タウン」を目指す上で、重要な要素としてサステイナブル・ツーリズムを位置付け、全部署が関わるという体制づくりが進められている。(中島委員)</li><li>・ステークホルダーの関わり方についての検討は必要であるが、本検討会の役割ではないため、次期計画の策定作業においては留意していただきたい。(花井委員長)</li></ul>
<b>②-3 ゾーニングとレギュレーション</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・持続可能な観光地であり続けるためには、観光客と住民のゾーニングを考える必要がある。(小林委員)</li><li>・ゾーニングについては沖縄 21 世紀ビジョン基本計画や沖縄県観光振興基本計画では議論されておらず、各地域で自由に観光地化が進められ、ホテルの乱立等様々な問題が生じている。ゾーニングに関する議論の必要性を感じている。(白石委員)</li><li>・国際基準のサステイナブルな観光地形成には、ゾーニングに関する議論が不可欠であるという提言をすればよい。ただし、具体的なゾーニングの議論は別の場面になる。(花井委員長)</li><li>・第 5 次観光振興基本計画では考慮されていない、キャリングキャパシティを踏まえた地域計画の策定の必要性については提言書に追加したほうがよい。なお、レギュレーション設定の有無については各地域に任せるべきである。(白石委員)</li><li>・計画の構造を改革するためには、ゾーニングと保護ゾーンに対するレギュレーションの設定について示すことが必要である。第 2 次、第 3 次観光振興基本計画ではゾーニングに関する議論がなされているが、再度考慮すべき内容である。ただし、レギュレーションという言葉には反感が予想されるため、書き方には配慮が必要である。また、キャリングキャパシティについて触れる場合には、地域ごととスポットごとに議論をすることが大事であると理解できるように記述すべきである。(中島委員)</li><li>・入域制限に関しては、必ずしも十分な議論の上に方向性が導き出されている訳ではなく、現場に混乱を生じさせる場合もある。地域ごとに必要な取組みが異なることを踏まえた上で、全県的に同レベルで取組みが進むよう、県が先導する役割を担うべきである。(花井委員長)</li></ul>
<b>②-4 指標</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・次期計画の策定にあたっては、沖縄県や日本の現状ではなく、世界の現状を踏まえた国際的な視点で、国際的な理解を得ることができる定量目標を設定する必要がある。(白石委員)</li></ul>
<b>②-5 観光目的税の使用用途</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・観光目的税は徴収方法の議論までとなっていたが、使用用途は本取組みの趣旨とも合致すると考えられ、しっかり明示すべきである。(白石委員)</li></ul>

## 5) 第2回意見照会

第2回意見照会の実施概要および結果を以下に示す。

図表 13 第2回意見照会 概要

実施日時	令和2年度2月28日(金)～3月10日(火) 17:00
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「沖縄における持続可能な観光の実現に向けた意見について(案)」を提示し、加筆修正点等について書面による意見提出を依頼</li> <li>・令和4年度までに県として実施すべき取組(事業内容の提案等)について、書面による意見提出を依頼</li> </ul>
対象者	<p>花井 正光：NPO 法人沖縄エコツーリズム推進協議会 会長 元琉球大学観光産業科学部 教授</p> <p>白石 武博：那覇商工会議所観光サービス部会 副部会長</p> <p>米谷 保彦：(一財) 沖縄観光コンベンションビューロー受入推進課 課長</p> <p>與座 嘉博：(一社) 日本旅行業協会沖縄支部 沖縄支部長</p> <p>小林 政文：(一社) 沖縄体験観光協会 会長/日本エコツーリズムセンター 世話人</p> <p>加蘭 明宏：沖縄体験ニライカナイ 代表</p> <p>大城 敏：パドリングガイド漕店 代表</p> <p>大迫 英一：(一財) 沖縄マリンレジャーセイフティビューロー(OMSB) 事務局長</p> <p>中島 泰：(公財) 日本交通公社観光地域研究部 上席主任研究員</p> <p>三宅 亮：沖縄総合事務局運輸部企画室 室長</p> <p>岩浅 有記：環境省沖縄奄美自然環境事務所 野生生物企画官</p>

〈第2回意見照会の主な指摘、意見〉

- 「地域住民の満足度」「観光客の満足度」「観光産業の活性化」「自然・文化（観光資源）の保全・継承」の位置づけが並列となるよう見直す必要がある。
- 持続可能な観光を推進するためには「専門組織の創設・設置」が重要であり、また世界水準の持続可能な観光地を形成するためには県の役割を明確に位置づける必要がある。
- 令和4年度までに県として実施すべき取組として、「関連施策の評価と課題の抽出」、「環境保全のためのルールづくりと情報発信」、「国内外の動向把握と沖縄県が取組むべき施策のあり方検討」、「県内各地へのサステナブル・ツーリズムの浸透を促すための有効な施策の検討」、「沖縄観光のブランド確立に繋がる取組」が挙げられた。

〈主な意見（詳細）〉

①提言書（案）について

①-1 提言書（案）全体について

- ・「地域住民の満足度」「観光客の満足度」「観光産業の活性化」「自然・文化（観光資源）の保全・継承」が並列の内容・書きぶりになっていないと感じる。地域住民と観光客は、満足度だけ測って向上すればよいと誤解される恐れがある。また、観光産業と自然・文化は活性化、保全・継承と動詞的な表現だが、前者2つは満足度と名詞で終わっているため違和感がある。（中島委員）

①-2 前文について

- ・国際マーケットで評価を得るには地球環境への配慮は不可欠であるため、持続可能な観光として目指す将来像でバランスを図る事項に、「地球環境への配慮」を追加した方が良い。（花井委員長）
- ・観光政策の転換、については意図がやや分かりづらいため、従来型からの転換を図るということの説明として、「量の拡大を基調とした」等の説明文をつけると良い。（中島委員）

①-3 「観光管理」の手法の確立、推進体制の構築等について

- ・「観光管理」という言葉は、一般的にあまり耳馴染みがないため、何を指して観光管理と言っているのか説明があった方が良い。指標を設定し、モニタリングし、結果を受けて施策を実施し、結果と成果の検証を行うといった一連の流れ全体を指して「観光管理」としているのであれば、観光管理の「あり方」自体はこのような流れでよく、適時指標の設定内容を変えるべきではないかと思う。（中島委員）
- ・「地域が自ら…」の「地域」が指す範囲が分かりづらい。県単位ではなく、より細かな単位での実施という意味で、実質的には市町村単位がメインになると思われるため、「市町村単位等で自ら…」とするのが良い。（中島委員）
- ・観光管理の取組の上位に観光目的税の話が位置付けられていることに違和感がある。観光管理のために観光目的税が使えるよう徴収の趣旨を整合させるということであれば理解できるが、観光管理の取組を整合させるよう運用するという意味に捉えられてしまう。（中島委員）
- ・3回の検討会での議論を通じ、持続可能な観光を推進するための重要施策として「専門組織の創設・設置」が繰り返し指摘された経緯を踏まえた提言であること、また、持続可能な世界水準の観光地を形成するための県の役割を明確に位置づける必要がある。（花井委員長）

②令和4年度までに県として実施すべき取組について

<p><b>②-1 関連施策の評価と課題の抽出</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコツーリズムの推進を図るために実施してきた事業の展開過程と成果、課題の全数調査。</li> <li>・地域におけるエコツーリズムの実態と課題のレビュー。</li> <li>・観光産業におけるエコツーリズムの地位の評価と的確な評価手法。(花井委員長)</li> <li>・観光産業と観光客のデータは充実しており、県民に関わるデータも収集し始めているが、観光利用との関わり合いの中での自然・文化(観光資源)の状況把握が行われていないため、県内の自然・文化(観光資源)のモニタリングを通じた現況確認が必要。(中島委員)</li> </ul>
<p><b>②-2 環境保全のためのルールづくりと情報発信</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄の自然フィールドを利用するアクティビティ事業者(トレッキング、マリンレジャーなど)に対する許認可制度の確立や、安全基準、環境保全基準のルール作りと取締まりが必要。</li> <li>・離島の規模に応じた開発規制の策定。</li> <li>・離島の持つ水資源量やゴミ処理能力、医療体制などのインフラ、住民と観光客数のバランス、自然・文化の保全度を考慮に入れた開発基準を作る。(米谷委員)</li> <li>・資源が脆弱なスポットでは、ダメージがあると再生、回復が難しいケースも想定されるため、自然・文化(観光資源)の脆弱なスポットにおけるルール周知・行動変容のための情報発信が必要である。(中島委員)</li> </ul>
<p><b>②-3 国内外の動向把握と沖縄県が取組むべき施策のあり方検討</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・UNWTOが目指す観光に関する動向とその背景の的確な把握。</li> <li>・沖縄に固有の自然・社会環境に即したSDGsへの対処方針の見定め。</li> <li>・観光庁のサステナブル・ツーリズムの推進に係る政策と具体的施策の見極め。</li> <li>・サステナブル・ツーリズムを巡る国内先進事例からの学びと沖縄県での推進体制・組織に関する具体的検討。</li> <li>・観光指標の設定と国際認証(特にGSTC)導入に向けた論点整理と当面取組むべき事項の設定。</li> <li>・サステナブル・ツーリズムに関する国内外動向とその背景及び必然性の県内関係者による認識共有の機会の提供。例)シンポジウム・フォーラムの開催、勉強会等への専門家派遣、普及啓発教材の作成など(花井委員長)</li> </ul>
<p><b>②-4 県内各地へのサステナブル・ツーリズムの浸透を促すための有効な施策の検討</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・サステナブル・ツーリズムをめぐる動向と課題に関する最新情報の把握。</li> <li>・地域、地域連携DMOの設立に向けた体系的支援策の検討。</li> <li>・国際認証導入に向けた体系的支援策の検討。(花井委員長)</li> </ul>
<p><b>②-5 沖縄観光のブランド確立に繋がる取組</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄県庁内関係部課の横断的組織による世界遺産の活用方策の検討。</li> <li>・県内各地で動き始めた自然観光資源保全ルールに関する現状把握と評価及び国際認証導入等による統合に向けた方策の検討。</li> <li>・自然観光資源保全に係る地域の取組の効果的外部発信のあり方と具体的ツールの検討。</li> <li>・ツーリズムEXPO2020沖縄における有効発信手法の検討及びコンテンツの製作。(花井委員長)</li> </ul>

### 3.3 検討会の成果

検討会および意見照会の実施成果としてとりまとめた、提言書を次頁以降に示す。



(最終版)

沖縄における持続可能な観光に向けた提言について

沖縄県のサステイナブル・ツーリズムのあり方検討会

令和2年3月26日

令和2年3月26日

沖縄県文化観光スポーツ部長  
新垣 健一 殿

沖縄県のサステイナブル・ツーリズムのあり方検討会

委員長	花井 正光
委員	白石 武博
委員	米谷 保彦
委員	與座 嘉博
委員	小林 政文
委員	加蘭 明宏
委員	大城 敏
委員	大迫 英一
委員	中島 泰
委員	三宅 亮
委員	岩浅 有記

沖縄における持続可能な観光に向けた提言について

平成30年度の入城観光客数が1千万人を超え、第5次沖縄県観光振興基本計画に掲げた目標値1千2百万人の達成に向けて好調に推移しているが、県民が必ずしも生活の質の向上を実感するには至っていないほか、交通渋滞や騒音、ゴミの問題等といった県民生活への影響、自然・文化資源の保全に関する懸念など、新たな課題が生じている。観光は、県経済のリーディング産業であり、その振興は県民生活の質の向上に寄与することを目的としていることから、現在の沖縄観光をめぐる諸課題に的確に対応する必要がある。

一方で、地球環境問題に対する危機的意識の高まりを受け、持続可能な開発目標（SDGs）の達成や気候変動対策が世界的に進められている中、環境への配慮においても世界水準の観光地として国際的な競争力を維持していくためには、観光政策の転換を図る必要がある。

以上のことから、当検討会の意見を取りまとめたので、次のとおり提言する。

<沖縄が目指すべき持続可能な観光の姿>

「住んでよし、訪れてよし、受け入れてよし、循環してよし」

～ 適正な「量」を確保し、「質」の向上を図る ～

沖縄が目指すべき持続可能な観光は、「県民の満足度」、「観光客の満足度」、「観光産業の活性化」及び「自然・文化（観光資源）の保全・継承」がバランス良く保たれることで相互に好循環が生み出され、それにより県民が観光振興の意義を実感できるようになることである。

## 1 沖縄観光の目標、基本方向の見直しについて

次期沖縄県観光振興基本計画の策定に向けて、入域観光客数などこれまでの量の拡大を基調とする目標や基本方向を見直し、適正な量を確保しながら質の向上を目指すものとなるよう検討すること。

## 2 「観光管理」の手法の確立、推進体制の構築等について

- (1) 「県民の満足度」、「観光客の満足度」、「観光産業の活性化」及び「自然・文化（観光資源）の保全・継承」の各要素のバランスを保持するため、それぞれの指標の設定や調査・モニタリングの手法を確立し、施策及び検証を確実に実施するとともに、適時これら「観光管理」のあり方を見直しを行うこと。

- (2) 「観光管理」において、各分野の専門的意見を聴取し施策に反映できるよう、行政、観光業界、大学・研究機関、地域コミュニティといったステークホルダーで定期的に議論すること。
- (3) 環境に配慮した観光地としてのコンセプトやスタンスを明確にし、その実現に向けた取組みも含め、国内外に広く発信すること。
- (4) 持続可能な世界水準の観光地を形成するため、関係機関等と連携しながら、県全体の持続可能な観光を主導する推進体制を構築すること。  
また、島嶼県沖縄において、地域が自らキャリング・キャパシティを踏まえた計画を策定するなど、「観光管理」が実施できるようサポートを行うこと。
- (5) 観光目的税導入の趣旨と整合を図る観点から、沖縄における「観光管理」の着実な実施に努めること。

### 3 観光業界、県民及び観光客の参画促進について

- (1) 持続可能な世界水準の観光地を形成するためには、観光業界、県民及び観光客の理解と参画が必要不可欠である。  
これまでの取組みに加え、CO<sub>2</sub>排出量、プラスチックゴミの削減といった環境への配慮等についても、各自の役割を認識してもらい、持続可能な観光を担う一員としての参画を促すこと。
- (2) 環境に配慮した世界水準の観光リゾート地を形成するには、観光業界の果たすべき役割は大きいことから、観光業界が一体となって持続可能な観光に参画できるよう機運の醸成に努めること。

- (3) 環境に配慮した観光の推進を通じて、県民が、沖縄の自然や文化に誇りを持ちながら、観光振興の意義を実感できるように努めるとともに、県民の協力の下、社会全体で持続可能な観光振興に取り組むことのできる環境の整備に努めること。
  
- (4) 観光客が、責任ある旅行者として沖縄の自然・文化や県民の生活を尊重するといった沖縄観光のコンセプトに賛同してもらうための具体的な施策を行うこと。

## 第4章 人材育成（「サステイナブル・ツーリズム シンポジウム 2020」の開催）

### 4.1 開催概要

沖縄県への入域観光客数は1,000万人を超え（平成30年度）、6年連続で過去最高を記録しており今後も増加の基調にある。沖縄観光の魅力の中核は、亜熱帯気候に育まれた豊かな自然環境や生活文化、歴史資源などが代表格として挙げられ、年間を通じて多くの観光客がこれらの魅力を楽しんでいる。このような状況のもと、過度な観光客の増加や地域的な集中は、沖縄観光の魅力を損なう恐れがあり、これらの課題に対応するためには、関連業界の連携により持続可能な観光を目指す、サステイナブル・ツーリズムへの取組が求められている。

本シンポジウムでは、今後の県内におけるサステイナブル・ツーリズムの展開においてヒントとなるよう、指標の導入や国際認証といった内外の動向を共有するとともに、各地域での展開について、パネルディスカッションを通じて理解を深める場とした。

図表 14 サステイナブル・ツーリズム シンポジウム 2020 概要

開催日時	令和2年2月13日（木）14:00～16:30
開催場所	那覇市厚生会館（多目的ホール）
対象者	観光関連業界（旅行社、宿泊事業者、交通事業者等）、体験観光事業者、観光協会・DMO、市町村・関係行政機関、テーマにご関心のある方など
主催等	主催：沖縄県文化観光スポーツ部 観光振興課 共催：NPO 法人沖縄エコツーリズム推進協議会 （受託事業者：（株）オリエンタルコンサルタンツ）

図表 15 プログラム

内容	テーマ
基調講演 （14:05-14:45）	世界における持続可能な観光の動向とUNWTOの取組みについて
パネル討論 （14:55-16:05）	サステイナブル・ツーリズムの沖縄での展開に向けて

## 4.2 広報活動

サステイナブル・ツーリズム シンポジウム2020 開催にあたり、広報活動を行った。

図表 16 周知先一覧

No.	周知先
1	各市町村観光課
2	各市町村観光協会
3	内閣府沖縄総合事務局 運輸部企画室
4	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
5	一般社団法人 八重山ビジターズビューロー
6	一般社団法人日本旅行業協会沖縄支部
7	沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合
8	一般社団法人沖縄県ホテル協会
9	一般財団法人沖縄美ら島財団
10	一般社団法人美ら島観光施設協会
11	一般社団法人沖縄県レンタカー協会
12	一般社団法人沖縄経済同友会（観光委員会）

# サステイナブル・ツーリズム シンポジウム

参加費  
無料



沖縄県への入域観光客数は約1,000万人（平成30年度）と、6年連続で過去最高を記録しており今後も増加の基調にあります。このような状況のもと、過度な観光客の増加や、地域的な集中は、沖縄観光の魅力を損なう恐れがあり、これらの課題に対応するためには、関連業界の連携により持続可能な観光を目指す、サステイナブル・ツーリズムへの取り組みが求められているところです。

本シンポジウムでは、今後の県内におけるサステイナブル・ツーリズムの展開においてヒントとなるよう、指標の導入や国際認証といった内外の動向を共有するとともに、各地域での展開について、パネルディスカッションを通じて理解を深めます。

ご関心・ご興味のある皆様、お申し込みのうえ、是非ご参加下さい。

日 時	2020年2月13日（木） 14:00～16:30
場 所	那覇市厚生会館 多目的ホール（那覇市上下水道局庁舎B棟3階） 沖縄県那覇市おもろまち1-1-2 <a href="#">MAP</a>
対 象 者	観光関連業界（旅行社、宿泊事業者、交通事業者等）、体験観光事業者、観光協会・DMO、市町村・関係行政機関、テーマにご関心のある方等
定 員	100名（定員に達し次第締切）
参 加 費	無料

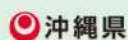
[シンポジウムの概要](#)

[参加お申込みフォーム](#)

## 本件に関する問い合わせ先

受託事業者：沖縄サステイナブルツーリズムシンポジウム事務局 株式会社オリエンタルコンサルタンツ  
担当：森田、吉田、小川  
TEL：070-4573-9876 [受付時間：平日 9:00～17:00]  
✉ okinawa-eco@oriconsul.com

- ▶ トップページ
- ▶ 参加お申込みフォーム
- ▶ シンポジウムの概要
- ▶ プライバシーポリシー



© Okinawa Prefectural Government. All Rights Reserved.

図表 17 サステイナブル・ツーリズム シンポジウム 2020WEB サイト



令和元年度 エコツーリズム推進プラットフォーム業務

# サステイナブル・ツーリズム シンポジウム

主催：沖縄県

共催：NPO法人沖縄エコツーリズム推進協議会

参加費  
無料



日時 2020年2月13日(木) 14:00～16:10

沖縄県への入域観光客数は約1,000万人(平成30年度)と、6年連続で過去最高を記録しており今後も増加の基調にあります。このような状況のもと、過度な観光客の増加や、地域的な集中は、沖縄観光の魅力を損なう恐れがあり、これらの課題に対応するためには、関連業界の連携により持続可能な観光を目指す、サステイナブル・ツーリズムへの取り組みが求められているところです。

本シンポジウムでは、今後の県内におけるサステイナブル・ツーリズムの展開においてヒントとなるよう、世界の観光動向や、持続可能な観光のUNWTOの取り組みを共有するとともに、各地域での取り組みの展開に向けて、パネルディスカッションを通じて理解を深めます。

ご関心・ご興味のある皆様、お申し込みのうえ、是非ご参加下さい。

**場 所** 那覇市厚生会館(多目的ホール)

**対象者** 観光関連業界(旅行社、宿泊事業者、交通事業者等)、体験観光事業者、観光協会・DMO、市町村・関係行政機関、テーマにご関心のある方等

**定 員** 100名

## プログラム(予定)

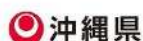
- 14:00 開会・挨拶 沖縄県文化観光スポーツ部 観光政策統括監 渡嘉敷 道夫
- 14:05 第I部 基調講演  
世界における持続可能な観光の動向とUNWTOの取り組みについて  
国連世界観光機関(UNWTO) 駐日事務所 副代表 鈴木 宏子 氏
- 14:45 休憩
- 14:55 第II部 パネル討論  
サステイナブル・ツーリズムの沖縄での展開に向けて  
コーディネーター：花井 正光(NPO法人沖縄エコツーリズム推進協議会 会長)  
鈴木 宏子 氏(国連世界観光機関(UNWTO)駐日事務所 副代表)  
仲盛 敦 氏(竹富町 世界遺産推進室長補佐)  
徳岡 春美 氏(特定非営利活動法人西表島エコツーリズム協会 事務局長)  
糸数 寛 氏(日本トランスオシャン航空株式会社 コミュニケーション部門長 執行役員)
- 16:05 総括・閉会(16:10終了)

## 鈴木 宏子 氏

### 登壇者

国連世界観光機関(UNWTO) 駐日事務所 副代表

2000年、国際協力銀行入行。中国、東南アジアにおける日本企業の投融資業務、現地政府への融資業務(アンタイドローン)に従事。  
2009年に英国ロンドン大学(London School of Economics)にて修士号を取得後、国土交通省に経験者採用で採用。  
建設業、海運業の国際展開支援の他、内閣官房にてアジア諸国の経済・産業政策等の情報分析業務に従事。  
2018年7月より国土交通省より国連世界観光機関(UNWTO)駐日事務所に出向。



図表 18 サステイナブル・ツーリズム シンポジウム 2020 広報チラシ (表面)

## ■ 申込方法

サステイナブル・ツーリズム シンポジウム 2020年2月13日(木)開催

お申込は必要事項をご記入のうえ、下記申込先まで FAX または E-mail にてお申し込みください。  
また、下記ウェブサイトへアクセスいただき申込みフォームからお申込みいただくこともできます。

お  
申  
込  
先

**FAX** 098-860-8406

**E-mail** okinawa-eco@oriconsul.com

《宛先》沖縄サステイナブルツーリズムシンポジウム事務局（株式会社オリエンタルコンサルタンツ）行

**ウェブサイト** <https://okieco.jp>

## ■ 参加申込書

氏名	フリガナ		
企業・団体名			所属・役職
TEL			E-mail
FAX			

同じ企業、団体等から複数名の参加がある場合は、以下に氏名、所属・役職をご記入ください。

氏名	所属・役職
フリガナ	
フリガナ	
フリガナ	

## ■ 事前アンケート

ご参加いただく皆様にとって有意義な場とするために、皆様の関心事項や講師へのご質問・ご意見等についてご記載いただきますようお願いいたします。

〈関心分野〉 最も関心のある分野をお選びください。

- 世界における持続可能な観光の動向   
  沖縄におけるサステイナブル・ツーリズムのあり方  
 竹富町・西表における世界自然遺産に向けた取り組み   
  民間企業による関連分野における取り組み  
 その他( )

〈講師への質問等〉 本シンポジウムの講演者(講師)へのご質問・ご意見がありましたらご記入ください。

## ■ 会場案内図

那覇市厚生会館

沖縄県那覇市おもろまち  
1-1-2  
(那覇市上下水道局庁舎  
B棟3階)

モノレール「おもろまち駅」  
徒歩約10分



## 【お問合せ】

沖縄サステイナブルツーリズムシンポジウム事務局  
株式会社オリエンタルコンサルタンツ  
担当：森田、吉田、小川  
TEL：070-4573-9876 [受付時間：平日 9:00~17:00]  
E-mail：okinawa-eco@oriconsul.com

## 【実施主体】

沖縄県  
担当：沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課 外間  
TEL：098-866-2764 [受付時間：平日 9:00~17:00]

図表 19 サステイナブル・ツーリズム シンポジウム 2020 広報チラシ（裏面）

◆13日、那覇で持続可能な観光の在り方探るシンポ

県は13日午後2時から、持続可能な観光の在り方を探る「サステイナブル・ツーリズムシンポジウム」を那覇市厚生会館で開く



＝写真。参加無料で申し込みが必要。国連世界観光機関（UNWTO）駐日事務所の鈴木宏子副代表が、世界のオーバーツーリズムの現状と持続可能な観光の取り組み事例などを紹介する。沖縄で必要な取り組みを考えるパネル討論もある。問い合わせはオリエンタルコンサルタンツ☎070(4573)9876。

図表 20 2月11日琉球新報

▽13日に持続可能な観光地を考えるシンポ 県は13日午後2時から、那覇市厚生会館で、持続可能な観光地について考えるシンポジウムを開く。国連世界観光機関駐日事務所の鈴木宏子副代表が、地元住民や自然などに配慮した観光地形成に取り組む世界各地の事例を紹介する。

パネルディスカッションでは、昨年9月に入島料を導入した竹富島や、観光客の入域制限を設ける西表島の観光関係者らが登壇する。



＝写真右＝は「世界自然遺産の登録を目指す沖縄にとって参考となる話題が多い」と来場を呼び掛けた。参加費は無料。定員100人。問い合わせはシンポジウム事務局、電話070(4573)9876。

図表 21 2月11日沖縄タイムス

## 4.3 開催結果

### (1) 参加状況

本シンポジウムの参加状況は、行政・行政関連組織 7 名、観光協会 1 名、旅行会社・売り手側企業 16 名、体験事業者 4 名、宿泊関連事業者 5 名、業界団体・経済団体 5 名、まちづくり企業 4 名、その他（民間企業・団体等）12 名の合計 54 名であった。



図表 22 サステイナブル・ツーリズム シンポジウム 2020 の様子

### (2) 開催状況

#### 1) 基調講演（鈴木氏による講演）

基調講演（鈴木氏による講演）の概要を以下に示す。

図表 23 基調講演の概要

テ ー マ	世界における持続可能な観光の動向と UNWTO の取組みについて
講 師	鈴木 宏子 氏 (国連世界観光機関 (UNWTO) 駐日事務所 副代表)
形 式	○基調講演 35 分 ○質疑応答 5 分

## <基調講演の概要>

(UNWTOについて)

- UNWTO は、観光に特化した国連の専門機関であり、本部をスペインのマドリッドに置いている。加盟国は 159カ所、日本は現在執行理事国のひとつである。
- UNWTO の大きな目標は、「持続可能な観光の促進」である。持続可能な観光を促進するため、世界各地で加盟国を集め、観光分野における課題を議論し、観光政策や観光に関する研究成果について情報提供を行う場を設けている。



図表 24 基調講演の様子

- また、観光統計の収集・分析・予測等も行っており、駐日事務所では、本日配布している「ツーリズムハイライト」等のデータを日本語訳して公表している。
- UNWTO 駐日事務所は、1995 年に UNWTO 唯一の地域事務所として、大阪府に設立された。現在は移転し、奈良県に所在する。アジア太平洋地域の観光を支援しており、日本では観光庁や自治体、観光関連事業者の支援を受けて運営している。日本には、UNWTO の賛助加盟員が 19 団体（大学・観光関連諸団体等）存在し、駐日事務所の運営を支援していただいている。

(世界の観光に関する動向① 全体動向)

- 現在はコロナウイルスの影響により大きな打撃を受けているものの、世界における観光客数は急速に増加している。要因としては、新興国における中間層の拡大、LCC 等の安価な輸送手段の発達、各国におけるビザ発給要件の緩和、情報発信技術の充実やシェアリングエコノミーの進展等が挙げられる。こうした背景をもとに、国際観光客数は UNWTO の予測よりも大幅に増加しており、世界全体で見ると 2000 年から 2018 年までで約 2 倍に増加した。アジア太平洋地域では、より急速に増加しており、2000 年から 2018 年までで約 3 倍に増加した。
- アジア太平洋地域の観光動向については、国際観光客到着数および国際観光収入の地域別シェアでは以前ヨーロッパが首位であるものの、増加率ではアジア太平洋地域が他地域を上回り、首位を占めている。
- UNWTO の分析によると、近年の旅行者の傾向としては、「見せるため」の旅行、「変えるため」の旅行へニーズがシフトしているとされている。「見せるため」の旅行とは、インスタ映えする観光地や体験を志向するもので、これがオーバーツーリズムに結びついているのではないかとという報道も見られる。「変えるため」の旅行は、従来の「見る」だけの観光ではなく、体験や地域との交流を重視し、旅行により自身を変えていくことを志向するものである。また、健康志向からスポーツツーリズムへの関心、高齢化に伴いヘルスツーリズムへの関心が高まりを見せるとともに、1 人旅や複数世代での旅行が増加する等、旅行スタイルが多様化している。注目すべきは、持続可能性についての意識が向上している点である。ブッキングドットコムアンケート調査によると、86%の人々がサステイナブルな旅行を希望しており、JTB 総合研究所の調査でも、特に富裕層の人々が旅行においてサステイナブルという視点を重視しているという結果が示されている。日本人よりも外国人の方が、旅行においてサステイナビリティを重視する傾向にある。サステイナビリティが重視されるようになった背景としては、観光客の急増により様々な課題が生じたことが挙げられる。

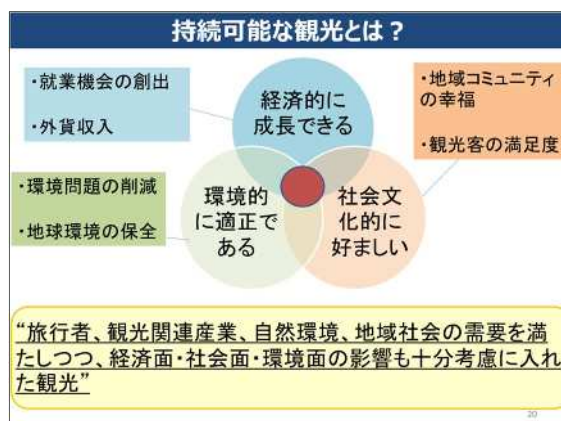
(世界の観光に関する動向② 観光地マネジメントの課題)

- 観光客の増加に伴い、世界各地でオーバーツーリズムが問題となっている。ヨーロッパでは、反観光ストライキが起こっている。ハワイ州観光局の住民感情調査によると、「観光は地元を犠牲にしている」と感じている住民の割合は6割を超えている。
- UNWTOは、ヨーロッパ8都市の住民を対象として、観光客増加による負のインパクトに関するアンケート調査を実施した。その結果、社会面では「地域住民の阻害」「公共交通の混雑」「観光客の経験の悪化」、経済面では「不動産価格の上昇」「レストラン・レジャーに関する価格上昇」「公共交通価格の上昇」「観光収入への依存」、文化・環境面では「文化・自然遺産へのダメージ」「環境汚染や騒音」が負のインパクトとして挙げられた。
- 「オーバーツーリズム」についてGoogle検索をすると、表示される記事数は685,000件にものぼり、オーバーツーリズムは一種の流行語となっている。オーバーツーリズムとはアメリカメディアが2016年に名付けたと言われているが、観光庁による定義では「多くの訪問客により、地域住民の生活や自然環境等に対して受忍限度を超えたり、不可逆的な負の影響がもたらされたり、旅行者の満足度を著しく低下させるような状況」とされている。UNWTOでは、オーバーツーリズムとは近年生じた新たな問題ではなく、観光振興が有する根本的な課題であり、観光による混雑への対応と観光客を収容できるキャパシティの問題であると認識している。詳細は後ほど説明するが、オーバーツーリズムは需要の分散、供給の増加や規制によりある程度解決可能であると考えられている。オーバーツーリズムに関するレポートは、駐日事務所のHPにて日本語版も公開されているため、関心がある場合は参照していただきたい。
- オランダでは、2019年に新たな政策が発表され、「量から質へ」という根本的な観光政策の方針転換が図られた。観光プロモーションを中止し、居住者を最優先にするという方針が示された。具体策としては、アムステルダム国立美術館の前に設置されていた人気撮影スポットであった「I amsterdam」という看板の撤去、海外プロモーション拠点を市場規模上位5カ所に限定し、日本やスペインの支局を廃止する等の取組みが実施された。また、居住者ファーストという方針に従い、地域住民に付加価値をもたらさない、観光客向けの新規営業・サービスを禁止するほか、地域住民が観光政策立案に参画する場を設ける、住民や観光産業への意識調査を含むモニタリングの実施等を行っている。混雑緩和に向け新たな道路の設計や歩行者空間の創出等、インフラ整備の改善も図られている。
- クロアチアのドブロブニクは、1970年に世界遺産に認定された著名なリゾート地であるが、特に夏季にはクルーズ観光客が殺到し、オーバーツーリズムの問題が深刻化している地域であった。課題に対する取組みとしては、観光客の分散促進と規制の再検討が行われている。観光客の分散促進については、観光名所入場券に周辺地域の無料公共交通サービスを特典として付け地域周遊を促進している他、オフシーズンにおけるMICEの誘致、非中心地域におけるアグリツーリズム(農業体験+宿泊等)の振興に取り組んでいる。規制の再検討については、クルーズ船からの受入可能人数を5,000人に制限する他、特定のエリアにおいて入場数カウントシステムを導入することで、観光客の量的規制を測っている。
- UNWTOは、オーバーツーリズムに対応するための取組みを提示している。まず、需要の分散を図るために、場所・時間・季節における観光客の分散を促進すること、新たな旅行ルートや観光地を開発することを提言している。また、量的規制等の規制を再検討すること、インフラ・設備の改善を図

ることを挙げている。さらに、地域住民が享受可能な体験を創出すること、地域住民を含めた定期的な協議の場を設けることで地域関係者間の連携促進すること、観光客に対しても情報発信や啓発といったコミュニケーションを強化することが必要であると指摘している。最後に、現状の課題を把握し、課題に対する改善策を講じるためにモニタリングの実施をするべきであると提言している。

### (世界の観光に関する動向③ 観光政策の国際的な潮流)

- UNWTO が加盟国 101 カ国に対して実施したアンケート調査によると、全ての国が観光目標に持続可能性を含んでいることが明らかとなった。また、観光競争力に持続可能性を関連付けている国は64%にも及んでいる。従来の観光政策では、観光客数の増加や観光収入の増加といった量的目標が重視されていたが、近年の観光政策では、いかにサステナブルに観光を推進するかという質的な面がより重視されるようになってきていると言える。2019年10月に北海道で開催されたG20観光大臣会合でも、観光政策の重心を成長から持続可能性に転換することが合意された。一方で、持続可能性に関する具体的なアクションを講じている国は半数程度(55%)にとどまっており、改善の余地があると言える。
- 持続可能な観光とは、観光客数の増加や観光収入の増加といった経済面だけでなく、自然環境や社会文化、地域コミュニティや観光客の視点からも好ましい観光の在り方である。すなわち、旅行者、観光関連産業、自然環境、地域社会の需要を満たしつつ、経済面・社会面・環境面の影響も十分に考慮した上で、地域全体により良い影響を与える観光である。漠然とした抽象的で分かり難い概念ではあるが、UNWTOではサステナブルな観光を推進するための取組みを実施しているため、ご紹介していきたい。



図表 25 発表資料 (鈴木氏)

### (持続可能な観光に向け UNWTO の取組みについて)

- UNWTO が、持続可能な観光に向けて行っている取組みの名称は、「The UNWTO International Network of Sustainable Tourism Observatories (持続可能な観光観測所ネットワーク)」、通称 INSTO である。これは KPI を用いて観光地を継続的にモニタリングしていこうという試みである。INSTO は国単位ではなく、地域単位で加入する仕組みであり、現在世界各地に 28 のオブザーバトリー(観光観測所)が存在する。参加地域は全世界に広がっており、アジアでは中国が最も加入地域が多く、次にインドネシアが続くが、日本ではまだ加入している地域はない。
- INSTO の最大の目的は、エビデンス・ベースの政策形成である。「計測できないものは、改善できない」という考え方が根本にある。地域によって取り巻く状況や課題、目標は異なるため、INSTO で最も重視していることは、地域のあるべき姿に向け、いかに観光を持続的に発展させるのかということとを地域レベルで議論するプラットフォームを形成することである。そのため、INSTO の参加要件には地域関係者でワーキンググループを形成することが含まれている。既存のワーキンググループでは、大学や研究機関が中心となるのが一般的であるが、北米や欧米では DMO が中心となっている例もある。地理的規模は問わず、市町村レベルから都道府県レベルまで様々な規模の地域が加入してい

る。また、継続性の観点から、行政より支援を受けて運営されている場合が多い。近年では、ビッグデータを利用してモニタリングを実施している地域もあり、金融機関や携帯電話会社がステークホルダーとして参画している場合が多くなっている。

- 観光に関する指標と言うと、観光客数や観光収入という経済的指標が一般的であったが、INSTO では経済のみならず、社会・文化・環境に関して総合的にモニタリングを実施することとしている。UNWTO ではモニタリングすべき9分野を指定しており、加えて地域の実情や課題に合った独自の分野を任意で設定することも可能である。モニタリングにあたり、どのような指標を用いるかについては地域の裁量に任されており、公的な観光統計、UNWTO が推奨する持続可能な観光指標、GSTC やETIS による指標等が用いられている。
- INSTO 加入地域のひとつであるポルトガルでは、経済・社会・環境に関する指標が設定されているが、ご覧の通りそれ程多くの指標を定めているというわけではないため、比較的取組みやすいのではないかと推察している。
- 中国では、広東省に所在する中山大学が中心となって、国内9カ所全てのINSTO を運営している。中山大学ではINSTO 運営の経験を活かし、地方の行政職員向けの研修等を積極的に実施しており、国の「一带一路」構想とも歩調を合わせ、今後は海外展開も視野に入れているそうである。黄山のINSTO のレポートには、観光客満足度および地域住民満足度について様々な視点から実施されたアンケート調査結果が示されている。観光客満足度については、景観・環境・アクセス・情報提供等の視点から調査をしており、いずれの視点においても満足度は上昇傾向にある。地域住民満足度については、住民が観光を支持する割合は横ばいではあるが、総合満足度や経済的影響および社会的影響に対する満足度は上昇傾向にある。
- インドネシアでも、政府による強力なトップダウン方式でサステナブル・ツーリズムの促進が図られている。2020年にアジアにおける「サステナブル・ツーリズムハブ」を目指すという目標のもと、2015年頃より取組みが開始された。まず、プロモーション重点地域において、地域の大学を中核とするサステナブル・ツーリズム・オブザーバトリー（観光観測所）を設置し、そのうち特に重点的にプロモーションを推進したい5地域をINSTO に申請した。また、政府主導で観光指標やガイドラインの開発、国際認証の取得、アワードの設立が行われた。その結果、国際観光競争力ランキングは50位から40位に上昇した。
- 日本でも、中国やインドネシアと比較すると後発的ではあるが、国として持続可能な観光に向けた取組みが始まっている。観光庁は2018年6月に、観光庁長官を本部長とする「持続可能な観光推進本部」を設立、2019年に「持続可能な観光先進国に向けて」という報告書を取りまとめ、報告している。現在は、「日本版持続可能な観光指標」の開発に取り組んでおり、2020年3月末を目途に取りまとめを行う予定である。指標は、マネジメント・社会経済・文化・環境の4分野から構成されており、GSTC による国際基準に準拠している。来月頃よりモデル実施地区を公募し、4月より指標の導入を図る予定である。
- モデル地区になるメリットとしては、住民アンケート調査等の調査にかかる費用の一部補助やアドバイザー等の派遣を観光庁より受けることができる。また、GSTC トレーニングプログラムの開催・受講に関する支援や、国際認証機関による表彰制度へのエントリーに向けた支援等も検討されているようである。
- 沖縄県では政府が取組みを開始するよりも早く、2014年より観光成果指標を導入している。先程ご



紹介した INSTO 加入地域であるポルトガルの指標と比較しても遜色なく、ホスピタリティや住民生活満足度、文化遺産に関する指標も充実しており、今後 UNWTO の取組みに参加し世界に PR していただければと思っている。

- INSTO に加入するための手続きとしては、申請者の概要や基礎的な観光資料に加え、地域の現状分析を行ったレポートを作成、観光庁のサポートレターを添えて UNWTO に提出するのみである。申請費用は無料である。申請後は、関係者を含めたワークショップを定期的を開催すること、および進捗レポートを毎年 UNWTO へ提出することが求められるが、運営は基本的に、各地域の自主性に任せられている。
- 世界の観光政策においては、量から質への方針転換が図られており、なかでも「持続可能な観光」の推進は観光の国際競争力を決定づける重要な要素となっている。持続可能な観光に向けた政策形成には、住民を含む関係者一丸となった取組みが不可欠である。世界各地で指標導入等の取組みが開始されているが、指標導入や認証取得だけでは不十分である。課題を把握し、エビデンスに基づいたモニタリングを継続的に実施することが、改善策を講じるためには必要である。また、エビデンスに基づいたモニタリングは、地域のプロモーションや地域住民への説明責任といった観点でも活用が可能であると考えられる。中国やインドネシアは、国際機関のプラットフォームを活用し持続可能な観光に取り組んでいることを国際的に発信しており、INSTO に加入する地域も増加している。このようなプラットフォームを沖縄県でもぜひ活用していただきたいと考えている。INSTO や UNWTO の取組みに関心がある方は、駐日事務までお問い合わせいただきたい。



図表 26 基調講演の様子

(質疑・応答)

- 質問者：持続可能性についての意識の向上に関して、アンケート調査では 9 割弱の人々が「サステイナブルな旅行を希望」と回答しているという話があったが、具体的にサステイナブルな旅行とはどのような旅行か。
- 鈴木氏：例えば、自然環境の保護に関する活動やレクチャーを受けるツアーに参加したり、自然保護に関する取組みを実施しているホテルに宿泊したりする旅行がある。
- 質問者：そのような自然保護に関わる要素に加え、地域住民との交流や相互理解、自然保護に対する意識の醸成を図る場の提供もサステイナブルな旅行に当たると考えてよいか。
- 鈴木氏：その通りである。
- 質問者：持続可能な観光の推進が、観光の国際競争力を決定づける要因であると指摘されていたが、観光の国際競争力とは具体的にはどのような定義がなされているのか。持続可能な観光が、競争力を測る上で最も重要な要素であると世界的に評価されているという認識で正しいか。
- 鈴木氏：その通りである。観光の国際競争力の定義については、レポートには記載されていないが、観光客が訪問先を選択する際に影響を与える要素として、持続可能性が非常に重視されているという理解でよい。

●質問者：INSTOに関して、中国やインドネシアが先進事例として取り上げられていたが、日本国内で先進的な取組みがなされている地域について教えていただきたい。

○鈴木氏：日本にはINSTOの加入地域が存在しないため、具体的な取組みを調査したことはないが、UNWTOでは沖縄県がサステナブル・ツーリズムに積極的に取り組んでいると認識しており、

ぜひ沖縄県にもINSTOに参加していただきたいと考えている。その他、北海道や和歌山県がサステナブル・ツーリズムに関する取組みを積極的に推進している。

●質問者：北中城村では女性長寿日本一を謳っているため、健康長寿を兼ねたサステナブル・ツーリズムに取り組んでいきたいと考えており、ぜひアドバイスをいただきたい。

○鈴木氏：具体的なアドバイスは難しいが、近年の旅行者の傾向として、高齢化に伴いヘルスツーリズムやメディカルツーリズムに対する関心は非常に高まっている。UNWTOでもヘルスツーリズムやメディカルツーリズムに関するレポートの作成に着手し始めている。



図表 27 基調講演の様子

## 2) パネルディスカッション

パネルディスカッションの概要を以下に示す。

図表 28 パネルディスカッションの概要

テ ー マ	サステナブル・ツーリズムの沖縄での展開に向けて
登 壇 者	鈴木 宏子氏（国連世界観光機関（UNWTO）駐日事務所 副代表） 仲盛 敦 氏（竹富町 世界遺産推進室長補佐） 徳岡 春美 氏（特定非営利活動法人西表島エコツーリズム協会 事務局長） 糸数 寛氏（日本トランスオーシャン航空株式会社 コミュニケーション部門長 執行役員） （コーディネーター：花井 正光氏（NPO 法人沖縄エコツーリズム推進協議会 会長）
形 式	パネルディスカッション

### <パネルディスカッションの概要>

#### ○仲盛氏

- 本日は、竹富町において世界自然遺産の登録に向けて実施している、適切な観光管理の実現に向けた取組みについてご紹介する。
- 現在、西表島は世界自然遺産登録を目指している。西表島の自然環境をみたい、体験したいという観光客が年々増加している。過去には年間 40 万人の観光客が訪れていた時期もあったが、東日本大震災の影響で一時減少し、その後回復、現在は年間 30 万人の観光客が訪れている。以前は団体旅行客が多かったが、昨今では個人旅行客が増加傾向にある。
- 「持続的な西表島のための来訪者管理基本計画」は、世界遺産登録に向けた取組の一環であり、竹富町だけでなく環境省や沖縄県と共同で取り組んでいる。内容としては、観光客の受入方針、受入容量の設定、利用の計画的誘導等が盛り込まれている。観光客の受入上限設定はあくまで目標値であるが、目標値を達成できなければ西表島の自然環境の価値は確実に失われていくと考える。目標値を実現するためには、観光事業者や交通事業者の協力が不可欠である。
- 観光の最前線に立つ観光ガイドが正しい行動を取らなければ、自然環境に対する負荷が懸念されるため、竹富町では「竹富町観光案内人条例」を制定し、観光ガイドの免許制度を導入した。竹富町観光案内人条例の目的は、観光ガイドの適正化を図り、地域に根差した質の高いガイドの確保・育成である。これにより、自然観光事業の適正化や自然環境保全など、持続的な地域振興の実施を目標としている。条例の具体的な内容としては、自然観光事業を営もうとする者に対し、町長からの免許取得を義務付けている。免許取得後には、遵守事項を守り義務を果たす責任を負い、技術の向上を図るために講習会へ参加したり、地域振興や自然環境の保全活動に積極的に参加したりすることとなる。また、観光ガイドはフィールドの利用の状況を町へ報告する役割を担っている。町は、観光案内人を通じ自然環境の状況を把握しているのである。これに対し、竹富町は、観光ガイドが適正に業務を行うよう指導していく義務を負う。観光ガイドが業務を行う上で、必要な知識や技術を有しているか、持続的な地域振興を達成するためにどれだけ地域に貢献しているかを査定する。



図表 29 パネル討論の様子

- 竹富町では、「西表島エコツーリズム推進全体構想」の策定に向けた取組みを進めている。これはフィールドの利用ルールや立入制限等、規則を遵守しながら地域資源を活用していこうとするものである。
- これらの取組みを継続的に実行していくためには、自然環境の保全および観光管理のための資金と実施体制の確保が必要であり、入域料の導入や観光管理を担う組織の設立等を検討していく必要があると考えている。



図表 30 発表資料（仲盛氏）

- 竹富島ではすでに入島料を徴収する取組みが始まっている。琉球王国時代の集落景観を見るために、年間50万人の観光客が竹富町を訪れる。現在の観光振興の背景には、島民が団結して集落の景観を守ってきたという歴史がある。観光客の増加に伴い、島民の負担だけでは維持が困難になってきたため、来訪者にも保全にかかる費用を一部負担してもらおうということで、昨年9月から入島料300円の徴収が開始された。平成27年に施行された「地域自然資産法」に基づき、「竹富島地域自然遺産地域計画」を策定し、それに基づいて入域者から負担金を徴収している。負担金は、地域自然保全活動に充てるという仕組みである。
- 島民から構成される「一般財団法人竹富島地域遺産財団」が入島料の徴収や使用用途の選定を担っている。本取組みは始まったばかりで課題はあるものの、このような場で報告できることを嬉しく思う。

#### ○花井氏

- 仲盛氏にご紹介いただいた事例は、おそらく県内では初めての試みばかりである。エコツーリズム推進法に基づく全体構想については、早い時期から取り組んでいる地域も存在し、座間味村や渡嘉敷村では、全国で2例目の認可を受けているが、その後の展開については明確でない。竹富町の取組みの今後に関心を持ってもらえればと思う。

#### ○徳岡

- 本日は、サステナブル・ツーリズムに関連して、私たちが行っている活動についてご紹介する。
- 西表島エコツーリズム協会は、1996年に発足し、「人と自然が共生する西表島」をテーマに掲げ、「環境保全」「環境教育」「文化継承」「エコツーリズム」という4つの柱に基づき活動している。
- 環境保全に関する取組みとしては、ビーチクリーンのサポートや地域の人々と一緒にできるモニタリング活動（希少魚類、珊瑚、植物、ホタルなどのモニタリング活動）を行っている。
- 環境教育の部分では、地域の住民向けの環境教育と島外から訪れるJICAや大学生向けの環境教育を実施している。地域の子供向けの取組みも行っており、毎年夏休みには「こどもウィーク」を開催している。
- 文化継承の分野では、島人文化祭を3年に1度開催している。島人文化祭は、島内で文化活動をしている人々が集い交流したり、活動報告をしたりする大きなイベントである。また、地域の伝統芸能の資料を収集し、普及啓発を行っている。

- エコツーリズムの分野では、2002年に独自のエコツーリズムガイドラインを作成した。また、ガイドの養成事業として、外部研修を行っている。
- 2002年に「西表島エコツーリズムガイドライン」を作成したが、作成から10年以上が経ち、現状の規制等との整合性が取れていない部分が出たため、見直しをすることになった。西表島では、観光事業者やガイド事業者が増加してきたことや、世界自然遺産の候補地となったこともあり、行政と連携し新たなガイドライン作りが始まった。
- 2002年に作成したガイドラインでは、「環境への配慮」、「安全への配慮」、「生活文化への配慮」、「情報提供」が大きなテーマとなっており、地域への還元に関する事柄が多く含まれている。現在改めて見直しても、十分に通用する内容であるため、エコツーリズム推進全体構想の参考にしてもらえればよいと思っている。ただし、最近はこのガイドラインについて発信する場を設けていなかったため、再度しっかりと見直しをし、積極的に発信していきたいと考えている。
- 西表島エコツーリズム協会では、持続可能なフィールド利用を目指し、行政と連携して取組みを進めている。平成28年度からは、町からの受託事業としてガイド事業者の実態調査を行い、ガイド条例等の検討を行っている。こうしたルール作りの過程では、ガイド事業者が直接参加する場面もある。西表島エコツーリズム協会は、行政と地域（ガイド事業者）をつなぐ調整役を担っている。
- 地域を守っていくためのポジティブな規制ではあるが、現場ではこれまでも自主ルールによって地域を守ってきたのに、どうして今更規制が加わるのかといったネガティブな反応もある。こうした意見に対し、規制以外で取入れるべき考え方を3点紹介したい。
- まずひとつめは、「長い年月守ってきた先人たちの知恵から学ぶ」ということである。文化の継承に関する活動の中で、年配の方々に話を聞くと、「昔は一定期間海にも山にも入らず、ものを取らない期間を必ず作り、ものを取る場合も根こそぎ取るのではなく、必ず残すという方法で植物にも生き物にも接していた」という。自然の恩恵を持続的に受けるためには、そうしたやり方が重要であることを、先人たちは当たり前で認識していたのである。そのような先人の知恵を今日に受け継いでいくべきである。
- ふたつめは、「資源を賢く利用する。使わない、入らないでは守れない。」ということである。西表島では、1年使用されなかった道は道ではなくなってしまう。利用することで守られてきたものもあるため、全てに対し規制を設けることは、長期的に見ると問題となり得るのではないかと思う。
- 最後は、「持続可能な観光は、持続可能な暮らしから」ということである。西表島は、面積は大きい住民は2400人程しかいない。その多くが観光に従事しているため、まず自分たちの暮らしをどのように持続可能にしていくかを考えるべきである。日々の暮らしの中で、持続可能について考えることが、持続可能な観光の実現につながっていく。来訪者が地域の人々の暮らし方を見て、住民みんなが地域のことを大事に思っているのだということを理解できるようになるとよい。



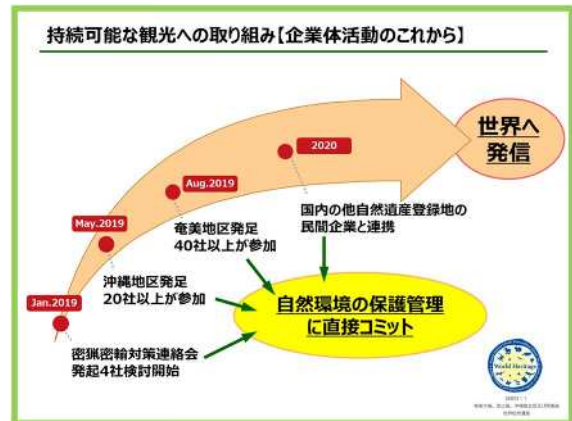
図表 31 発表資料（徳岡氏）

○花井氏

・エコツーリズムに関する取組みについてご紹介いただいたが、鈴木氏からご紹介のあったサステイナブルな考え方が、よく実践されてきた事例であると思う。沖縄県では、サステイナブル・ツーリズムとエコツーリズムが早い時期から意識されてきた。このふたつの概念は明確に使い分けられてきたわけではなく、ほぼ同等の位置付けにあったが、県内ではエコツーリズムの方がやや先行してきたように思う。この点についても整理する必要がある。

○糸数氏

・世界自然遺産推進共同企業体は 2019 年 5 月に発足した。2018 年に世界自然遺産登録が延期になった際、世界自然遺産登録に向けた取組みにおける民間組織の不在が問題になった。希少種の密猟・密輸の発生に対し、本業を通じた対策に協力したいと JAL グループの取組みが始まった。当初は、日本郵便や NTT ドコモ等を中心に、各企業が個別に活動していたが、地元企業の連携による相乗効果を期待し、企業の垣根を超えて 26 社で共同企業体を立ち上げた。2020 年 2 月現在は 42 社が参画している。



図表 32 発表資料（糸数氏）

- ・世界自然遺産推進共同企業体の理念は大きく 3 つである。「自然や文化の価値を守るため、地域社会とともに前進します。」「企業体活動を通じて新たな社会的価値を創造し、発信します。」「普遍的価値を次世代に継承する責任を自覚し、持続可能な社会づくりを推進します。」の 3 点である。特に SDGs を意識して取組みを推進している。
- ・持続可能な観光への取組み企業体として期待されることは、次の 3 点である。まず、「登録地域が複数の地域にまたがっているため横の連携が必要になる。」という点である。世界自然遺産の候補地には、沖縄県だけではなく鹿児島県の奄美群島が含まれている。共同企業体は沖縄県で発足したが、現在では鹿児島県とも連携をしている。つぎに、「一企業では限界のある取組が、共同活動を通じて相乗効果を生む。」、そして「理念を共有した企業体による意思統一が図られ、活動のスピード感・範囲が広がる。」ということである。
- ・JAL グループでは、2016 年 1 月から様々な活動を行ってきた。やんばる地域の啓発の看板やロードキル防止標識の設置、飛行機の翼に 3 地域を象徴する希少動物（やんばるくいな、イリオモテヤマネコ、アマミノクロウサギ）をペイント、ビーチクリーンや除草活動にも積極的に取り組んできた。
- ・世界自然遺産推進共同企業体の取組としては、奄美・沖縄の自然環境に関する勉強会の開催、外来植物の防除活動、飛行機やトラックのラッピングを通じた普及啓発活動、企業理念等に関する担当者とのディスカッション会議の実施等が挙げられる。
- ・世界自然遺産推進共同企業体のこれまでの歩みとしては、2019 年 1 月から持続可能な観光への取組みが始まり、2019 年 5 月に沖縄地区にて 26 社が参加し共同企業体が発足、2019 年 8 月には奄美地区も加わり 40 社が参画した。現在は、世界自然遺産登録に向け、国内の他自然遺産登

録地の民間企業との連携を進めている。今後は、国内の観光地と連携しながら、世界へ発信していきたいと考えている。

- 世界自然遺産推進共同企業体は、発足当初からサステナブル・ツーリズムを目指していたわけではない。「自然や文化の価値を守るため、地域社会とともに前進すること」、「企業体活動を通じて、新たな社会的価値を創造し発信すること」、「普遍的価値を次世代に継承する責任を自覚し持続可能な社会づくりを推進すること」という3点が企業体の理念に含まれていたことがサステナブル・ツーリズムにつながっているのではないかと認識している。
- 最後に、「次世代との約束、地域との約束、希少動物たちとの約束」とあるが、今回の世界自然遺産の登録はゴールではなくスタートだと意識している。貴重なかけがえのない自然を次世代の子供たちに残すために、どのように守り、大事に育て、サステナブル・ツーリズムにつなげていけるかを考えることが重要だと認識している。

#### ○花井氏

- パネラー3名の発表では、「世界自然遺産」という言葉がキーワードであった。沖縄県では、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」が世界文化遺産に登録されて、今年で20年となる。世界自然遺産への登録が実現すると、沖縄県では文化と自然の両方を見ることができるようになる。文化と自然どちらかではなく、両者を一体的に視野に入れて取り組むべきである。



図表 33 パネル討論の様子

- 基調講演の際にサステナブル・ツーリズムについて質問をされていた方、3名の発表を受けて、サステナブル・ツーリズムの概念をある程度理解できたか。

#### ●質問者

- サステナブル・ツーリズムの実現には、地域住民との相互理解が不可欠である。地域住民の協力がなくして、相互理解は不可能である。各地域によって様々な考え方があると思うが、地域の状況を把握した上で相互理解を深めていくことが重要であると理解した。

#### ●質問者

- 世界遺産というと、どうしても知名度の向上に結び付くため、登録の目的が観光客の誘客促進であるのではないかと感じてしまう。その点とサステナブル・ツーリズムには、どうしても相反する部分を感じてしまう。世界遺産登録により、一気に注目が集まり観光客が激増すれば一時的な経済効果は見込めるが、その先には負の影響があると感じている。世界自然遺産登録により目指す部分と、サステナブル・ツーリズムのあり方との整合性をどう担保するのかをうかがいたい。多良間島ではサステナブル・ツーリズムへの取組みが遅れているが、周りの状況を見つつ追随していくことで、今後の観光客の誘客につなげていきたいと考えている。

○仲盛氏

- 竹富町では、来訪者管理計画を策定し目標値を定めているが、策定の過程には観光事業者も参加している。また、計画の最終決定は地域住民の代表者や関連団体が集まった場で行われた。このように計画の策定過程や最終決定の場に地域の人々が参加することで、理解を促すことが可能であると考えている。
- 世界遺産登録されることで、より観光客のニーズが高まると予測される。観光客の増加に対して、どのように計画を担保するかという点に関しては、それぞれの取組みに関するプロモーション等に取り組んでいきたいと思っている。



図表 34 パネル討論の様子

○糸数氏

- 現在、国内には 4 件の世界自然遺産が存在するが、民間企業による共同体が立ち上がっている地域は 1 箇所もない。沖縄地区および奄美地区で発足した共同企業体には 2 つの意義があると思う。まずは、世界自然遺産登録によるメリット、デメリットについて議論できる交流の場を民間企業体で創出できればと考えている。もうひとつは、今回世界自然遺産へ推薦しようとしている「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」は、鹿児島と沖縄両県にまたがっており、奄美群島と沖縄地域が同じクオリティを保ち、同じ世界自然遺産であるという認識を持たなければならない。鹿児島県と沖縄県の人々が交流できる場の創出を民間企業としてお手伝いできればと思っている。

○花井氏

- 世界自然遺産への登録を目指す流れの中で、これまでになかった共同企業体という仕組みが始まった。講演で紹介された海外の事例も含め、UNWTO の活動とギャップを感じる部分（足りない部分）があればお聞かせいただきたい。

○鈴木氏

- 会場からご指摘があった通り、世界遺産登録により過度な観光客の集中が生じる可能性があるという懸念は確かにある。UNWTO では、世界自然遺産および文化遺産の保護と活用を両立するための取組みを推進している。観光客がもたらす収益を自然遺産や文化遺産の保護に活用することに重点を置くべきであるという提言を行っている。地域が住民の理解が最も重要であるため、自然遺産や文化遺産によって地域が豊かになり、住民の幸福度向上が図られるような取組みが必要である。
- 花井氏のご指摘の通り、沖縄県では、かなり早い時期からエコツーリズムに関する取組みが行われてきた。ただし、国としてサステナブル・ツーリズムに重点を置き始めたのは最近のことであり、世界への PR という意味では他国と比較し遅れていると感じている。

○花井氏

- 鈴木氏の最後のご指摘は、日本には、講演でご紹介のあった INSTO への加盟地域が 1 箇所もなく、指標により地域の現状を把握し、フィードバックするという仕組みの導入が進んでいないとい



う話である。ただし、沖縄県では既に指標を設け、持続可能な観光に向けた取組みが推進されてきた。この点について、県観光振興課としての考え方や今後の進め方を教えていただきたい。

○沖縄県（前本氏）

- 今年から、全庁的にSDGsに取り組んでおり、観光分野でも持続可能性が強く意識されている。
- 観光収入 1.1 兆円という大きな目標を掲げ、各種観光施策に取り組んできた。その結果、入域観光客数は順調に推移したが、地域住民と観光客との間に様々な問題が生じており、それらを解決しなければ観光立県としての存続は難しいと考えている。今後は、観光客だけではなく、地域住民の視点からも観光振興に取り組んできてよかったと思えるような地域づくりを推進していきたいと思う。観光産業に従事している人々が誇りを持って働ける環境を作っていきたい。
- 来年度には、第6次沖縄県観光振興基本計画の策定作業が始まる予定である。現在、沖縄県におけるサステナブル・ツーリズムのあり方について議論をする検討会を開催し、関係者の意見を集約するとともに、県への提言を取りまとめているところである。検討会からの提言を次期計画に反映し、沖縄県がSDGsにも基づいた観光振興を実行できるような計画を策定できればと考えている。

○花井氏

- パネラーからご紹介のあった取組みの数々は、個々に独立したものではなく、他の取組みや様々な仕組みと関連しながら進められているものであるが、全体の関係性が見え難く、全体像を理解することが難しい。全体像を理解しやすくすることも大切であり、本シンポジウムのように議論を交わすことができる場を作ることが重要である。沖縄県は、20年程全国に先駆けてサステナブル・ツーリズムやエコツーリズムに関する取組みを実施してきたが、多様なステークホルダーが参加する議論の機会が少なかったように思う。今後は、様々な関係者が議論に参加する場を増やしていく必要がある。

○仲盛氏

- 本シンポジウムを通して、サステナブル・ツーリズムに対する理解がより深まったと感じている。
- 徳岡氏より、「サステナブルな観光は、サステナブルな暮らしから」というご発言があったように、サステナブルな社会の実現がサステナブルな観光につながるのではないかと考えている。竹富町には、島や集落が多数存在し活発な交流が行われている。地域住民との関わりによって守られてきた景観や伝統があるため、そうした部分からサステナブルな観光の実現を目指していきたいと考えている。

○徳岡氏

- 世界自然遺産の登録に向け、現場の人間としては期待より不安が大きい。近年、行政とガイド事業者や住民が参加して議論する場が設けられているが、それは、これまでの西表島にはなかった取組みである。このような継続的な議論の場は、世界遺産になるならぬに関わらず重要なものである。
- 海外と比較すると、日本人がサステナブルな旅行を求める割合は依然として低いということであるが、その点をどのように改善するか考えなければならない。観光客がサステナブルな旅行を求めない限り、それを推進していくことはできないと思っている。

○糸数氏

- ・オリンピックの前に世界自然遺産への登録可否が発表される。すぐに影響が出るかはわからないが、少なくとも人々の関心が向くということが重要である。
- ・世界自然遺産に登録された場合には、日本人だけでなく外国人の訪問も増加すると考えられ、多言語対応等、インバウンドへの対応が必要になる。国際的な観光地となるため、行政や観光施設、そして地域住民と連携しながら、民間企業体として取組みを支援できればと思っている。

○鈴木氏

- ・多様なステークホルダーが参画し、継続的な議論を進めていくことが重要である。
- ・基調講演にてご紹介したように、サステナブル・ツーリズムとは、「旅行者、観光関連産業、自然環境、地域社会の需要を満たしつつ、経済面・社会面、環境面の影響も十分考慮に入れた観光」である。UNWTOでは、例えば旅行者に対しては、「地域に敬意を払いましょう」という主旨のチラシを作成し啓蒙を行っている。観光関連産業に対しては、「環境・文化・社会に与える悪影響を最小限にしながら観光産業の発展を最適化しましょう」という主旨の「世界観光倫理憲章」を策定し啓蒙を行っている。この憲章については、観光倫理やサステナブル・ツーリズムに関心の高い民間企業に署名していただくという取組みも行っており、今年はツーリズム EXPO ジャパンで署名式を行う予定である。自然環境や地域社会の満足度については、改善点を明らかにするためにモニタリングが必要である。沖縄県では既に観光指標が策定されているため、それを活用して改善を図っていけばよいと思う。

○花井氏

- ・サステナブル・ツーリズムの推進に向けた活動は、UNWTOの発足前から行われてきたが、依然として浸透していない現状にある。ただし、本シンポジウムのような場への参加者の多様性は増してきたように感じる。数年前までは旅行関連事業者の参加が大半であったが、本日のシンポジウムにも、様々な分野の方にご参加いただいているように、ここ数年では自治体やその他の事業者の方にもご参加いただけるようになってきた。今後も、さらに多様な方々の参画を目指し、県とともに魅力的なプログラムを企画したいと思う。

●質問者

- ・竹富町で導入予定のガイド認定制度について、詳細を伺いたい。

○仲盛氏

- ・西表島エコツーリズム全体構想のもと、特に観光客の来訪が集中する箇所を「特定自然観光資源」に指定し、利用事業者や入域人数の制限をしようと考えている。観光案内人条例は、一定の規定を満たす観光ガイドに対し免許を与える制度である。



図表 35 パネル討論の様子

●質問者

- ・最終的に観光案内人条例が施行されるのはいつ頃か。

○仲盛氏

- ・施行は2020年4月1日からである。2月中を目途に施行規則を作成する予定である。この施行規則において詳細が決定される。施行規則を作成するためのパブリックコメントを実施しており、結果は竹富町HPにて公開予定のため、参考にしていただきたい。

○花井氏

- ・昨日からパブリックコメントの実施が始まっている。関心のある方は竹富町のHPをご覧ください。

## 4.4 参加者アンケート

### (1) アンケート調査票

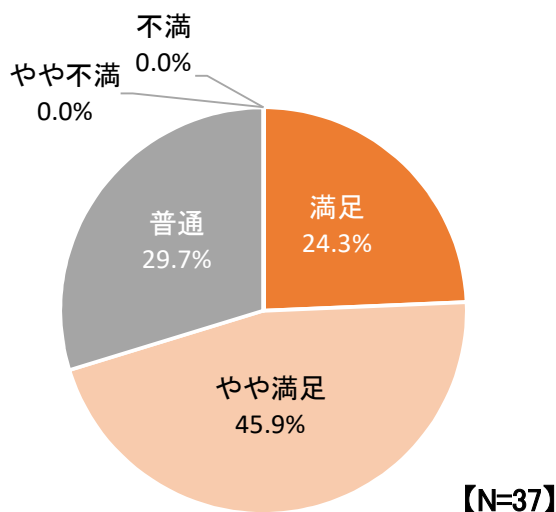
サステイナブル・ツーリズムシンポジウム 参加者アンケート					
〔ご所属 _____ 氏名 _____ 〕					
本日はお疲れ様でした。本アンケートは、皆様のご意見・感想をお伺いすることにより、今後の各種施策の展開の参考にするために行うものです。以下の質問にご回答をお願いします。					
<b>(1) シンポジウム全体の評価についてお聞かせください。</b>					
(番号に○を付けてください)					
シンポジウム 全体の評価	満足 5	4	普通 3	2	不満 1
<上記の理由をお教えください>					
<b>(2) 参加した各プログラムの内容は理解できましたか。</b>					
(番号に○を付けてください)					
第1部 (基調講演)	理解できた 5	4	普通 3	2	理解できなかった 1
第2部 (パネル討議)					
<上記の理由をお教えください>					
<b>(3) 参加した各プログラムの内容は業務およびご自身の取り組みに役立つものでしたか。</b>					
(番号に○を付けてください)					
第1部 (基調講演)	役に立つ 5	4	普通 3	2	役に立たない 1
第2部 (パネル討議)					
<上記の理由をお教えください>					
<b>(4) 今回のシンポジウムを踏まえ「沖縄観光を持続可能なものとしていくためには、どのような取り組みが必要か、ご意見をお聞かせください。</b>					
<b>(5) その他、今回のシンポジウムの内容や持続可能な観光(サステイナブルツーリズム)について、ご意見、ご感想をお聞かせください。</b>					
ご協力ありがとうございました。					

## (2) 回収票数

参加者アンケートの回収数は38票（回答率70.4%）であった。

## (3) アンケート結果

### 1) シンポジウム全体に対する評価



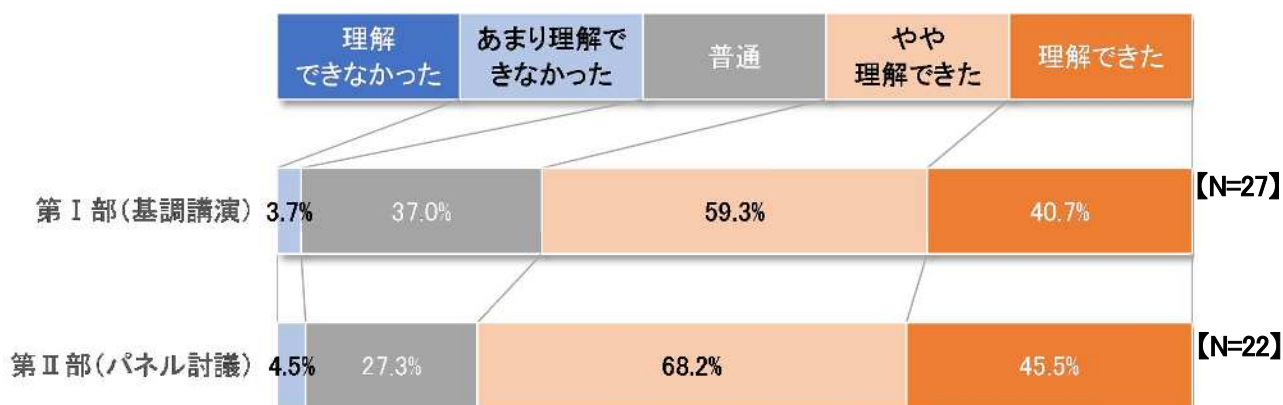
#### <理由>

評価	コメント
満足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オーバーツーリズムへの対応策として、世界的に有名な観光地であるクロアチアの事例が参考になった。観光客の制限はもちろん、分散化と周遊を促す無料交通サービスを沖縄でも取り入れ、「量から質へ」の転換を図る必要がある。</li> <li>・今後の観光、観光業を改めて考えるきっかけとなった。</li> <li>・理解が曖昧だった「サステナブル・ツーリズム」や「オーバーツーリズム」、「INSTO」について理解することができた。</li> <li>・サステナブル・ツーリズムの意味を理解することができた。</li> <li>・各地域の具体的な例を聞くことができ、理解がしやすかった。</li> <li>・このようなシンポジウムへの参加は初めてだったが、大変参考になる内容だった。</li> <li>・貴重なお話を聞くことができ満足している。</li> </ul>
やや満足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・UNWTO と竹富町の取組み内容には哲学性があり、現実的な取組みと事務的な登録の合致性を確認することができた。</li> <li>・サステナブル・ツーリズムに関する世界の動向がよく理解できた。ただし、具体的に今後どのような行動を取るべきかがわからなかった。</li> <li>・竹富町の取組みを聞くことができよかった。</li> <li>・UNWTO からタイムリーな情報を得ることができ、参加してよかったと思った。</li> <li>・サステナブル・ツーリズムの概念を完璧に理解したわけではないが、シンポジウムを通して少しは理解することができ、で良かったと思う。</li> <li>・サステナブル・ツーリズムに関する理解が少し深まった。</li> <li>・各国の取組がよくわかりました</li> <li>・自分たちが地域で行ってきた取組みを整理する、よい機会になった。</li> <li>・議論の時間が足りていない。</li> </ul>

評価	コメント
普通	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 内容が具体性に欠ける。</li> <li>• 世界的に観光客が増加する中で、アジアはより驚異的な伸び率を見せていることや、観光客の傾向が変化中、国際的に持続可能な観光が不可欠な潮流になってきていることが、よく理解できた。</li> <li>• 多良間村役場の方が投げかけた「サスティナブル・ツーリズムと自然遺産登録に相反するものを感じる」という指摘への回答が、納得できるものではなかった。西表島エコツーリズムの徳岡さんの「不安を感じている」という意見が、行政や企業ではない人々の本音なのではないか。</li> <li>• UNWTO や INSTO について、自分たちが実際にどのように活用できるのかが理解できなかった。</li> <li>• 基調講演では資料を見るだけになってしまったが、パネル討論では事例も多く、持続可能な取組を地域の人々とともに考えていきたいと感じた。</li> <li>• 基調講演では具体的な内容が少なかった。パネル討論については、自然遺産登録に向けた具体的な議論を聞くことができ勉強になった。</li> <li>• 時間がやや短かった。もう少し竹富町や西表島の方の話を聞きたかった。</li> <li>• エコツーリズムや自然遺産の話が中心になっていたが、もっと幅広くオーバーツーリズム(特に社会や経済の問題)もテーマにして欲しかった。</li> </ul>

※「やや不満」、「不満」の回答はなし

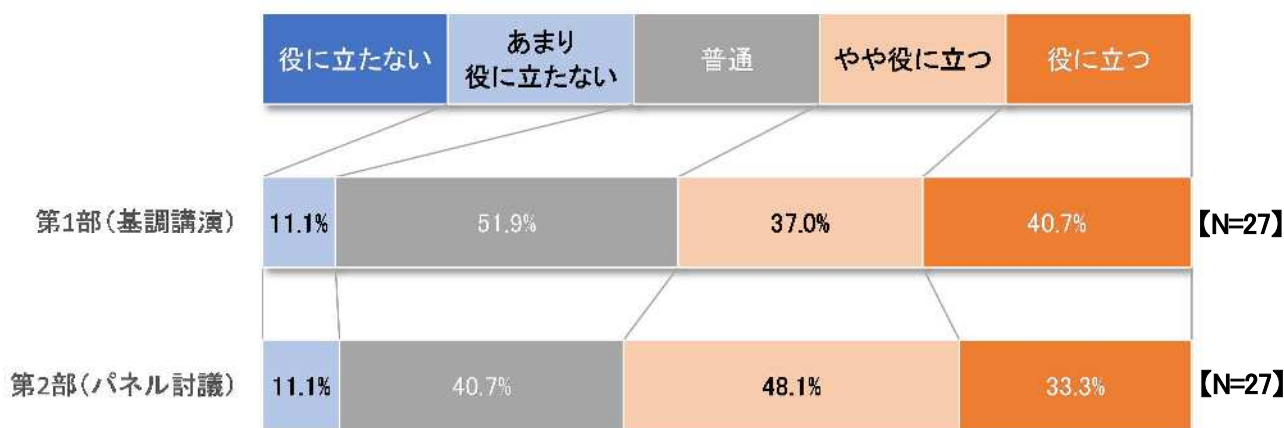
## 2) 各プログラムの理解度



### <意見>

- 登壇者の説明および資料がわかりやすかった。
- 実際に課題に直面している立場にいるため、理解はすぐにできた。
- 西表島エコツーリズム協会の取組が素晴らしいと思った。行政と連携し、地域と共生している姿が理解しやすかった。
- パネル討論では、自身が観光業に従事していることもあり、内容が身近で理解がしやすかった。現状だけでなく、今後についてどこまで考えることができるかが、とても大切なことであると感じた。
- 様々な視点からの見解を、事例を交えて聞くことができ、理解しやすかった。
- 事例が紹介されていてわかりやすかった。
- 持続可能な観光や、それに向けた取組みへの理解が深まった。
- シンポジウムの参加者へは、思いが伝わっていると思う。大事なことは、その思いを地域に伝えることができるかどうかである。
- 各組織の取組みを知ることができ、参考になった。
- 事業者目線の具体的な説明があり、大変参考になった。
- 資料が見やすかった。
- 今後の課題はオーバーツーリズムであることが理解できた。
- 基調講演は大変良く理解できた。パネル討論は、各組織の取組み紹介が多かったが、もう少しパネリスト自身の意見を聞きたかった。
- 民間企業でも取組み可能な事例等に関する説明が不足していた
- 基調講演では、具体的に今後どのように取組みを進めるべきかを聞きたかった。また、日本国内の状況について説明してほしかった。
- パネル討論の内容は理解できたが、発表者が立って話をしていたため、投影資料が見えず、困った。
- シンポジウムのタイトルを「自然遺産登録に向けて・・・」とするべきであった。
- 沖縄エリアでは、修学旅行の受入施設として農村体験を利用している。また、欧州からの一部の観光客へも、農業体験を提供している。欧州の観光客は食文化や長寿に対し、高い関心を持っている。沖縄県としても農村体験を大々的にアピールして欲しい。

### 3) 各プログラムの役立ち度



#### <意見>

- 今回のシンポジウムを通して、サステナブル・ツーリズムの重要性を実感した。行政も重視している事柄であると思われるため、今回のシンポジウムは役に立つと思う。
- オーバーツーリズムは訪日観光にとって重要な課題である。京都等、シーズンによっては受入可能キャパシティ以上の観光客が押し寄せる地域が多くある。基調講演で紹介のあった、観光客の分散化やオフシーズンの誘客促進等は、今後に向けた大きなヒントとなった。
- 自治体の取組み事例が参考になった。
- 観光ツアーの行程を考案する際、地域との関わりや、観光地に住んでいる人々の状況（ゴミ問題や生活道路の交通状況等）を考えるきっかけとなった。
- まずは知識が必要だと思った。サステナブル・ツーリズムに向けた、周辺観光地の取組みを参考にし、協力できるよう心掛けたいと思う。
- シンポジウムで学んだことを今後役に立てたいと思った。
- 自身の業務にすぐに取り入れることが可能なことは思い付かないが、パネル討論から多数のヒントを得た。特に企業の連携について、今後じっくりと考えたいと思う。
- 南城市の施策において重要な情報を得ることができた。
- 世界自然遺産等、県全体で取り組むべき内容についての議論を聞くことができよかった。
- 今回のシンポジウムで得た情報は、村内において今後の企画の参考にしたいと思う。
- 基調講演では、各地域において具体的にどのように取組みを進めるべきかイメージすることができなかった。パネル討論は、文化交流型の企画を更に考えるきっかけとなった。
- 国内の先進的な事例が紹介されていたため、イメージがしやすかった。
- 持続可能性を考慮することは、地域にとって当然のことである。自分たちの世代で、地域の自然資産や文化資源を使い尽くしてしまうような観光は不要だと改めて感じた。
- 当社と西表島エコツーリズム協会と連携の可能性について探りたい。
- 現在、実施している環境に関する取組みをよりPRしていきたいと思った。
- 海外の事例はイメージがし難かった。
- UNWTO の取組みは素晴らしいと思うが、具体的なサステナブル・ツーリズムのモデルケース等を示してほしい。西表島や竹富町の取組みについても、もっと詳しく知りたかった。
- 竹富町の観光案内人条例について、罰則規定等を明確に紹介してほしい。
- SDGs と観光に対する具体的な提案を期待していたが、期待とは少し異なる内容だった。
- コーディネーターの話が多く、質問ができなかった。
- ネクストアクションを考える余裕がなかった。



#### 4) 「沖縄観光を持続可能なものとしていくために必要な取組」に関する意見

- 沖縄県が経済的に自立し成長していくためには、地域の人々に、観光および環境保全の重要性を周知していく必要があると考える。
- 地域が連携して取組むことが重要である。また、地域の人々が納得する観光のあり方を模索するべきであり、オーバーツーリズムなどは決してあってはならない。
- 県全体で認識を共有することが必要である。地域ごとに現状や課題を分析・評価してはどうか（強制力を持たない形で）。
- 観光の質の向上が不可欠である。よく議論されている内容だが、沖縄県では外国人観光客なくしては経済が成立しないと言える状況にあり、欧米向けの長期滞在促進、富裕層向けの誘客アプローチが必要である。観光分野に対し、税金を優先的に投入するべきである。
- 地域住民の意見を考慮した長期的なプランを考える必要がある。
- 観光客は地域住民やコミュニティに迷惑をかけず、観光客側と受入側がともに win-win となるような取組みを考えることが重要である。相互理解と情報共有が容易に行える仕組みが必要であると考ええる。
- 地域住民の思いと行政による取組みのギャップを埋めていくことが必要。
- 仲盛氏のご指摘の通り、各観光地において、現状を把握し保全・管理を適切に実行するために、ガイドは必須であると考ええる。
- 現場の対応力が重要。時代に合わせて考え方を臨機応変に変えていく必要がある。
- 資金確保のために、宿泊税や入島料を徴収するべきである。
- 持続可能な観光に関する具体的な取組事例の発信が必要である。県、自治体、企業、地域住民がそれぞれ何をすべきか、何ができるかを具体的に示す必要がある。
- 観光地の自治体と各サービスの提供者、そして旅行会社等の企業の連携が必要である。
- 地域との対話が不可欠である。多様な企業間の連携を推進していく必要がある。
- 地域の本音を把握する必要がある。
- まずは、行政および観光関連事業者の意識啓蒙が重要である。
- 様々な事業者の意見を取入れたロードマップを策定してほしい。
- 地元の理解は不可欠である。観光収益の確保が求められる。
- 各地域におけるモニタリングが必要。
- 恩納村など、オーバーユースの問題を抱える地域における対応例や今後の取組みについて、情報共有をしてほしい。
- まずは、行政の縦割りを排除するべきである。教育（地域への理解・英語力）、製造業者の育成、農産物の活用、交通政策の問題、長寿等、全てが観光に繋がっているため、縦割り行政では地域全体で観光の質を向上させることはできない。
- 地域により抱えている課題は異なるため、地域ごとに課題を把握し、取組む必要がある。
- スポーツツーリズムやエデュケーションツーリズム等、地域文化交流型の企画を増やしていくことが望ましいと考える。
- 多良間村の方からご指摘があった通り、沖縄県が観光におけるスタンス（量を追うのか、質を追うのか）を明確にする必要がある。

- 地域がメリットを実感できる仕組みが必要である。
- 京都府のように、沖縄県でもホテルの建設に規制をかけるべきである。近年、マンスリータイプのホテルや、数部屋のみラグジュアリーホテルが増加しており、飛行機の座席数に対し、需要と供給のバランスが崩れてきていると感じる。
- 近年、観光施設や商業施設が増加しているが、沖縄県は「島」であるという特性上、人材確保が難しい環境にあり、サービスが追いついていない現状にある。この課題に対する県の見解を知りたい。
- 自然と文化を組み合わせた質の高い観光、「責任ある観光」を実践する必要がある。
- 環境に配慮しているホテル等の観光事業者から構成される企業団体を設立し、持続可能性に配慮した旅行商品の造成・販売に取り組んではどうか。
- 閑散期等に、サステナブル・ツーリズムを推進する集中期間を設けてはどうか。
- 質の向上を軸とする観光政策の推進とインフラ整備が必要。

## 5) その他意見、感想

- 「サステナブルな観光は、サステナブルな暮らしから。」という言葉が印象的で、深く考える機会となった。今後も、サステナブル・ツーリズムへの理解を深めていきたい。
- 保全が最優先であるということを体感的に捉えることができてよかった。
- サステナブル・ツーリズムについてイメージをすることができた。
- 沖縄県では今後どのように取り組むべきか、より具体的に考えていきたいと思った。
- 質の高い観光客の誘客に向け、情報発信に組み込みたい。
- 大変勉強になった。沖縄県もINSTOに参加するとよいと思った。
- 地域住民との地道な対話が必要であると感じた。
- サステナブル・ツーリズムについて、社員の意識統一を図ることから始めたいと思う。
- 日本や沖縄県の都市部におけるサステナブル・ツーリズムの事例があれば聞いてみたい。
- 沖縄県のファンをひとりでも増やすことが、サステナブル・ツーリズムにつながると感じている。沖縄県は、アジアの国々からすると比較的手軽な観光地になりつつある一方、欧米や北米の国々からはから極東のイメージが強い。観光収入を次世代の観光に適切に投資する重要性を感じる。
- 自分たちが行っている取組が間違っていないという確認はできた。さらにその先の取組みについて参考になる助言がほしい。
- 観光客に対する医療面でのフォローについても検討が必要である。
- 県ではサステナブル・ツーリズムを推進しているが、各地域の行政（役場）まではまだ浸透していないと感じる。
- 年度末ではない時期（6月辺り）に開催してほしい。
- シンポジウムの時間をもう少し長くしてほしい（4時間くらい）。
- またこのような機会があれば参加したいと思う。
- このようなセミナーが定期的にあるとよい。

## 第5章 まとめと今後の課題

本業務では、県全域を対象としたエコツーリズム、サステナブル・ツーリズムの推進を目的として、サステナブル・ツーリズムの推進等、県内外の動向について基礎調査を行った上で、沖縄県のサステナブル・ツーリズムのあり方について検討を行った。

### (1) サステナブル・ツーリズム、エコツーリズムの取組・制度等に係る情報収集

持続可能な観光を実現するために実施している国内外のサステナブル・ツーリズム、エコツーリズムの取組・制度等に係る情報収集を行い、検討会における論点として整理した。

今後は、県内における取組推進のために、推進体制の構築に向けて関連主体とも連携を深めつつ、課題の明確化や対応策の立案のために、広範かつ体系的な情報収集を継続的に行う必要がある。

### (2) 令和元年度 沖縄県のサステナブル・ツーリズムのあり方検討会による検討内容及び提言

「地域・経済・環境・観光客」の視点から知見を有する県内外のサステナブル・ツーリズムに関連する有識者及び観光関連事業者を中心に、沖縄県のサステナブル・ツーリズムのあり方について検討会で検討を行い、令和4年度から取組が開始される次期沖縄県観光振興基本計画の策定作業を次年度に控え、次期計画期間中に取組むべき事項について議論し、本検討会の名による提言書としてのまとめを行った。

今後は、令和4年度からはじまる沖縄県観光振興基本計画策定に向けた検討のなかで、本事業で行われた提言内容が活かされることが望まれるが、沖縄県観光振興基本計画の開始期間までの間においても、県内におけるサステナブル・ツーリズムの構築に向けた取組を進める必要があり、内外の動向の的確なフォローによる課題事項の把握や課題解決に向けた具体的取組みの実行が不可欠である。特に住民意向調査の結果を踏まえた対応や、観光庁が検討する持続可能観光指標を踏まえた県内の取組推進については、積極的な事業を継続して展開することが重要である。

また、これらの取組を体系的に進めるにあたって、専門性や継続性などの観点から、従来の枠組みを越えた推進体制の充実を図る必要があり、その受け皿となる専門機関・施設の早期創設が急がれる。

### (3) 人材育成（「サステナブル・ツーリズム シンポジウム 2020」の開催）

サステナブル・ツーリズム、エコツーリズムに係る最新の動向等をテーマとしたシンポジウムを沖縄本島内にて開催し、国内外で主流化しつつある方向性について背景を含め認識共有することが出来た。

今後においても、県内外の動向を踏まえつつ、県内における多様なステークホルダーの参画によるサステナブル・ツーリズムの構築に向けた普及啓発を一層進めるために、このような取組みを継続的に実施する必要がある。



令和元年度エコツアーリズム推進

プラットフォーム業務委託

報告書

令和2年3月

沖縄県

(事業受託者：株式会社オリエンタルコンサルタンツ)